

総務文教常任委員会

日 時 平成30年9月13日(木) 午前9時30分から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(3件)

- (1) 議案第61号 射水市市税条例の一部改正について
- (2) 議案第65号 射水市火災予防条例の一部改正について
- (3) 議案第66号 動産の取得について

2 報告事項(6件)

- (1) 旧新湊庁舎跡地利活用事業について
(企画管理部 政策推進課 資料1)
- (2) 使用料・手数料の適正化に伴う料金改定等の概要について
(企画管理部 人事課 資料1)
- (3) 射水市公共施設再編方針(案)の考え方
(企画管理部 人事課 資料2)
- (4) 第3次射水市行財政改革集中改革プラン(平成30年度改訂版)
(企画管理部 人事課 資料3)
- (5) 射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について
(企画管理部 未来創造課 資料1)
- (6) 射水市地域防災計画の修正について
(財務管理部 総務課 資料1)

3 その他

旧新湊庁舎跡地利活用事業について

1 これまでの経過

旧新湊庁舎跡地の利活用については、公募型プロポーザルを行い、大和リースグループを優先交渉権者として決定し、5月には基本協定を締結した。その後、複合交流施設の隣接地において、宿泊施設進出の動きが見られることなど、状況の変化も踏まえ、関係団体と協議を重ねた結果、賑わいの創出に向けた施設機能や配置等について、当初の提案内容から下記のとおり変更するもの。

2 変更内容（下線部が変更点）

項目	変更前 (大和リースグループの当初提案)	変更後
施設計画	ア 複合交流施設（商工会議所、射水ケーブルは敷地内で別に整備） イ 公共交通ターミナル ウ 公園（宿泊施設進出まで暫定利用） エ 防災スペース	ア 複合交流施設（ <u>商工会議所、射水ケーブルを含めた一体的整備</u> ） イ 公共交通ターミナル ウ <u>宿泊施設</u> エ 防災スペース
面積	1,816 m ²	<u>約 3,400 m²</u> <u>宿泊施設の床面積は、未定</u>
契約方法	30年間の建物賃貸借契約 リース期間満了後、基本的に解体	<u>20</u> 年間の建物賃貸借契約 リース期間満了後、 <u>無償譲渡</u>
契約単価	ア 事業用地の賃貸料（m ² 単価） 年額 649 円 イ 公共施設の賃借料（m ² 単価） 月額 3,700 円（税込） ウ 別途、公共交通ターミナル設計及び工事費あり	ア 事業用地の賃貸料（m ² 単価） 年額 649 円 ※変更なし イ <u>複合交流施設</u> の賃借料（m ² 単価） 月額 <u>税込 3,000 円以下で調整</u> ウ 別途、公共交通ターミナル設計及び工事費あり ※変更なし

3 各施設それぞれの賃料見込み（下線部が変更点）

	変更前 (大和リースグループの当初提案)	変更後
公共施設	契約期間支払額（30年）約 24 億円	契約期間支払額（ <u>20</u> 年）約 <u>14</u> 億円
射水商工会議所	別事業として整備	<u>(別途)</u> <u>建物賃貸借もしくは区分所有</u>
射水ケーブルネットワーク	別事業として整備	<u>(別途)</u> <u>建物賃貸借もしくは区分所有</u>

4 今後のスケジュール

※変更前

	市	大和リース
2018 (H30) 年度	・公共交通ターミナル 基本設計、実施設計	・複合交流施設、外構施設 基本設計、実施設計
2019 (H31) 年度	・公共交通ターミナル 建設工事	・複合交流施設、外構施設 建設工事
2020 (H32) 年度	・供用開始	・供用開始



※変更後（下線部が変更点）

	市	大和リース
2018 (H30) 年度	・公共交通ターミナル、 <u>外構施設</u> 基本設計、実施設計	・複合交流施設 基本設計 <u>(外構なし)</u>
2019 (H31) 年度	・公共交通ターミナル、 <u>外構施設</u> 建設工事	・複合交流施設 <u>実施設計、建設工事 (外構なし)</u>
2020 (H32) 年度	・ <u>公共交通ターミナル、外構施設</u> <u>建設工事</u> ・ <u>一部供用開始</u>	・ <u>複合交流施設</u> <u>建設工事</u> ・ <u>一部供用開始</u>

5 期待する効果

- 公共と民間が複合交流施設に同居することに加え、宿泊施設が隣接することにより、新たなにぎわいを創出
- 施設の維持管理を共同で実施することにより、経費を削減

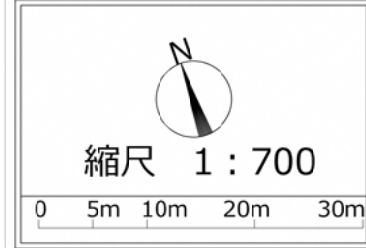
※なお、下記配置図は、おおむねの整備規模を示すためのものである。

全体配置図



<複合交流施設>
 2階建 一部3階建
 延べ床面積 約3,400㎡

駐車場	182台
バス駐車場	4台
タクシー駐車場	10台
タクシー乗降場	2台



使用料・手数料の適正化に伴う料金改定等の概要について

1 趣旨・目的

現行の使用料・手数料には、必要経費に基づく算定方法や受益者負担割合のほか、施設やサービスを利用する場合の減免についての統一的な基準が明らかとなっていないという課題があった。

そのため、受益と負担の公平性を確保する観点から、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)に基づき、現在の使用料・手数料が適正であるかの検証を行った上で、必要な見直しを行うもの。

2 基本方針に基づく算定方法

(1) 使用料の計算方法

使用料の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

貸室等(ホール・会議室等)の原価計算

$$1 \text{ 時間あたり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{貸出対象総面積} \\ \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{利用(室)面積}$$

稼働率...過去の実績を基に、想定可能な稼働率を用いる。

稼働率を乗じることにより、実利用時間に基づく経費を算出する。

個人利用施設(プール等)の原価計算

$$1 \text{ 人あたり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間施設利用者数}$$

(2) 手数料の計算方法

手数料の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{手数料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

$$\text{手数料原価} = (\text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)} + \text{物件費等}) \div \text{年間処理件数}$$

3 使用料改定の概要

今回の改定においては、現行料金と基本方針で示した算定根拠に基づく使用料基準額とのかい離が大きいことから、受益と負担の適正化を図るため、多くの施設において見直しを行うこととなった。

その中においても、基本方針の意義を踏まえつつ、次の点に留意し改定の検討を行った。

改定の主なポイント

(1) 想定可能な稼働率の適用

実稼働率を把握した上で、将来的に稼働が伸びることを見込んだ想定可能な稼働率を用いる。(実稼働率：5.0%～38.5%)

実稼働率 25%未満の場合は、想定可能稼働率を 25%とする。

実稼働率 25%を超えている場合は、概ね 10%を上乗せして、40%又は 50%とする。

(2) 同種目的施設の料金設定の見直し

文化施設 3 施設のホール及び貸室の料金の考え方を統一する。

農村環境改善センター 3 施設の使用料を統一する。

テニスコート 3 施設の使用料を統一する。

(3) 激変緩和措置の実施

現行料金が、使用料基準額と大きくかい離している場合であっても、1.5 倍を超えない範囲で見直す。なお、一部時間帯によっては、現行を下回る改定となる。

例外として、新湊農村環境改善センター、下村テニスコートでは、同種目的施設において料金を統一したため、現行料金の 1.5 倍を超える。なお、新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコートについては現行使用料を下回る改定となる。

(4) 近隣自治体等との均衡

新湊博物館の観覧料は、現行料金を維持する。

文化施設 3 施設のホール使用料は、改定幅を抑制して設定する。

(5) 子ども・子育て環境の充実への配慮

大島絵本館の入館料（一般）の改定幅を抑制して設定する。

陶房「匠の里」及び大島絵本館の市内小・中学生の料金を無料とする。

(6) 障がい者の社会参加促進

農村環境改善センター 3 施設に、障害者団体に対する減額措置を追加する。

(7) 利便性の向上

原則、午前・午後・夜間等の利用区分を廃止し、1 時間単位に改定することで、利用時間に応じた使用料とする。

海竜スポーツランドは、「3 か月」、「6 か月」利用券を新設し、利用促進を図る。

各施設については、下記のとおりとする。

(1) コミュニティセンター

対象施設	各地域のコミュニティセンター全 27 施設
実稼働率	全 27 施設平均 8.9%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 50%：公費負担 50%

部屋面積区分の見直し

これまで、部屋面積に応じて 4 段階区分の料金を設定していたが、実情を踏まえて 5 段階区分に見直す。

現行区分		→	今回改定案	
面積区分	部屋数		面積区分	部屋数
50 m ² 以下	126		50 m ² 以下	126
50 ~ 100 m ² 未満	34		50 ~ 100 m ² 未満	34
100 ~ 150 m ² 未満	1		100 ~ 200 m ² 未満	9
150 m ² 以上	27		200 ~ 400 m ² 未満	14
			400 m ² 以上	5

利用区分設定について

利用区分は、現行の 1 時間単位を維持する。

改定料金の考え方について

使用料については、激変緩和措置 1.5 倍の範囲内において改定する。

減免について

地域のまちづくりの拠点として、地域の実情に応じた自主的かつ柔軟な利用・運営を目的としている施設であることから、現行どおりとする。

営利目的の利用について

公民館に準ずる施設として取り扱ってきたことから、原則営利目的の許可はしていない。ただし、営利を目的とした場合であっても、

- ・コミュニティセンターの目的達成のために必要な事業であるか
- ・コミュニティセンターを利用することが営利事業を援助することにならないか

の 2 点をクリアすれば、地域活動等に支障がない範囲で使用を認めていることから、現行どおりとする。なお、使用料については、基本方針に基づき 2 倍の料金を徴収する。

(2) 生涯学習センター

対象施設	1 施設
実稼働率	8.1%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 5 0 %：公費負担 5 0 %

利用区分設定について

利用区分は、現行の 1 時間単位を維持する。

改定料金の考え方について

相談室の利用料金については、使用料基準額試算を上限として、現行どおりとする。

その他の貸室（和室 1・2、講習室、調理実習室、軽運動室）については、激変緩和措置 1.5 倍の範囲内で改定する。

減免について

基本方針のとおりとする。

(3) 中央公民館

対象施設	1 施設
実稼働率	5.0%
原価の計算に用いる稼働率	40.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 5 0 %：公費負担 5 0 %

利用区分設定について

現行のコマ単位を 1 時間単位に見直す。

また、新湊中央文化会館の施設内施設であることを踏まえ、文化施設の貸室と同様の考え方（3 時間からの貸出を基本とする。）とする。

料金改定の考え方について

中央公民館の使用料基準額の考え方については、新湊中央文化会館の施設内施設であることから、新湊中央文化会館と一体的にコスト計算するとともに、稼働率についても文化施設と同一の率（40%）を用いて算出する。

その上で、新湊中央文化会館の貸室と同様、逡減率（時間の経過とともに 1 時間当たり使用を安価な料金に設定する割合）を用いて計算する。

4 時間を超え 7 時間までは、4 時間を超える時間について 1 時間当たり使用料を 50%、8 時間以降については同じく 1 時間当たりの使用料を 30%とする。

例：第4研修室（1時間あたり1,700円）の場合

4時間利用する場合の使用料

$$(1,700 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間}) + (1,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 時間}) = 6,800 \text{ 円}$$

5時間利用する場合の使用料

$$(1,700 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間}) + (1,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 時間}) + ((1,700 \text{ 円} \times 50\%) \times 1 \text{ 時間}) \\ = 7,650 \text{ 円}$$

8時間利用する場合の使用料

$$(1,700 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間}) + (1,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 時間}) + ((1,700 \text{ 円} \times 50\%) \times 3 \text{ 時間}) \\ + ((1,700 \text{ 円} \times 30\%) \times 1 \text{ 時間}) = 9,860 \text{ 円}$$

減免について

原則、現行どおりとする。

(4) 文化施設

対象施設	3施設 (新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館)
実稼働率	28.3%
原価の計算に用いる稼働率	40.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担50%：公費負担50%

ホールの利用区分設定について

利用者ニーズを考慮し、現行のコマ単位を維持する。

ホールの改定料金の考え方について

市内のホールにおけるコマ単位の料金配分は、以下のとおり統一する。

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前を1とした場合 の 1時間当たりの単価	1.00	1.50	1.85	1.10	1.45	1.15

また、県内他自治体が有するホールの客席数を基に料金比較し、過度に高額とならないように調整する。その際、全体のコマ単位のバランスを考慮し、夜間（18時～22時）を基準にそれぞれの類似施設と比較して見直す。

市内施設名		比較対象施設		平均改定率
名称	客席数	名称	客席数	
新湊中央文化会館	大ホール 1220 席	オーバードホール	2 階 3 階 1152 ~ 1468 席	概ね 4 % 増
	小ホール 392 席	高岡文化ホール(小)	300 席	概ね 10 % 増
		高岡生涯学習センター	403 席	
小杉文化ホール	ひびきホール 818 席	高岡文化ホール(大)	703 席	概ね 5 % 増
	まどかホール 240 席	高岡文化ホール(小)	300 席	概ね 5 % 増
大門総合会館	342 席	高岡生涯学習センター	403 席	概ね 5 % 増

楽屋について

楽屋は、ホールの附属施設として捉え、ホールと同等の率で見直す。

会議室等の利用区分設定について

これまではコマ単位であったが、見直しに合わせ 1 時間単位とするが、基本 3 時間からの貸出として料金を設定する。

会議室等の改定料金の考え方について

利用者ニーズとして長時間の貸出もあることから、逓減率（時間の経過とともに 1 時間当たり使用を安価な料金に設定する割合）を用いて計算する。

4 時間を超え 7 時間までは、4 時間を超える時間について 1 時間当たり使用料を 50%、8 時間以降については同じく 1 時間当たりの使用料を 30% とする。

その他

快適な環境で貸し出す必要があるため、現行も冷暖房加算の考え方はない。

【新湊中央文化会館】

1 階展示室については、利用者が使いやすいように、コマ単位を維持する。

屋外展示場は、駐車場として利用されているため料金設定を廃止する。

【小杉文化ホール】

アトリウムは、会議室やホールへの導線であり、貸出が現実的ではないため料金設定を廃止する。

減免について

現行では、市又は教育委員会が後援する行事を1割減額としていたが、これを廃止する。

(5) 陶房「匠の里」

対象施設	1施設
受益者負担：公費負担割合	受益者負担75%：公費負担25%

陶芸工房の利用区分設定について

陶芸創作には一定の時間を要することから、現行の半日区分を維持する。

陶芸工房使用料（個人）の考え方について

原則1.5倍の範囲内で料金改定を行う。なお、障がい者については一般の施設使用料の半額に料金設定する。また、市内小・中学生は子ども・子育て環境の充実の観点から、無料とする。

陶芸工房使用料（団体）の考え方について

上記の個人料金の考え方と同様とし、原則1.5倍の範囲内で料金改定する。

施設内の貸室（和室、会議室、研修室）の取扱いについて

半日の利用区分であったものを1時間区分に見直し、現行料金の1.5倍の範囲内で改定する。

減免について

現行では、市又は教育委員会が後援する行事を5割減額としていたが、これを廃止する。

(6) 大島絵本館

対象施設	1施設
受益者負担：公費負担割合	受益者負担50%：公費負担50%

入館料（個人）の考え方について

入館料については、使用料基準額試算が現行料金を上回っているが、子ども・子育て環境の充実及び入館者数の減少防止の観点から、改定幅を抑制して設定する。

一般については、510 円から 600 円に見直す。

また、現行の中・高校生料金 310 円、小学生 100 円を、高校生料金 300 円とし、中学生は小学生と同額として見直し 100 円とする。ただし、市内小・中学生は免除とする。(減免について参照)

入館料(団体)の考え方について

上記の個人料金の考え方と同様とし、一般については、410 円を 480 円に見直す。

また、現行の中・高校生料金 250 円、小学生 80 円を、高校生料金 240 円、中学生は小学生と同額として見直し 80 円とする。ただし、市内小・中学生は免除とする。(減免について参照)

シアター(ホール)176 席固定 可動椅子を加えれば約 200 席
大門総合会館のホールと同料金設定とする。

また、現行では夜間(17 時以降)のコマ区分があるが、稼働状況を踏まえて絵本館の開館時間までの利用に見直し、夜間の貸出を廃止する。なお、夜間の利用を希望する利用者には、市内の他のホール利用を促す。

その他貸室について

楽屋は、ホールの附属施設として捉え、シアター(ホール)料金に含める。

オープンギャラリーは、絵本原画展示など、指定管理者の主催事業しか利用が見込まれないため、貸出を廃止する。

パフォーマンスホールは、シアター(ホール)同様、開館時間外の夜間の貸出を廃止する。

ミーティングルームは、大門総合会館の同規模の会議室と同料金とする。また、夜間の貸出を廃止する。

減免について

基本方針に加え、施設の設置目的を考慮し、

- ・市内未就学児親子
- ・市内小中学生以下
- ・障がい者本人及び同伴者 1 名

は、免除とする。

(7) 新湊博物館

対象施設	1 施設
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 25%：公費負担 75%

観覧料の考え方について

観覧料については、使用料基準額試算が現行料金を上回っているが、博物館法では原則無料とした上で、維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることされており、同法の趣旨を踏まえつつ、県内他自治体の同種施設との均衡を図る観点から、現行料金を維持する。

減免について

現行において、中学生以下無料、65歳以上と障がい者は150円であることから、現行を維持する。

(8) 主要体育館

対象施設	6施設 (新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館)
実稼働率	38.5%
原価の計算に用いる稼働率	50.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担50%：公費負担50%

利用区分設定について

利用区分は、現行の1時間単位を維持する。

改定料金の考え方について

使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として1.5倍の範囲内で改定する。

新湊総合体育館の大・小アリーナ、柔道場、剣道場及び小杉総合体育センターの大・小アリーナについては、冷暖房加算を維持することとして、激変緩和措置1.5倍の範囲内で改定する。

また、利用状況を踏まえ、これまで料金の設定のなかったランニング走路の利用については、新たに一般100円、小中学生50円の料金を設定する。

減免について

体育施設において、現行では、市又は行政委員会が後援する大会及び行事を3割減額としていたが、これを廃止する。

(9) 地区体育館

対象施設	2 施設 (本江体育館、七美体育館)
実稼働率	10.2%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 5 0 % : 公費負担 5 0 %

利用区分設定について

現行の 1 回 (4 時間以内) 当たりの利用区分を 1 時間当たりに改定する。

改定料金の考え方について

利用実績から、現行の個人料金設定は廃止し、団体料金のみとする。

使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として 1.5 倍の範囲内で改定する。

(これまで 1 回 (4 時間以内) 310 円としていたが、1 時間単位として 110 円に見直す。)

(10) 主要グラウンド

対象施設	5 施設 (大島中央公園コミュニティ広場、歌の森運動公園多目的グラウンド、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド、薬勝寺池南公園野球場)
実稼働率	27.0%
原価の計算に用いる稼働率	40.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 5 0 % : 公費負担 5 0 %

利用区分設定について

利用区分は、現行の 1 時間単位を維持する。

グラウンドの改定料金の考え方について

現行において、野球ベンチや放送設備等が整っている大島中央公園コミュニティ広場及び薬勝寺池南公園野球場と、それ以外で料金区分を分けているものであり、この区分は維持し、それぞれの使用料基準額試算の範囲内で改定する。

夜間照明の改定料金の考え方について

使用料基準額試算の範囲内で改定する。

(11) 地区グラウンド

対象施設	9 施設 (七美公園、本江、浅井、水戸田、櫛田、大江、 グリーンパークだいもん、サン・ビレッジ新湊、 下村グラウンド)
実稼働率	19.2%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 50%：公費負担 50%

利用区分設定について

利用区分は、現行の 1 時間単位を維持する。

グラウンドの改定料金の考え方について

現行のとおり、地区グラウンドについては、無料とすることを維持する。

夜間照明の改定料金の考え方について

使用料基準額試算の範囲内で改定する。

(12) サッカー場

対象施設	1 施設 (薬勝寺池南公園サッカー場)
実稼働率	13.7%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 50%：公費負担 50%

利用区分設定について

利用区分は、現行の 1 時間単位を維持する。

改定料金の考え方について

使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として 1.5 倍の範囲内で改定する。

(13) テニスコート

対象施設	3 施設 (新湊、歌の森運動公園、下村テニスコート)
実稼働率	16.5%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 75%：公費負担 25%

利用区分設定について

利用区分は、現行の1時間単位を維持する。

改定料金の考え方について

3施設のテニスコートを統一料金となるよう見直し、改定する。

夜間照明の改定料金の考え方について

使用料基準額試算の範囲内で改定する。

(14) 野球場

対象施設	1施設 (歌の森運動公園野球場)
実稼働率	20.7%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担50%：公費負担50%

利用区分設定について

利用区分は、現行の1時間単位を維持する。

改定料金の考え方について

使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として1.5倍の範囲内で改定する。

(15) 弓道場

対象施設	1施設 (大島弓道場)
受益者負担：公費負担割合	受益者負担50%：公費負担50%

利用区分設定について

現行のコマ単位を1時間単位に改定する。

改定料金の考え方について

使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として1.5倍の範囲内で改定する。

(16) プール

対象施設	1施設 (海竜スポーツランド)
受益者負担：公費負担割合	受益者負担100%：公費負担0%

利用者区分について

現行の利用者区分は、「一般」、「高校生」、「70歳以上・障がい者」、「小・中学生」の4区分となっている。今回、県内他自治体の同種施設の区分設定を考慮し、「高校生」区分を廃止し、「一般」区分に見直すこととして改定する。

改定料金の考え方について

プール・アリーナ使用料については、使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として1.5倍の範囲内で改定する。

高校生については、一般区分とするため、1.5倍を超える料金となる。

回数券・期間利用券について

回数券については、現行の11枚回数券を維持する。

また、期間利用券については、現行、年間利用券のみであったものを、新たに3か月券、6か月券を設け、市内・市外料金を設定する。

(17) パークゴルフ場

対象施設	2施設 (下村パークゴルフ場、南郷パークゴルフ場)
受益者負担：公費負担割合	受益者負担50%：公費負担50%

利用区分設定について

現行の1日単位区分を維持する。

改定料金の考え方について

使用料基準額試算が、現行料金とほぼ同額であることから、現状維持とする。

減免について

70歳以上については、一般(410円)の減額(50%)として210円とされていたが、70歳以上の料金区分を設けた上で、210円とする。

(18) 学校開放

学校開放については、今回の改定に合わせ、グラウンドの夜間照明及び体育館の使用料を見直す。

グラウンドの夜間照明の改定料金の考え方について

グラウンドの利用区分については、1時間単位を維持するが、目的、性質が地区グラウンドと同様であることから、地区グラウンド料金を準

用する。

体育館の改定料金の考え方について

体育館の利用区分については、現行の1回単位を維持するが、面積（バドミントンコート3面分）及び利用可能時間（1回当たり4.5時間利用可能）を考慮し、激変緩和措置1.5倍の範囲内で改定する。

(19) 農村環境改善センター

対象施設	3施設 (新湊農村環境改善センター、大門農村環境改善センター、大島農村環境改善センター)
実稼働率	10.8%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担50%：公費負担50%

利用区分設定について

現行のコマ単位を1時間単位に改定する。

改定料金の考え方について

3施設それぞれのコストを合算し、同規模の会議室は同一料金に改めることとして、使用料基準額試算を踏まえて現行料金を下回らないよう改定する。(どの施設を利用してもよい環境を整える。)

そのため、現行料金が安価である新湊農村環境改善センターについては、激変緩和措置1.5倍を超える。

減免について

各施設において異なる減免制度であったものを、基本方針どおりに見直す。

(20) 大門コミュニティセンター

入浴料金について

入浴料金は、現行どおり富山県公衆浴場料金に準ずる。

トレーニングルームについて

トレーニングルームについては、現行1回150円としていたが、1時間150円とする。

(21) 新湊交流会館

対象施設	1 施設
実稼働率	8.4%
原価の計算に用いる稼働率	25.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 50%：公費負担 50%

利用区分設定について

現行のコマ単位を 1 時間単位に改定する。

改定料金の考え方について

現行、ホール 1 とホール 1・2 として料金を設定していたところを、それぞれホール 1、ホール 2 として料金を設定する。

使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として 1.5 倍の範囲内で改定する。

減免について

基本方針に加え、地域の福祉活動の場としての性格上、障がい者の社会参加促進やボランティア活動等の公益性の高い活動を促進するため、

- ・半数以上が市内在住の障がい者で構成する団体が利用するとき
 - ・ボランティア活動など、公益性の高い活動を行うために利用するとき
- は、免除とする。

(22) いきいき長寿館

対象施設	1 施設
原価の計算に用いる稼働率	40.0%
受益者負担：公費負担割合	受益者負担 50%：公費負担 50%

利用区分設定について

利用区分は、現行の 1 時間単位を維持する。

改定料金の考え方について

使用料基準額試算が、現行料金を上回っていることから、激変緩和措置として 1.5 倍の範囲内で改定する。

減免について

基本方針に加え、施設の設置目的を考慮し、高齢者の生きがいづくりや介護予防を図る事業等に使用する場合については、減額（50%）とする。

4 手数料改定の概要

手数料については、基本方針に基づく手数料原価を踏まえた上で、県内他自治体との均衡を図りつつ、必要な改定を行うこととした。

改定の主なポイント

(1) 手数料原価が現行料金を上回っているが、県内他市との均衡を図る観点から現行料金を維持する手数料

住民票の写し等の市民課関係手数料【番号 1 ~ 11】

所得課税証明等の課税課・納税課関係手数料【番号 12 ~ 21】

動物の飼養又は収容の許可【番号 24】

可燃物処理、不燃物処理関係【番号 34 ~ 37】

埋立ごみ処理関係【番号 41】

その他証明【番号 42 ~ 46】

(2) 手数料原価が現行料金を上回っており、1.5 倍又は手数料原価の範囲内で改定する手数料

犬猫等の死体処理（収集処理）【番号 22】

一般廃棄物（処分業許可）等【番号 25 ~ 31】

浄化槽（清掃業許可証再交付）【番号 33】

処理困難物処理（廃タイヤ、バッテリー、廃消火器）【番号 38 ~ 40】

対象手数料一覧

	手数料名	単位	現行 料金	手数料 原 価	改定 料金 (案)	備考
1	住民票の写し	1 件	300 円	601 円	300 円	
2	住民票記載事項証明	1 件	300 円	586 円	300 円	
3	年金現況証明 (個人年金等)	1 件	300 円	586 円	300 円	
4	不在住証明	1 件	300 円	586 円	300 円	
5	不在籍証明	1 件	300 円	586 円	300 円	
6	印鑑登録証明	1 件	300 円	586 円	300 円	
7	印鑑登録証交付	1 件	300 円	586 円	300 円	
8	印鑑登録証再発行	1 件	300 円	586 円	300 円	
9	身分証明書	1 件	300 円	601 円	300 円	
10	戸籍附票	1 件	300 円	601 円	300 円	
11	住民基本台帳閲覧	1 件	300 円	586 円	300 円	
12	所得課税証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
13	固定資産評価証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
14	営業証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
15	固定資産公課証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
16	固定資産課税証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
17	固定資産台帳登載証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
18	固定資産資産証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
19	台帳閲覧	1 件	300 円	319 円	300 円	
20	住宅用家屋証明	1 件	1,300 円	1,312 円	1,300 円	
21	納税証明書	1 件	300 円	319 円	300 円	
22	犬猫等の死体処理 (収集処理)	1 件	1,030 円	6,789 円	1,540 円	改定 149.5%
23	犬猫等の死体処理 (持込み処理)	1 件	510 円	1,494 円	510 円	
24	動物の飼養又は収容の 許可	1 件	8,300 円	12,856 円	8,300 円	
25	一般廃棄物 (処分業許可)	1 件	5,000 円	9,428 円	7,500 円	改定 150.0%

	手数料名	単位	現行 料金	手数料 原 価	改定 料金 (案)	備考
26	一般廃棄物 (処分業許可更新)	1 件	5,000 円	5,803 円	5,800 円	改定 116.0%
27	一般廃棄物 (処分業事業範囲の変更 許可)	1 件	2,500 円	5,144 円	3,700 円	改定 148.0%
28	一般廃棄物 (収集運搬業許可)	1 件	5,000 円	9,428 円	7,500 円	改定 150.0%
29	一般廃棄物 (収集運搬業許可更新)	1 件	5,000 円	5,803 円	5,800 円	改定 116.0%
30	一般廃棄物 (収集運搬業事業範囲の 変更許可)	1 件	2,500 円	5,803 円	3,700 円	改定 148.0%
31	一般廃棄物 (許可の再交付)	1 件	2,500 円	2,705 円	2,700 円	改定 108.0%
32	浄化槽 (清掃業許可申請)	1 件	5,000 円	5,053 円	5,000 円	
33	浄化槽 (清掃業許可証再交付)	1 件	2,500 円	2,705 円	2,700 円	改定 108.0%
34	可燃物処理 (家庭系)	10 k g	120 円	393 円	120 円	
35	可燃物処理 (事業系)	50 k g	620 円	1,699 円	620 円	
36	不燃物処理 (家庭系)	10 k g	160 円	488 円	160 円	
37	不燃物処理 (事業系)	50 k g	820 円	1,980 円	820 円	
38	処理困難物処理 (廃タイヤ)	1 本	1,030 円	1,156 円	1,150 円	改定 111.7%
39	処理困難物処理 (バッテリー)	1 個 自家用 クラス 以下	210 円	413 円	310 円	改定 147.6%
40	処理困難物処理 (廃消火器)	1 本	510 円	948 円	760 円	改定 149.0%
41	埋立ごみ処理	100 k g	820 円	2,113 円	820 円	
42	市街化区域・市街化区域外 証明	1 件	300 円	324 円	300 円	
43	都市計画区域外証明	1 件	300 円	324 円	300 円	
44	り災証明	1 件	300 円	1,980 円	300 円	
45	救急搬送証明	1 件	300 円	1,980 円	300 円	
46	その他の消防関係証明	1 件	300 円	1,980 円	300 円	

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
コミュニティセンター 実稼働率 8.9% 想定稼働率 25%	50㎡未満	50%		323円	1時間当たり	210円	1時間当たり	310円	147.6%
	50㎡以上100㎡未満	50%		610円	1時間当たり	260円	1時間当たり	370円	142.3%
	100㎡以上150㎡未満	50%		1,602円	1時間当たり	360円	1時間当たり	480円	133.3%
	150㎡以上200㎡未満	50%							
	200㎡以上400㎡未満	50%		2,418円	1時間当たり	460円	1時間当たり	610円	132.6%
	400㎡以上	50%		6,077円	1時間当たり		1時間当たり	690円	150.0%
生涯学習センター 実稼働率 8.1% 想定稼働率 25%	相談室	50%	14.36	208円	1時間当たり	200円	1時間当たり	200円	100.0%
	和室1	50%	34.82	458円	1時間当たり	300円	1時間当たり	450円	150.0%
	和室2	50%	28.36						
	和室(全室)	50%	63.18	915円	1時間当たり	600円	1時間当たり	900円	150.0%
	講習室	50%	45.01	652円	1時間当たり	300円	1時間当たり	450円	150.0%
	料理実習室	50%	40.54	587円	1時間当たり	400円	1時間当たり	580円	145.0%
	軽運動室	50%	154.32	2,236円	1時間当たり	500円	1時間当たり	750円	150.0%
中央公民館 実稼働率 5.0% 想定稼働率 40% 中央公民館においては、新湊中央文化会館の施設内施設であることを踏まえ、一体的にコスト計算するとともに、稼働率についても文化会館と同一の想定稼働率を用いるもの	第2会議室	50%	49.00	933円			1時間の区分ごとに 1	810円	
					午前 9:00 ~ 12:00	1,840円	9:00 ~ 12:00	2,430円	132.1%
					午後 13:00 ~ 17:00	2,160円	13:00 ~ 17:00	3,240円	150.0%
					昼間 9:00 ~ 17:00	3,670円	9:00 ~ 17:00	4,710円	128.3%
					夜間 18:00 ~ 21:30	2,160円	18:00 ~ 21:30	3,240円	150.0%
					全日 9:00 ~ 21:30	4,750円	9:00 ~ 21:30	5,910円	124.4%
	第3会議室	50%	75.00	1,384円			1時間の区分ごとに 1	1,010円	
					午前 9:00 ~ 12:00	2,490円	9:00 ~ 12:00	3,030円	121.7%
					午後 13:00 ~ 17:00	2,920円	13:00 ~ 17:00	4,040円	138.4%
					昼間 9:00 ~ 17:00	4,870円	9:00 ~ 17:00	5,870円	120.5%
					夜間 18:00 ~ 21:30	2,920円	18:00 ~ 21:30	4,040円	138.4%
					全日 9:00 ~ 21:30	6,380円	9:00 ~ 21:30	7,370円	115.5%
	第2研修室	50%	75.00	1,384円			1時間の区分ごとに 1	1,010円	
					午前 9:00 ~ 12:00	2,160円	9:00 ~ 12:00	3,030円	140.3%
					午後 13:00 ~ 17:00	2,710円	13:00 ~ 17:00	4,040円	149.1%
					昼間 9:00 ~ 17:00	4,430円	9:00 ~ 17:00	5,870円	132.5%
					夜間 18:00 ~ 21:30	2,710円	18:00 ~ 21:30	4,040円	149.1%
					全日 9:00 ~ 21:30	5,730円	9:00 ~ 21:30	7,370円	128.6%
	第1研修室	50%	68.00	1,384円			1時間の区分ごとに 1	1,010円	
					午前 9:00 ~ 12:00	2,160円	9:00 ~ 12:00	3,030円	140.3%
					午後 13:00 ~ 17:00	2,710円	13:00 ~ 17:00	4,040円	149.1%
					昼間 9:00 ~ 17:00	4,430円	9:00 ~ 17:00	5,870円	132.5%
					夜間 18:00 ~ 21:30	2,710円	18:00 ~ 21:30	4,040円	149.1%
					全日 9:00 ~ 21:30	5,730円	9:00 ~ 21:30	7,370円	128.6%
第1会議室	50%	139.00	2,589円			1時間の区分ごとに 1	1,940円		
				午前 9:00 ~ 12:00	4,540円	9:00 ~ 12:00	5,820円	128.2%	
				午後 13:00 ~ 17:00	5,400円	13:00 ~ 17:00	7,760円	143.7%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	8,970円	9:00 ~ 17:00	11,250円	125.4%	
				夜間 18:00 ~ 21:30	5,400円	18:00 ~ 21:30	7,760円	143.7%	
				全日 9:00 ~ 21:30	11,660円	9:00 ~ 21:30	14,150円	121.4%	
第3研修室	50%	133.00	2,589円			1時間の区分ごとに 1	1,940円		
				午前 9:00 ~ 12:00	4,320円	9:00 ~ 12:00	5,820円	134.7%	
				午後 13:00 ~ 17:00	5,180円	13:00 ~ 17:00	7,760円	149.8%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	8,540円	9:00 ~ 17:00	11,250円	131.7%	
				夜間 18:00 ~ 21:30	5,180円	18:00 ~ 21:30	7,760円	149.8%	
				全日 9:00 ~ 21:30	11,130円	9:00 ~ 21:30	14,150円	127.1%	
第4研修室(和室)	50%	116.00	2,209円			1時間の区分ごとに 1	1,700円		
				午前 9:00 ~ 12:00	3,790円	9:00 ~ 12:00	5,100円	134.6%	
				午後 13:00 ~ 17:00	4,540円	13:00 ~ 17:00	6,800円	149.8%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	7,560円	9:00 ~ 17:00	9,860円	130.4%	
				夜間 18:00 ~ 21:30	4,540円	18:00 ~ 21:30	6,800円	149.8%	
				全日 9:00 ~ 21:30	9,830円	9:00 ~ 21:30	12,410円	126.3%	

1 使用に当たっては、原則3時間以上とする。
また、使用時間が4時間を超えた場合の使用料は、7時間までは1時間ごとに規定使用料の5割に相当する額、8時間以降は1時間ごとに規定使用料の3割に相当する額を加算する。

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
中央公民館	第5研修室(茶室)	50%	139.00	2,647円			1時間の区分ごとに 1	2,640円		
					午前 9:00 ~ 12:00	7,460円	9:00 ~ 12:00	7,920円	106.2%	
					午後 13:00 ~ 17:00	8,970円	13:00 ~ 17:00	10,560円	117.7%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	14,900円	9:00 ~ 17:00	15,310円	102.8%	
					夜間 18:00 ~ 21:30	8,970円	18:00 ~ 21:30	10,560円	117.7%	
	全日 9:00 ~ 21:30	19,340円	9:00 ~ 21:30	19,260円	99.6%					
	実習室	50%	73.00	1,390円			1時間の区分ごとに 1	1,050円		
					午前 9:00 ~ 12:00	2,380円	9:00 ~ 12:00	3,150円	132.4%	
					午後 13:00 ~ 17:00	2,810円	13:00 ~ 17:00	4,200円	149.5%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	4,750円	9:00 ~ 17:00	6,110円	128.6%	
夜間 18:00 ~ 21:30					2,810円	18:00 ~ 21:30	4,200円	149.5%		
全日 9:00 ~ 21:30	6,160円	9:00 ~ 21:30	7,710円	125.2%						
新漢中央文化会館	大ホール(平日)	50%	1449.00	23,280円	午前 9:00 ~ 12:00	39,150円	午前 9:00 ~ 12:00	40,440円	103.3%	
					午後 13:00 ~ 17:00	79,650円	午後 13:00 ~ 17:00	80,880円	101.5%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	112,050円	昼間 9:00 ~ 17:00	118,620円	105.9%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	95,850円	夜間 18:00 ~ 22:00	99,750円	104.1%	
					昼夜 13:00 ~ 22:00	168,750円	昼夜 13:00 ~ 22:00	175,910円	104.2%	
	全日 9:00 ~ 22:00	193,050円	全日 9:00 ~ 22:00	201,530円	104.4%					
	大ホール(土・日・祝)	50%	1449.00	23,280円	23,280円	午前 9:00 ~ 12:00	45,030円	午前 9:00 ~ 12:00	46,510円	103.3%
						午後 13:00 ~ 17:00	91,600円	午後 13:00 ~ 17:00	93,010円	101.5%
						昼間 9:00 ~ 17:00	128,860円	昼間 9:00 ~ 17:00	136,410円	105.9%
						夜間 18:00 ~ 22:00	110,240円	夜間 18:00 ~ 22:00	114,710円	104.1%
						昼夜 13:00 ~ 22:00	194,060円	昼夜 13:00 ~ 22:00	202,300円	104.3%
	全日 9:00 ~ 22:00	222,010円	全日 9:00 ~ 22:00	231,760円	104.4%					
	小ホール(平日)	50%	491.00	7,888円	7,888円	午前 9:00 ~ 12:00	9,450円	午前 9:00 ~ 12:00	10,560円	111.8%
						午後 13:00 ~ 17:00	19,580円	午後 13:00 ~ 17:00	21,120円	107.9%
						昼間 9:00 ~ 17:00	27,680円	昼間 9:00 ~ 17:00	30,980円	111.9%
						夜間 18:00 ~ 22:00	23,630円	夜間 18:00 ~ 22:00	26,050円	110.2%
						昼夜 13:00 ~ 22:00	41,850円	昼夜 13:00 ~ 22:00	45,940円	109.8%
	全日 9:00 ~ 22:00	47,930円	全日 9:00 ~ 22:00	52,620円	109.8%					
	小ホール(土・日・祝)	50%	491.00	7,888円	7,888円	午前 9:00 ~ 12:00	10,880円	午前 9:00 ~ 12:00	12,140円	111.6%
						午後 13:00 ~ 17:00	22,510円	午後 13:00 ~ 17:00	24,290円	107.9%
						昼間 9:00 ~ 17:00	31,840円	昼間 9:00 ~ 17:00	35,630円	111.9%
						夜間 18:00 ~ 22:00	27,180円	夜間 18:00 ~ 22:00	29,960円	110.2%
						昼夜 13:00 ~ 22:00	48,140円	昼夜 13:00 ~ 22:00	52,830円	109.7%
	全日 9:00 ~ 22:00	55,130円	全日 9:00 ~ 22:00	60,510円	109.8%					
	リハーサル室	50%	84.00	1,599円	1,599円	午前 9:00 ~ 12:00	3,390円	午前 9:00 ~ 12:00	2,530円	74.6%
						午後 13:00 ~ 17:00	5,080円	午後 13:00 ~ 17:00	5,050円	99.4%
						昼間 9:00 ~ 17:00	6,430円	昼間 9:00 ~ 17:00	7,410円	115.2%
						夜間 18:00 ~ 22:00	5,750円	夜間 18:00 ~ 22:00	6,230円	108.4%
昼夜 13:00 ~ 22:00						8,790円	昼夜 13:00 ~ 22:00	10,990円	125.0%	
全日 9:00 ~ 22:00	9,800円	全日 9:00 ~ 22:00	12,590円	128.5%						
楽屋(1)	50%	40.00	809円	809円	午前 9:00 ~ 12:00	1,760円	午前 9:00 ~ 12:00	1,220円	69.3%	
					午後 13:00 ~ 17:00	2,560円	午後 13:00 ~ 17:00	2,430円	94.9%	
楽屋(2)	50%	45.00	809円	809円	昼間 9:00 ~ 17:00	3,210円	昼間 9:00 ~ 17:00	3,560円	110.9%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	2,890円	夜間 18:00 ~ 22:00	3,000円	103.8%	
楽屋(3)	50%	22.00	425円	425円	昼間 13:00 ~ 22:00	4,330円	昼夜 13:00 ~ 22:00	5,290円	122.2%	
					全日 9:00 ~ 22:00	4,810円	全日 9:00 ~ 22:00	6,050円	125.8%	
楽屋(4)	50%	14.00	425円	425円	午前 9:00 ~ 12:00	1,080円	午前 9:00 ~ 12:00	810円	75.0%	
					午後 13:00 ~ 17:00	1,660円	午後 13:00 ~ 17:00	1,620円	97.6%	
楽屋(5)	50%	31.00	425円	425円	昼間 9:00 ~ 17:00	2,140円	昼間 9:00 ~ 17:00	2,380円	111.2%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	1,900円	夜間 18:00 ~ 22:00	2,000円	105.3%	
					昼夜 13:00 ~ 22:00	2,980円	昼夜 13:00 ~ 22:00	3,520円	118.1%	
					全日 9:00 ~ 22:00	3,330円	全日 9:00 ~ 22:00	4,040円	121.3%	

実稼働率
28.3%
想定稼働率
40%

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
新瀬中央文化会館	展示室	50%	312.00	5,940円	午前 9:00 ~ 12:00	5,390円	午前 9:00 ~ 12:00	8,040円	149.2%
					午後 13:00 ~ 17:00	8,940円	午後 13:00 ~ 17:00	10,720円	119.9%
					昼間 9:00 ~ 17:00	11,790円	昼間 9:00 ~ 17:00	15,540円	131.8%
					夜間 18:00 ~ 22:00	10,360円	夜間 18:00 ~ 22:00	10,720円	103.5%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	16,760円	昼夜 13:00 ~ 22:00	16,340円	97.5%
					全日 9:00 ~ 22:00	18,900円	全日 9:00 ~ 22:00	19,540円	103.4%
	練習室(1)	50%	54.00	1,104円			1時間の区分ごとに 1	1,100円	
					午前 9:00 ~ 12:00	2,580円	9:00 ~ 12:00	3,300円	127.9%
					午後 13:00 ~ 17:00	3,840円	13:00 ~ 17:00	4,400円	114.6%
					昼間 9:00 ~ 17:00	4,850円	9:00 ~ 17:00	6,380円	131.6%
					夜間 18:00 ~ 22:00	4,350円	18:00 ~ 22:00	4,400円	101.2%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	6,630円	13:00 ~ 22:00	6,710円	101.2%
	練習室(2)	50%	62.00	1,104円			1時間の区分ごとに 1	1,920円	
					午前 9:00 ~ 12:00	3,930円	9:00 ~ 12:00	5,760円	146.6%
					午後 13:00 ~ 17:00	5,910円	13:00 ~ 17:00	7,680円	130.0%
					昼間 9:00 ~ 17:00	7,490円	9:00 ~ 17:00	11,140円	148.7%
					夜間 18:00 ~ 22:00	6,700円	18:00 ~ 22:00	7,680円	114.6%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	10,270円	13:00 ~ 22:00	11,720円	114.1%
	練習室(3)	50%	106.00	2,018円			1時間の区分ごとに 1	1,920円	
					午前 9:00 ~ 12:00	3,930円	9:00 ~ 12:00	5,760円	146.6%
					午後 13:00 ~ 17:00	5,910円	13:00 ~ 17:00	7,680円	130.0%
					昼間 9:00 ~ 17:00	7,490円	9:00 ~ 17:00	11,140円	148.7%
					夜間 18:00 ~ 22:00	6,700円	18:00 ~ 22:00	7,680円	114.6%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	10,270円	13:00 ~ 22:00	11,720円	114.1%
屋外展示場	50%			昼間 9:00 ~ 17:00	820円	貸出廃止			
				全日 9:00 ~ 22:00	1,630円				
小杉文化ホール	ひびきホール(平日)	50%	975.00	24,621円	午前 9:00 ~ 12:00	20,660円	午前 9:00 ~ 12:00	21,630円	104.7%
					午後 13:00 ~ 17:00	42,180円	午後 13:00 ~ 17:00	43,260円	102.6%
					昼間 9:00 ~ 17:00	59,390円	昼間 9:00 ~ 17:00	63,450円	106.8%
					夜間 18:00 ~ 22:00	50,780円	夜間 18:00 ~ 22:00	53,350円	105.1%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	89,510円	昼夜 13:00 ~ 22:00	94,090円	105.1%
					全日 9:00 ~ 22:00	102,410円	全日 9:00 ~ 22:00	107,790円	105.3%
	ひびきホール(土・日・祝)	50%	975.00	24,621円	午前 9:00 ~ 12:00	23,760円	午前 9:00 ~ 12:00	24,870円	104.7%
					午後 13:00 ~ 17:00	48,510円	午後 13:00 ~ 17:00	49,750円	102.6%
					昼間 9:00 ~ 17:00	68,300円	昼間 9:00 ~ 17:00	72,970円	106.8%
					夜間 18:00 ~ 22:00	58,400円	夜間 18:00 ~ 22:00	61,350円	105.1%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	102,950円	昼夜 13:00 ~ 22:00	108,200円	105.1%
					全日 9:00 ~ 22:00	117,780円	全日 9:00 ~ 22:00	123,960円	105.3%
	まどかホール(平日)	50%	380.00	9,596円	午前 9:00 ~ 12:00	13,780円	午前 9:00 ~ 12:00	12,630円	91.7%
					午後 13:00 ~ 17:00	24,960円	午後 13:00 ~ 17:00	25,260円	101.2%
					昼間 9:00 ~ 17:00	33,910円	昼間 9:00 ~ 17:00	37,050円	109.3%
					夜間 18:00 ~ 22:00	29,440円	夜間 18:00 ~ 22:00	31,150円	105.8%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	49,580円	昼夜 13:00 ~ 22:00	54,940円	110.8%
					全日 9:00 ~ 22:00	56,290円	全日 9:00 ~ 22:00	62,940円	111.8%
	まどかホール(土・日・祝)	50%	380.00	9,596円	午前 9:00 ~ 12:00	15,850円	午前 9:00 ~ 12:00	14,520円	91.6%
					午後 13:00 ~ 17:00	28,710円	午後 13:00 ~ 17:00	29,050円	101.2%
					昼間 9:00 ~ 17:00	39,000円	昼間 9:00 ~ 17:00	42,610円	109.3%
					夜間 18:00 ~ 22:00	33,860円	夜間 18:00 ~ 22:00	35,820円	105.8%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	57,010円	昼夜 13:00 ~ 22:00	63,180円	110.8%
					全日 9:00 ~ 22:00	64,740円	全日 9:00 ~ 22:00	72,380円	111.8%
楽屋	50%	20.00	694円	午前 9:00 ~ 12:00	700円	午前 9:00 ~ 12:00	690円	98.6%	
楽屋	50%	15.00		午後 13:00 ~ 17:00	1,340円	午後 13:00 ~ 17:00	1,390円	103.7%	
楽屋	50%	45.00		昼間 9:00 ~ 17:00	1,860円	昼間 9:00 ~ 17:00	2,030円	109.1%	
楽屋	50%	30.00		夜間 18:00 ~ 22:00	1,600円	夜間 18:00 ~ 22:00	1,710円	106.9%	
				昼夜 13:00 ~ 22:00	2,760円	昼夜 13:00 ~ 22:00	3,010円	109.1%	
				全日 9:00 ~ 22:00	3,150円	全日 9:00 ~ 22:00	3,450円	109.5%	

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
小杉文化ホール	ホワイエ	50%	460.00	11,616円	午前 9:00 ~ 12:00	2,760円	午前 9:00 ~ 12:00	3,900円	141.3%	
					午後 13:00 ~ 17:00	4,480円	午後 13:00 ~ 17:00	5,200円	116.1%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	5,850円	昼間 9:00 ~ 17:00	7,540円	128.9%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	5,160円	夜間 18:00 ~ 22:00	5,200円	100.8%	
					昼夜 13:00 ~ 22:00	8,260円	昼夜 13:00 ~ 22:00	7,930円	96.0%	
					全日 9:00 ~ 22:00	9,290円	全日 9:00 ~ 22:00	9,490円	102.2%	
	展示コーナー	50%	50.00	1,263円	午前 9:00 ~ 12:00	1,390円	午前 9:00 ~ 12:00	1,950円	140.3%	
					午後 13:00 ~ 17:00	2,250円	午後 13:00 ~ 17:00	2,600円	115.6%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	2,940円	昼間 9:00 ~ 17:00	3,790円	128.9%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	2,600円	夜間 18:00 ~ 22:00	2,600円	100.0%	
					昼夜 13:00 ~ 22:00	4,140円	昼夜 13:00 ~ 22:00	3,990円	96.4%	
					全日 9:00 ~ 22:00	4,660円	全日 9:00 ~ 22:00	4,790円	102.8%	
	研修室	50%	140.00	3,535円			1時間の区分ごとに 1	1,300円		
					午前 9:00 ~ 12:00	2,760円	9:00 ~ 12:00	3,900円	141.3%	
					午後 13:00 ~ 17:00	4,050円	13:00 ~ 17:00	5,200円	128.4%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	5,090円	9:00 ~ 17:00	7,540円	148.1%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	4,580円	18:00 ~ 22:00	5,200円	113.5%	
					昼夜 13:00 ~ 22:00	6,890円	13:00 ~ 22:00	7,930円	115.1%	
					全日 9:00 ~ 22:00	7,660円	9:00 ~ 22:00	9,490円	123.9%	
	研修室	50%	80.00	1,768円			1時間の区分ごとに 1	1,020円		
					午前 9:00 ~ 12:00	2,080円	9:00 ~ 12:00	3,060円	147.1%	
	研修室	50%	60.00	1,768円	午後 13:00 ~ 17:00	3,150円	13:00 ~ 17:00	4,080円	129.5%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	4,000円	9:00 ~ 17:00	5,920円	148.0%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	3,580円	18:00 ~ 22:00	4,080円	114.0%	
					昼夜 13:00 ~ 22:00	5,510円	13:00 ~ 22:00	6,230円	113.1%	
	練習室	50%	30.00	758円			1時間の区分ごとに 1	650円		
					午前 9:00 ~ 12:00	1,390円	9:00 ~ 12:00	1,950円	140.3%	
練習室	50%	30.00	758円	午後 13:00 ~ 17:00	2,030円	13:00 ~ 17:00	2,600円	128.1%		
				昼間 9:00 ~ 17:00	2,550円	9:00 ~ 17:00	3,790円	148.6%		
				夜間 18:00 ~ 22:00	2,290円	18:00 ~ 22:00	2,600円	113.5%		
				昼夜 13:00 ~ 22:00	3,450円	13:00 ~ 22:00	3,990円	115.7%		
練習室	50%	30.00	758円	全日 9:00 ~ 22:00	3,840円	9:00 ~ 22:00	4,790円	124.7%		
						貸出廃止				
				午前 9:00 ~ 12:00	2,210円					
				午後 13:00 ~ 17:00	3,580円					
				昼間 9:00 ~ 17:00	4,680円					
アトリウム	50%			夜間 18:00 ~ 22:00	4,130円					
				昼夜 13:00 ~ 22:00	6,610円					
				全日 9:00 ~ 22:00	7,430円					
						貸出廃止				
						貸出廃止				
大門総合会館	大ホール(平日)	50%	455.00	5,030円	午前 9:00 ~ 12:00	12,860円	午前 9:00 ~ 12:00	9,570円	74.4%	
					午後 13:00 ~ 17:00	19,780円	午後 13:00 ~ 17:00	19,140円	96.8%	
					昼間 9:00 ~ 17:00	25,300円	昼間 9:00 ~ 17:00	28,070円	111.0%	
					夜間 18:00 ~ 22:00	22,540円	夜間 18:00 ~ 22:00	23,610円	104.8%	
					昼夜 13:00 ~ 22:00	34,980円	昼夜 13:00 ~ 22:00	41,630円	119.0%	
					全日 9:00 ~ 22:00	39,130円	全日 9:00 ~ 22:00	47,690円	121.9%	
	大ホール(土・日・祝)	50%	455.00	5,030円		午前 9:00 ~ 12:00	14,800円	午前 9:00 ~ 12:00	11,010円	74.4%
						午後 13:00 ~ 17:00	22,750円	午後 13:00 ~ 17:00	22,010円	96.8%
						昼間 9:00 ~ 17:00	29,100円	昼間 9:00 ~ 17:00	32,280円	110.9%
						夜間 18:00 ~ 22:00	25,930円	夜間 18:00 ~ 22:00	27,150円	104.7%
						昼夜 13:00 ~ 22:00	40,230円	昼夜 13:00 ~ 22:00	47,870円	119.0%
						全日 9:00 ~ 22:00	45,000円	全日 9:00 ~ 22:00	54,840円	121.9%
								貸出廃止		
								貸出廃止		

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
大門総合会館	こぶしホール (平日)	50%	304.00	3,361円	午前 9:00 ~ 12:00	8,490円	午前 9:00 ~ 12:00	9,450円	111.3%
					午後 13:00 ~ 17:00	12,260円	午後 13:00 ~ 17:00	12,600円	102.8%
					昼間 9:00 ~ 17:00	15,290円	昼間 9:00 ~ 17:00	18,290円	119.6%
					夜間 18:00 ~ 22:00	13,780円	夜間 18:00 ~ 22:00	12,600円	91.4%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	20,580円	昼夜 13:00 ~ 22:00	19,240円	93.5%
					全日 9:00 ~ 22:00	22,840円	全日 9:00 ~ 22:00	23,040円	100.9%
	こぶしホール (土・日・祝)	50%	304.00	3,361円	午前 9:00 ~ 12:00	9,760円	午前 9:00 ~ 12:00	10,870円	111.4%
					午後 13:00 ~ 17:00	14,110円	午後 13:00 ~ 17:00	14,490円	102.7%
					昼間 9:00 ~ 17:00	17,590円	昼間 9:00 ~ 17:00	21,030円	119.6%
					夜間 18:00 ~ 22:00	15,850円	夜間 18:00 ~ 22:00	14,490円	91.4%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	23,660円	昼夜 13:00 ~ 22:00	22,130円	93.5%
					全日 9:00 ~ 22:00	26,280円	全日 9:00 ~ 22:00	26,500円	100.8%
	視聴覚室	50%	70.00	774円			1時間の区分ごとに 1	640円	
					午前 9:00 ~ 12:00	1,540円	9:00 ~ 12:00	1,920円	124.7%
					午後 13:00 ~ 17:00	2,300円	13:00 ~ 17:00	2,560円	111.3%
					昼間 9:00 ~ 17:00	2,910円	9:00 ~ 17:00	3,710円	127.5%
					夜間 18:00 ~ 22:00	2,610円	18:00 ~ 22:00	2,560円	98.1%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	3,990円	13:00 ~ 22:00	3,900円	97.7%
					全日 9:00 ~ 22:00	4,450円	9:00 ~ 22:00	4,660円	104.7%
	軽運動室	50%	147.00	1,625円			1時間の区分ごとに 1	640円	
	401会議室	50%	62.00	723円	午前 9:00 ~ 12:00	1,290円	9:00 ~ 12:00	1,920円	148.8%
	402会議室	50%	72.00		午後 13:00 ~ 17:00	2,010円	13:00 ~ 17:00	2,560円	127.4%
	403会議室	50%	72.00		昼間 9:00 ~ 17:00	2,590円	9:00 ~ 17:00	3,710円	143.2%
	404会議室	50%	72.00		夜間 18:00 ~ 22:00	2,300円	18:00 ~ 22:00	2,560円	111.3%
	茶道室	50%	50.00		昼夜 13:00 ~ 22:00	3,600円	13:00 ~ 22:00	3,900円	108.3%
	501会議室	50%	72.00		全日 9:00 ~ 22:00	4,040円	9:00 ~ 22:00	4,660円	115.4%
	101会議室	50%	58.00					1時間の区分ごとに 1	860円
	料理実習室	50%	78.00	862円	午前 9:00 ~ 12:00	1,930円	9:00 ~ 12:00	2,580円	133.7%
					午後 13:00 ~ 17:00	2,980円	13:00 ~ 17:00	3,440円	115.4%
					昼間 9:00 ~ 17:00	3,810円	9:00 ~ 17:00	4,990円	131.0%
					夜間 18:00 ~ 22:00	3,400円	18:00 ~ 22:00	3,440円	101.2%
					昼夜 13:00 ~ 22:00	5,280円	13:00 ~ 22:00	5,250円	99.4%
					全日 9:00 ~ 22:00	5,910円	9:00 ~ 22:00	6,290円	106.4%
	いこいの間	50%	40.00	311円	午前 9:00 ~ 12:00	640円	9:00 ~ 12:00	930円	145.3%
	405会議室	50%	23.00		午後 13:00 ~ 17:00	1,000円	13:00 ~ 17:00	1,240円	124.0%
	406会議室	50%	23.00		昼間 9:00 ~ 17:00	1,300円	9:00 ~ 17:00	1,810円	139.2%
	502会議室	50%	26.00		夜間 18:00 ~ 22:00	1,150円	18:00 ~ 22:00	1,240円	107.8%
	102会議室	50%	22.00		昼夜 13:00 ~ 22:00	1,800円	13:00 ~ 22:00	1,900円	105.6%
					全日 9:00 ~ 22:00	2,030円	9:00 ~ 22:00	2,260円	111.3%
							1時間の区分ごとに 1	310円	
なでしこ	50%	35.00	311円	午前 9:00 ~ 12:00	1,540円	9:00 ~ 12:00	930円	60.4%	
				午後 13:00 ~ 17:00	2,300円	13:00 ~ 17:00	1,240円	53.9%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	2,910円	9:00 ~ 17:00	1,810円	62.2%	
				夜間 18:00 ~ 22:00	2,610円	18:00 ~ 22:00	1,240円	47.5%	
				昼夜 13:00 ~ 22:00	3,990円	13:00 ~ 22:00	1,900円	47.6%	
				全日 9:00 ~ 22:00	4,450円	9:00 ~ 22:00	2,260円	50.8%	
展示室	50%	104.00	1,150円			1時間の区分ごとに 1	850円		
				午前 9:00 ~ 12:00	1,930円	9:00 ~ 12:00	2,550円	132.1%	
				午後 13:00 ~ 17:00	2,690円	13:00 ~ 17:00	3,400円	126.4%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	3,300円	9:00 ~ 17:00	4,950円	150.0%	
				夜間 18:00 ~ 22:00	3,000円	18:00 ~ 22:00	3,400円	113.3%	
				昼夜 13:00 ~ 22:00	4,380円	13:00 ~ 22:00	5,210円	119.0%	
全日 9:00 ~ 22:00	4,840円	9:00 ~ 22:00	6,250円	129.1%					
寿の間	50%	150.00	1,658円			1時間の区分ごとに 1	960円		
				午前 9:00 ~ 12:00	1,930円	9:00 ~ 12:00	2,880円	149.2%	
				午後 13:00 ~ 17:00	2,980円	13:00 ~ 17:00	3,840円	128.9%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	3,810円	9:00 ~ 17:00	5,570円	146.2%	
				夜間 18:00 ~ 22:00	3,400円	18:00 ~ 22:00	3,840円	112.9%	
				昼夜 13:00 ~ 22:00	5,280円	13:00 ~ 22:00	5,860円	111.0%	
全日 9:00 ~ 22:00	5,910円	9:00 ~ 22:00	7,020円	118.8%					

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料 基準額試算 (1時間料金)	現行使用料		改定案				
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
陶房「匠の里」	陶芸工房使用料 (個人)	75%		360円	半日	一般	100円	半日	一般	150円	150.0%
						(市内)	小学生以下		50円	(市内)	中学生以下
					(市内)	障がい者			障がい者	70円	新規
						一般	210円	(市外)	一般	310円	147.6%
					(市外)	小学生以下	100円	(市外)	中学生以下	150円	71.4%
								(市外)	障がい者	150円	150.0%
	陶芸工房使用料 (団体)	75%		360円	半日	一般	80円	半日	一般	120円	150.0%
						(市内)	小学生以下		40円	(市内)	中学生以下
					(市内)	障がい者			障がい者	60円	新規
						一般	150円	(市外)	一般	220円	146.7%
					(市外)	小学生以下	80円	(市外)	中学生以下	110円	73.3%
								(市外)	障がい者	110円	137.5%
	和室	75%	37.00					1時間当たり	310円		
					半日	1,030円		4時間	1,240円	120.4%	
会議室	75%	22.00					1時間当たり	310円			
				半日	1,540円		4時間	1,240円	80.5%		
研修室	75%	54.00					1時間当たり	620円			
				半日	2,060円		4時間	2,480円	120.4%		
展示室	75%	26.00			1日	2,060円		1日	2,480円	120.4%	
					1日(冬季)	2,570円					
大島絵本館	入館料(個人)	50%		1,195円	一般	510円		一般	600円	117.7%	
					中高校生	310円		高校生	300円	96.8%	
					小学生	100円		小中学生 2	100円	32.3%	
					幼児	0円		幼児	0円	100.0%	
	入館料(団体)	50%		1,195円	一般	410円		一般	480円	117.1%	
					中高校生	250円		高校生	240円	96.0%	
					小学生	80円		小中学生 2	80円	32.0%	
					3歳以上6歳未満の者	50円		3歳以上6歳未満の者 2	50円	100.0%	
	シアター	50%	255.00	10,942円	午前 10:00～12:00	11,310円		9:30～12:00	9,570円	84.6%	
					午後 13:00～17:00	15,430円		13:00～17:00	19,140円	124.0%	
					昼間 10:00～17:00	21,600円		9:30～17:00	28,070円	130.0%	
					夜間 17:00～21:30	24,690円					
					昼夜 13:00～21:30	37,030円					
					全日 10:00～21:30	40,110円					
	楽屋1	50%			午前 10:00～12:00	510円	シアター料金に含む				
					午後 13:00～17:00	1,030円					
	楽屋2	50%			昼間 10:00～17:00	1,540円					
					夜間 17:00～21:30	1,030円					
					昼夜 13:00～21:30	1,540円					
					全日 10:00～21:30	2,060円					
オープンギャラリー-1	50%			午前 10:00～12:00	1,540円	貸出廃止					
				午後 13:00～17:00	2,060円						
				昼間 10:00～17:00	2,570円						
				夜間 17:00～21:30	2,060円						
				昼夜 13:00～21:30	3,090円						
オープンギャラリー-2	50%			全日 10:00～21:30	4,220円						
				午前 10:00～12:00	1,030円	貸出廃止					
				午後 13:00～17:00	1,540円						
				昼間 10:00～17:00	2,570円						
				夜間 17:00～21:30	1,540円						
昼夜 13:00～21:30	2,570円										
				全日 10:00～21:30	3,090円						

2 大島絵本館の市内小中学生以下の入館料については、免除とする。

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
大島絵本館	パフォーマンスホール	50%		3,433円	午前 10:00～12:00	1,030円	9:30～12:00	1,710円	132.8%
					午後 13:00～17:00	1,540円	13:00～17:00	2,280円	148.1%
					昼間 10:00～17:00	2,570円	9:30～17:00	3,320円	129.2%
					夜間 17:00～21:30	1,540円			
					昼夜 13:00～21:30	2,570円			
	全日 10:00～21:30	3,090円							
	ミーティングルーム	50%	25.00	1,073円			1時間の区分ごとに 1	310円	
					午前 10:00～12:00	1,030円	10:00～12:00	620円	60.2%
					午後 13:00～17:00	1,540円	13:00～17:00	1,240円	80.5%
					昼間 10:00～17:00	2,060円	10:00～17:00	1,720円	83.5%
夜間 17:00～21:30					1,540円				
昼夜 13:00～21:30	2,060円								
全日 10:00～21:30	2,570円								
新湊博物館	観覧料(個人)	25%		1,494円	一般(高校生以上)	310円	一般(高校生以上)	310円	100.0%
					65歳以上、障がい者	150円	65歳以上、障がい者	150円	100.0%
	観覧料(団体)				20人以上 一般(高校生以上)	250円	20人以上 一般(高校生以上)	250円	100.0%
					65歳以上、障がい者	120円	65歳以上、障がい者	120円	100.0%

【スポーツ施設】

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
新湊総合体育館	大アリーナ (バドミントンコート8面)	50%	653.92	6,627円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%
					大会(無料・全面)	1,650円	大会(無料・全面)	2,470円	149.7%
					大会(有料・全面)	5,760円	大会(有料・全面)	8,500円	147.6%
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・無料・全面)	9,870円	その他催し (大会・無料・全面)	14,570円	147.6%
					その他催し (大会・有料・全面)	34,560円	その他催し (大会・有料・全面)	51,020円	147.6%
					興行・全面	46,080円	興行・全面	68,020円	147.6%
	小アリーナ (バドミントンコート4面)	50%	326.96	3,313円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%
					大会(無料・全面)	820円	大会(無料・全面)	1,230円	150.0%
					大会(有料・全面)	2,880円	大会(有料・全面)	4,250円	147.6%
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・無料・全面)	4,940円	その他催し (大会・無料・全面)	7,290円	147.6%
					その他催し (大会・有料・全面)	17,280円	その他催し (大会・有料・全面)	25,510円	147.6%
					興行・全面	23,040円	興行・全面	34,010円	147.6%
小杉総合体育センター	大アリーナ (バドミントンコート10面)	50%	817.00	8,279円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%
					大会(無料・全面)	2,060円	大会(無料・全面)	3,090円	150.0%
					大会(有料・全面)	7,200円	大会(有料・全面)	10,630円	147.6%
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・無料・全面)	12,340円	その他催し (大会・無料・全面)	18,220円	147.7%
					その他催し (大会・有料・全面)	43,200円	その他催し (大会・有料・全面)	63,770円	147.6%
					興行・全面	57,600円	興行・全面	85,030円	147.6%
	小アリーナ (バドミントンコート3面)	50%	245.00	2,483円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%
					大会(無料・全面)	620円	大会(無料・全面)	930円	150.0%
					大会(有料・全面)	2,160円	大会(有料・全面)	3,190円	147.7%
	アリーナ (バドミントンコート3面)	50%	245.00	2,483円	その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・無料・全面)	3,700円	その他催し (大会・無料・全面)	5,460円	147.6%
					その他催し (大会・有料・全面)	12,960円	その他催し (大会・有料・全面)	19,130円	147.6%
興行・全面					17,280円	興行・全面	25,510円	147.6%	

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
小杉体育館 大門総合体育館 大島体育館	アリーナ (バドミントンコート6面)	50%	490.00	4,966円	1時間当たり バド1面	210円	1時間当たり バド1面	310円	147.6%
					大会(無料・全面)	1,230円	大会(無料・全面)	1,840円	149.6%
					大会(有料・全面)	4,320円	大会(有料・全面)	6,380円	147.7%
					その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・無料・全面)	7,410円	その他催し (大会・無料・全面)	10,940円	147.6%
					その他催し (大会・有料・全面)	25,920円	その他催し (大会・有料・全面)	38,260円	147.6%
興行・全面	34,560円	興行・全面	51,020円	147.6%					
新湊総合体育館 小杉総合体育センター 小杉体育館 大門総合体育館 大島体育館 下村体育館	アリーナ (個人使用料)	50%		414円	1時間当たり 一般(高校生以上)	210円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	71.4%
					小・中学生	100円	小・中学生	70円	70.0%
新湊総合体育館	柔道場(2面)	50%	396.00	3,993円	1時間当たり 1面	210円	1時間当たり 1面	310円	147.6%
					大会(無料・全面)	410円	大会(無料・全面)	610円	148.8%
					大会(有料・全面)	1,440円	大会(有料・全面)	2,160円	150.0%
	剣道場(2面)	50%	392.00		その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・無料・全面)	2,470円	その他催し (大会・無料・全面)	3,640円	147.4%
					その他催し (大会・有料・全面)	8,640円	その他催し (大会・有料・全面)	12,740円	147.5%
興行・全面	11,520円	興行・全面	17,000円	147.6%					
小杉体育館 大門総合体育館	柔道場	50%	198.00	1,996円	1時間当たり 1面	210円	1時間当たり 1面	310円	147.6%
					大会(無料・全面)	210円	大会(無料・全面)	310円	147.6%
					大会(有料・全面)	720円	大会(有料・全面)	1,080円	150.0%
	剣道場	50%	196.00		その他催し (練習・1面)	1,230円	その他催し (練習・1面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・無料・全面)	1,230円	その他催し (大会・無料・全面)	1,820円	148.0%
					その他催し (大会・有料・全面)	4,320円	その他催し (大会・有料・全面)	6,370円	147.5%
興行・全面	5,760円	興行・全面	8,500円	147.6%					
新湊総合体育館 小杉体育館 大門総合体育館	柔道場 剣道場 (個人使用料)	50%		998円	1時間当たり 一般(高校生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	150.0%
					小・中学生	50円	小・中学生	70円	140.0%
新湊総合体育館	多目的室(卓球室)	50%	225.00	2,280円	1時間当たり	620円	1時間当たり	930円	150.0%
小杉体育館	卓球室(7台)全面	50%	268.00	2,412円	1時間当たり	720円	1時間当たり	1,080円	150.0%
新湊総合体育館 小杉体育館	卓球室(個人使用料)	50%		180円	1時間当たり 一般(高校生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	150.0%
					小・中学生	50円	小・中学生	70円	140.0%
新湊総合体育館	卓球室(団体専用)	50%		361円	1時間当たり 1台	100円	1時間当たり 1台	150円	150.0%
大門総合体育館	トレーニング室	50%	151.00	1,530円	1時間当たり	310円	1時間当たり	460円	148.4%
下村体育館	トレーニング室	50%	69.00	699円	1時間当たり	210円	1時間当たり	310円	147.6%
新湊総合体育館 小杉体育館 大島体育館	トレーニング室 (個人使用料)	100%		1,226円	1時間当たり 一般(高校生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円	150.0%
					小・中学生	50円	小・中学生	70円	140.0%
新湊総合体育館	会議室(体育館側・大)	50%	100.00	1,425円	1時間当たり	510円	1時間当たり	760円	149.0%
小杉総合体育センター	大会議室	50%	170.00						
大島体育館	大会議室(研修室)	50%	152.00						
新湊総合体育館	研修室(体育館側・小)	50%	24.78	449円	1時間当たり	210円	1時間当たり	310円	147.6%
	研修室(武道館2F)	50%	34.20						
小杉総合体育センター	小会議室	50%	32.85						
大門総合体育館	研修室	50%	48.00						
	会議室・児童室	50%	39.10						
大島体育館	小会議室(会議室)	50%	86.00						
下村体育館	研修室	50%	45.00						

施設名	室名等	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案				
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率		
新湊総合体育館 小杉総合体育センター	大アリーナ	50%		8,835円	アマチュアスポーツ(無料)	2,060円	冷暖房設備	アマチュアスポーツ(無料)	3,000円	145.6%	
					上記以外	7,200円		上記以外	10,800円	150.0%	
	小アリーナ	50%			アマチュアスポーツ(無料)	1,030円		アマチュアスポーツ(無料)	1,540円	149.5%	
					上記以外	3,600円		上記以外	5,400円	150.0%	
新湊総合体育館	柔道場・剣道場	50%	2,669円	アマチュアスポーツ(無料)	1,030円	アマチュアスポーツ(無料)		1,540円	149.5%		
				上記以外	3,600円	上記以外		5,400円	150.0%		
新湊総合体育館 小杉総合体育センター 小杉体育館 大門総合体育館 大島体育館	ランニング走路	50%			一般(高校生以上)	0円		1回	一般(高校生以上)	100円	新規
					小・中学生	0円			小・中学生	50円	
本江体育館 七美体育館	団体	50%	163.00	593円	1回		1時間当たり	110円			
	団体	50%	163.00		4時間以内	310円	4時間	440円	141.9%		
	個人				1回	4時間以内	100円	団体と区分統合			
薬勝寺池南公園 野球場	グラウンド全面	50%		485円	1時間当たり	入場料無料	410円	1時間当たり	入場料無料	480円	117.1%
大島中央公園 コミュニティ広場	グラウンド全面	50%		970円	1時間当たり 半面	410円	1時間	1時間(半面)	480円	117.1%	
					全面	820円	1時間	1時間(全面)	960円	117.1%	
					その他催し(半面)	3,700円	その他催し(半面)	4,340円	117.3%		
					その他催し(全面)	7,410円	その他催し(全面)	8,680円	117.1%		
					興行(半面)	7,410円	興行(半面)	8,680円	117.1%		
興行(全面)	14,810円	興行(全面)	17,360円	117.2%							
大島中央公園 コミュニティ広場	夜間照明(全灯)	50%		3,399円	1時間当たり 全灯	2,880円	1時間当たり 全灯	3,360円	116.7%		
					3/4灯	2,060円	3/4灯	2,520円	122.3%		
					1/2灯	1,440円	1/2灯	1,680円	116.7%		
歌の森運動公園多目的グラウンド	グラウンド全面	50%			1時間当たり 半面	210円	1時間当たり 半面	310円	147.6%		
					全面	410円	全面	610円	148.8%		
サン・ビレッジ新湊	グラウンド全面	50%		1,402円	その他催し(半面)	1,850円	その他催し(半面)	2,750円	148.7%		
					その他催し(全面)	3,700円	その他催し(全面)	5,500円	148.7%		
下村グラウンド	グラウンド全面	50%			興行(半面)	3,700円	興行(半面)	5,500円	148.7%		
					興行(全面)	7,410円	興行(全面)	11,000円	148.5%		
サン・ビレッジ新湊 下村グラウンド	夜間照明(全灯)	50%		2,671円	1時間当たり 全灯	2,060円	1時間当たり 全灯	2,600円	126.2%		
七美公園グラウンド	夜間照明(全灯)	50%		603円	1時間当たり 全灯	510円	1時間当たり 全灯	600円	117.7%		
本江グラウンド	夜間照明(全灯)										
浅井グラウンド	夜間照明(全灯)										
水戸田グラウンド	夜間照明(全灯)										
グリーンパークだいもん 中央緑地広場	夜間照明(全灯)										
サン・ビレッジ新湊	夜間照明(全灯)										
下村グラウンド	夜間照明(全灯)										
新湊テニスコート	1面									75%	339円
歌の森運動公園 テニスコート	1面	75%	1時間当たり 1面	210円	157.1%						
下村テニスコート	1面	75%	1時間当たり 全灯	510円	1時間当たり 全灯	510円	100.0%				
テニスコート	夜間照明(全灯)	75%	519円	1時間当たり 全灯	510円	1時間当たり 全灯	510円	100.0%			
歌の森運動公園公園 野球場	グラウンド全面	50%		12,207円	1時間当たり 入場料無料	1,230円	1時間当たり 入場料無料	1,840円	149.6%		
					入場料有料	4,940円	入場料有料	7,360円	149.0%		
薬勝寺池南公園 サッカー場	グラウンド全面	50%		3,273円	1時間当たり 半面	410円	1時間当たり 半面	610円	148.8%		
					全面	820円	全面	1,220円	148.8%		
					その他催し(半面)	3,700円	その他催し(半面)	5,500円	148.7%		
					その他催し(全面)	7,410円	その他催し(全面)	11,000円	148.5%		
					興行(半面)	7,410円	興行(半面)	11,000円	148.5%		
興行(全面)	14,810円	興行(全面)	22,000円	148.6%							

施設名	室名等	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案			
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率	
大島弓道場	射場 (団体(専用) ・一般)	50%	389.24	1,259円			1時間当たり	1,230円		
					午前 9:00 ~ 12:00	3,090円	9:00 ~ 12:00	3,690円	119.4%	
					午後 13:00 ~ 17:00	3,700円	13:00 ~ 17:00	4,920円	133.0%	
					夜間 17:00 ~ 21:30	4,110円	17:00 ~ 21:30	6,150円	149.6%	
					全日 9:00 ~ 21:30	10,900円	9:00 ~ 21:30	15,990円	146.7%	
	射場 (団体(専用) ・高校生以下)	50%	389.24	1,259円	1,259円			1時間当たり	400円	
						午前 9:00 ~ 12:00	1,030円	9:00 ~ 12:00	1,200円	116.5%
						午後 13:00 ~ 17:00	1,230円	13:00 ~ 17:00	1,600円	130.1%
						夜間 17:00 ~ 21:30	1,340円	17:00 ~ 21:30	2,000円	149.3%
					全日 9:00 ~ 21:30	3,600円	9:00 ~ 21:30	5,200円	144.4%	
	射場 (個人)	50%	389.24	1,259円	105円			1時間当たり	60円	
						午前 9:00 ~ 12:00	210円	9:00 ~ 12:00	180円	85.7%
						午後 13:00 ~ 17:00	210円	13:00 ~ 17:00	240円	114.3%
						夜間 17:00 ~ 21:30	210円	17:00 ~ 21:30	300円	142.9%
					全日 9:00 ~ 21:30	620円	9:00 ~ 21:30	780円	125.8%	
	射場 (個人・高校生以下)	50%	389.24	1,259円	105円			1時間当たり	30円	
						午前 9:00 ~ 12:00	100円	9:00 ~ 12:00	90円	90.0%
						午後 13:00 ~ 17:00	100円	13:00 ~ 17:00	120円	120.0%
						夜間 17:00 ~ 21:30	100円	17:00 ~ 21:30	150円	150.0%
					全日 9:00 ~ 21:30	310円	9:00 ~ 21:30	390円	125.8%	
射場・個人 年間利用券	50%	389.24	1,259円	25,181円	一般	12,340円	一般	14,400円	116.7%	
					高校生以下	6,170円	高校生以下	7,200円	116.7%	
研修室	50%	52.40	678円	678円			1時間当たり	360円		
					午前 9:00 ~ 12:00	1,030円	9:00 ~ 12:00	1,080円	104.9%	
					午後 13:00 ~ 17:00	1,230円	13:00 ~ 17:00	1,440円	117.1%	
					夜間 17:00 ~ 21:30	1,230円	17:00 ~ 21:30	1,800円	146.3%	
				全日 9:00 ~ 21:30	3,500円	9:00 ~ 21:30	4,680円	133.7%		
海竜スポーツランド	プール・アリーナ (1回券)	100%		1,118円	一般	310円	一般	450円	145.2%	
					高校生	210円		214.3%		
					70歳以上、障がい者	150円	70歳以上、障がい者	220円	146.7%	
					小・中学生	100円	小・中学生	150円	150.0%	
	プール・アリーナ (回数券11枚)	100%		11,180円	一般	3,100円	一般	4,500円	145.2%	
					高校生	2,100円		214.3%		
					70歳以上、障がい者	1,500円	70歳以上、障がい者	2,200円	146.7%	
					小・中学生	1,000円	小・中学生	1,500円	150.0%	
	プール・アリーナ (3か月利用券) (市内)	100%		24,149円			一般(高校生以上)	9,700円	新規	
							70歳以上、障がい者	4,800円		
							小・中学生	3,200円		
	プール・アリーナ (3か月利用券) (市外)	100%		24,149円			一般(高校生以上)	10,700円	新規	
							70歳以上、障がい者	5,300円		
							小・中学生	3,500円		
	プール・アリーナ (6か月利用券) (市内)	100%		42,931円			一般(高校生以上)	17,300円	新規	
							70歳以上、障がい者	8,500円		
							小・中学生	5,800円		
	プール・アリーナ (6か月利用券) (市外)	100%		42,931円			一般(高校生以上)	19,000円	新規	
							70歳以上、障がい者	9,400円		
							小・中学生	6,400円		
プール・アリーナ (年間利用券) (市内)	100%		75,130円	一般	21,600円	一般	30,300円	140.3%		
				高校生	14,400円		210.4%			
				70歳以上、障がい者	10,800円	70歳以上、障がい者	14,800円	137.0%		
				小・中学生	7,200円	小・中学生	10,100円	140.3%		
プール・アリーナ (年間利用券) (市外)	100%		75,130円	一般	21,600円	一般	33,300円	154.2%		
				高校生	14,400円		231.3%			
				70歳以上、障がい者	10,800円	70歳以上、障がい者	16,300円	150.9%		
				小・中学生	7,200円	小・中学生	11,100円	154.2%		
専用使用料(団体) 25mプール(1コース)	100%		2,795円			1時間当たり	760円			
				1回2時間以内 25mプール(1コース)	1,030円	2時間	1,520円	147.6%		
専用使用料(団体) アリーナ	100%		2,795円			1時間当たり	1,500円			
				1回2時間以内 アリーナ	2,060円	2時間	3,000円	145.6%		

施設名	室名等	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく(使用料基準額試算(1時間料金))	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
下村パークゴルフ場	1日券	50%		417円	16歳以上	410円	16歳以上	410円	100.0%
						210円	70歳以上	210円	100.0%
					16歳未満	210円	16歳未満	210円	100.0%
南郷パークゴルフ場	年間券	50%		12,500円	16歳以上	12,340円	16歳以上	12,340円	100.0%
					16歳未満	6,170円	16歳未満	6,170円	100.0%
	年間共通券	50%		18,750円	16歳以上	18,510円	16歳以上	18,510円	100.0%
					16歳未満	9,260円	16歳未満	9,260円	100.0%
学校開放(グラウンド)	夜間照明(全灯)	50%		655円	1時間当たり 全灯	510円	1時間当たり 全灯	600円	117.7%
学校開放(体育館)	1回(全面)	50%		1,131円	1回	310円	1回	460円	148.4%

【産業系施設】

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく(使用料基準額試算(1時間料金))	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
新漢農改センター	洋室会議室	50%	95.00	1,265円			1時間当たり	600円	
					午前 9:00 ~ 12:00	1,630円	9:00 ~ 12:00	1,800円	110.4%
					午後 12:00 ~ 17:00	1,630円	12:00 ~ 17:00	3,000円	184.1%
	伝統芸能伝習室	50%	73.00	1,265円	昼間 9:00 ~ 17:00	2,710円	9:00 ~ 17:00	4,800円	177.1%
					夜間 17:00 ~ 21:00	1,630円	17:00 ~ 21:00	2,400円	147.2%
					昼夜 12:00 ~ 21:00	3,240円	12:00 ~ 21:00	5,400円	166.7%
					全日 9:00 ~ 21:00	4,320円	9:00 ~ 21:00	7,200円	166.7%
							1時間当たり	450円	
	和室研修室A	50%	69.00	1,013円	午前 9:00 ~ 12:00	1,080円	9:00 ~ 12:00	1,350円	125.0%
					午後 12:00 ~ 17:00	1,080円	12:00 ~ 17:00	2,250円	208.3%
					昼間 9:00 ~ 17:00	1,630円	9:00 ~ 17:00	3,600円	220.9%
					夜間 17:00 ~ 21:00	1,080円	17:00 ~ 21:00	1,800円	166.7%
					昼夜 12:00 ~ 21:00	2,160円	12:00 ~ 21:00	4,050円	187.5%
					全日 9:00 ~ 21:00	2,710円	9:00 ~ 21:00	5,400円	199.3%
	和室研修室B	50%	30.00	440円			1時間当たり	310円	
					午前 9:00 ~ 12:00	550円	9:00 ~ 12:00	930円	169.1%
	農業情報室	50%	31.00	440円	午後 12:00 ~ 17:00	550円	12:00 ~ 17:00	1,550円	281.8%
					昼間 9:00 ~ 17:00	1,080円	9:00 ~ 17:00	2,480円	229.6%
	営農相談室	50%	29.00	440円	夜間 17:00 ~ 21:00	550円	17:00 ~ 21:00	1,240円	225.5%
					昼夜 12:00 ~ 21:00	1,080円	12:00 ~ 21:00	2,790円	258.3%
陶芸創作室	50%	95.00	1,433円	全日 9:00 ~ 21:00	1,630円	9:00 ~ 21:00	3,720円	228.2%	
						1時間当たり	670円		
				午前 9:00 ~ 12:00	2,160円	9:00 ~ 12:00	2,010円	93.1%	
				午後 12:00 ~ 17:00	2,160円	12:00 ~ 17:00	3,350円	155.1%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	3,240円	9:00 ~ 17:00	5,360円	165.4%	
				夜間 17:00 ~ 21:00	2,160円	17:00 ~ 21:00	2,680円	124.1%	
展示コーナー	50%	101.00	1,483円	昼夜 12:00 ~ 21:00	3,790円	12:00 ~ 21:00	6,030円	159.1%	
				全日 9:00 ~ 21:00	4,870円	9:00 ~ 21:00	8,040円	165.1%	
				午前 9:00 ~ 12:00	2,710円	9:00 ~ 12:00	1,800円	66.4%	
				午後 12:00 ~ 17:00	2,710円	12:00 ~ 17:00	3,000円	110.7%	
				昼間 9:00 ~ 17:00	3,790円	9:00 ~ 17:00	4,800円	126.7%	
		夜間 17:00 ~ 21:00	2,710円	17:00 ~ 21:00	2,400円	88.6%			
		昼夜 12:00 ~ 21:00	4,320円	12:00 ~ 21:00	5,400円	125.0%			
		全日 9:00 ~ 21:00	5,400円	9:00 ~ 21:00	7,200円	133.3%			

実稼働率
10.8%
想定稼働率
25%

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案					
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率			
大門農改センター 実稼働率 10.8% 想定稼働率 25%	1階生活改善実習室	50%	31.00	590円			1時間当たり	310円				
	相談室	50%	27.00		午前 9:00 ~ 12:00	720円	9:00 ~ 12:00	930円	129.2%			
					午後 13:00 ~ 17:00	820円	13:00 ~ 17:00	1,240円	151.2%			
	2階会議室小	50%	26.00		夜間 18:00 ~ 21:00	1,080円	18:00 ~ 21:00	930円	86.1%			
				全日 9:00 ~ 21:00	2,660円	9:00 ~ 21:00	3,720円	139.9%				
	1階研修室	50%	76.00	1,559円			1時間当たり	450円				
					午前 9:00 ~ 12:00	1,130円	9:00 ~ 12:00	1,350円	119.5%			
					午後 13:00 ~ 17:00	1,340円	13:00 ~ 17:00	1,800円	134.3%			
					夜間 18:00 ~ 21:00	1,700円	18:00 ~ 21:00	1,350円	79.4%			
	2階会議室大	50%	72.00	1,559円	全日 9:00 ~ 21:00	4,180円	9:00 ~ 21:00	5,400円	129.2%			
					多目的ホール	50%	415.00	8,741円		1時間当たり	800円	
					午前 9:00 ~ 12:00	2,060円	9:00 ~ 12:00	2,400円	116.5%			
					午後 13:00 ~ 17:00	2,570円	13:00 ~ 17:00	3,200円	124.5%			
	多目的ホール (個人使用料)	50%		1,457円	1回 一般(中学生以上)	150円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円				
小学生					50円	障がい者	70円	新規				
未就学児童					0円	小・中学生	0円					
						未就学児童	0円					
大島農改センター 実稼働率 10.8% 想定稼働率 25%	洋室会議室	50%	65.00	1,103円			1時間当たり	450円				
					午前 9:00 ~ 12:00	1,230円	9:00 ~ 12:00	1,350円	109.8%			
	午後 12:00 ~ 17:00	2,060円	12:00 ~ 17:00		2,250円	109.2%						
	農事研修室	50%	78.00		昼間 9:00 ~ 17:00	3,190円	9:00 ~ 17:00	3,600円	112.9%			
					夜間 17:00 ~ 21:00	2,060円	17:00 ~ 21:00	1,800円	87.4%			
					昼夜 12:00 ~ 21:00	4,010円	12:00 ~ 21:00	4,050円	101.0%			
				全日 9:00 ~ 21:00	5,140円	9:00 ~ 21:00	5,400円	105.1%				
	和室会議室	50%	96.00	1,065円			1時間当たり	600円				
					午前 9:00 ~ 12:00	1,230円	9:00 ~ 12:00	1,800円	146.3%			
					午後 12:00 ~ 17:00	2,060円	12:00 ~ 17:00	3,000円	145.6%			
					昼間 9:00 ~ 17:00	3,190円	9:00 ~ 17:00	4,800円	150.5%			
					夜間 17:00 ~ 21:00	2,060円	17:00 ~ 21:00	2,400円	116.5%			
					昼夜 12:00 ~ 21:00	4,010円	12:00 ~ 21:00	5,400円	134.7%			
	全日 9:00 ~ 21:00	50%	51.00	787円	全日 9:00 ~ 21:00	5,140円	9:00 ~ 21:00	7,200円	140.1%			
							1時間当たり	600円				
					午前 9:00 ~ 12:00	1,540円	9:00 ~ 12:00	1,800円	116.9%			
					午後 12:00 ~ 17:00	2,570円	12:00 ~ 17:00	3,000円	116.7%			
					昼間 9:00 ~ 17:00	3,910円	9:00 ~ 17:00	4,800円	122.8%			
					夜間 17:00 ~ 21:00	2,470円	17:00 ~ 21:00	2,400円	97.2%			
	農産加工実習室	50%	51.00	787円	昼夜 12:00 ~ 21:00	4,830円	12:00 ~ 21:00	5,400円	111.8%			
					全日 9:00 ~ 21:00	6,170円	9:00 ~ 21:00	7,200円	116.7%			
							1時間当たり	800円				
午前 9:00 ~ 12:00					1,850円	9:00 ~ 12:00	2,400円	129.7%				
午後 12:00 ~ 17:00					3,090円	12:00 ~ 17:00	4,000円	129.5%				
昼間 9:00 ~ 17:00					4,630円	9:00 ~ 17:00	6,400円	138.2%				
多目的ホール	50%	398.00	6,142円	夜間 17:00 ~ 21:00	2,880円	17:00 ~ 21:00	3,200円	111.1%				
				昼夜 12:00 ~ 21:00	5,660円	12:00 ~ 21:00	7,200円	127.2%				
				全日 9:00 ~ 21:00	7,200円	9:00 ~ 21:00	9,600円	133.3%				
						1時間当たり	800円					
				1回 一般(中学生以上)	100円	1時間当たり 一般(高校生以上)	150円					
				小学生以下	0円	障がい者	70円	新規				
多目的ホール (個人使用料)	50%		1,535円	中学生以下	0円	中学生以下	0円					
				大門口コミュニティセント	100%							
				入浴料	100%		大人(12歳以上)	420円	大人(12歳以上)	420円	100.0%	
							中人(6歳~11歳)	130円	中人(6歳~11歳)	130円	100.0%	
小人(~5歳)	60円	小人(~5歳)	60円				100.0%					
トレーニングルーム	100%			1回	150円	1時間当たり	150円					

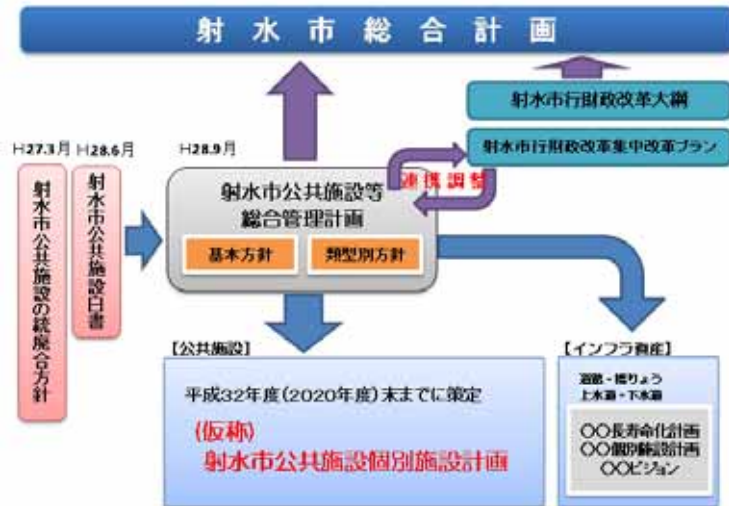
【保健福祉系施設】

施設名	室名	受益者負担率	部屋面積	標準稼働率に基づく使用料基準額試算(1時間料金)	現行使用料		改定案		
					区分	現行料金	区分	改定料金案	改定率
新湊交流会館 実稼働率 8.4% 想定稼働率 25%	会議室	50%	39.00	1,145円			1時間当たり	340円	
					午前 9:00～12:00	980円	9:00～12:00	1,020円	104.1%
					午後 12:00～17:00	1,190円	12:00～17:00	1,700円	142.9%
	研修室	50%	48.00		昼間 9:00～17:00	1,940円	9:00～17:00	2,720円	140.2%
					夜間 17:00～22:00	1,410円	17:00～22:00	1,700円	120.6%
					昼夜 12:00～22:00	2,270円	12:00～22:00	3,400円	149.8%
	ホール1	50%	78.00	2,053円	全日 9:00～22:00	3,240円	9:00～22:00	4,420円	136.4%
							1時間当たり	420円	
					午前 9:00～12:00	1,080円	9:00～12:00	1,260円	116.7%
					午後 12:00～17:00	1,630円	12:00～17:00	2,100円	128.8%
					昼間 9:00～17:00	2,270円	9:00～17:00	3,360円	148.0%
					夜間 17:00～22:00	1,840円	17:00～22:00	2,100円	114.1%
	ホール2	50%	78.00	2,053円			1時間当たり	420円	
							1時間当たり	840円	
	ホール1・2	50%	156.00	4,105円	午前 9:00～12:00	2,160円	9:00～12:00	2,520円	116.7%
					午後 12:00～17:00	3,240円	12:00～17:00	4,200円	129.6%
					昼間 9:00～17:00	4,540円	9:00～17:00	6,720円	148.0%
					夜間 17:00～22:00	3,790円	17:00～22:00	4,200円	110.8%
					昼夜 12:00～22:00	6,160円	12:00～22:00	8,400円	136.4%
全日 9:00～22:00					8,110円	9:00～22:00	10,920円	134.7%	
いきいき長寿館	軽運動室 (カローリング3面)	50%	395.76	2,123円	1時間当たり カローリング1面	200円	1時間当たり カローリング1面	300円	150.0%
					カローリング全面	600円	カローリング全面	900円	150.0%
					その他半面	300円	その他半面	450円	150.0%
					その他全面	600円	その他全面	900円	150.0%

1 これまでの取組

現在、市が保有する施設の多くは合併前からそれぞれの自治体が整備してきた。今後、これらの多くが老朽化により一斉に改修・更新時期を迎えるが、現在保有する施設をそのまま維持更新していくことは、将来の市政経営に大きな負担となり、ひいては真に必要な市民サービスに影響を及ぼすことが予測される。このため、平成28年9月に射水市公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）を策定し、インフラ資産を含む公共施設等の適正管理に向けた基本方針及び施設類型別の基本方針を決定するとともに、平成66年度（2054年度）までに市が保有する施設の延床面積の合計を20%削減（平成27年度比）する目標を定めた。

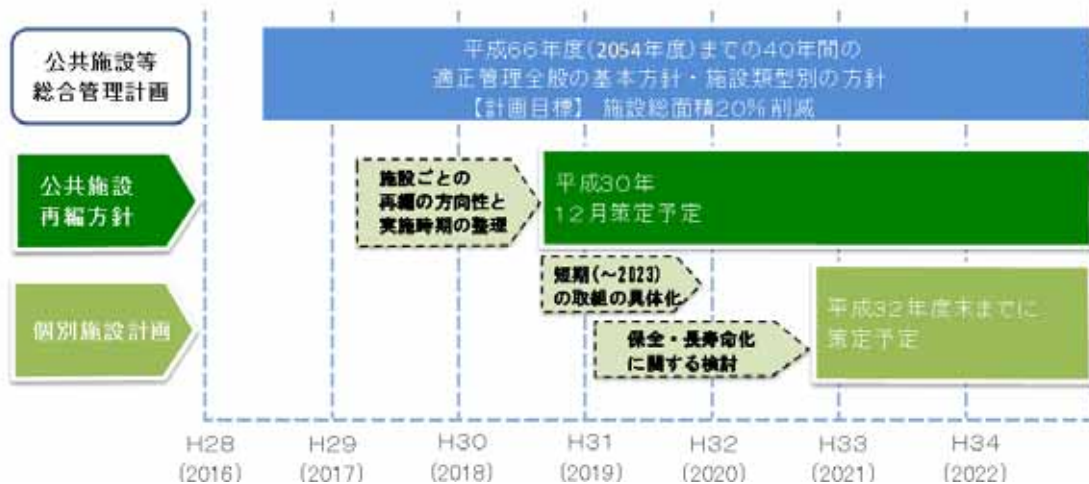
あわせて、長期的な視点を以って計画的に総量削減に取り組むため、平成32年度（2020年度）末までに、総合管理計画の実施計画に当たる（仮称）射水市公共施設個別施設計画（以下、個別施設計画）を策定することとしている。



2 これからの取組と公共施設再編方針の位置づけ

個別施設計画では、施設の再編又は保全・長寿命化（建替・大規模改修）などの必要な対策について、講じる措置の内容や実施時期を施設ごとに整理し明らかにする。その検討に当たっては、限りある財源の中で計画的に施設の適正管理に向けた取組を進めるため、まずは再編の検討にかかる考え方を整理する必要があることから、本年12月を目途に、施設ごとの再編についての今後の方向性を示した射水市公共施設再編方針（以下、本方針）を策定する。

また、本方針を策定した後は、再編スケジュールを踏まえた、施設の保全・長寿命化についての方針を検討し、施設再編と保全・長寿命化の方針からなる個別施設計画につなげる。



3 再編方針の対象となる施設及び期間

(1) 対象施設

平成 30 年 4 月 1 日現在、本市が保有又は設置している施設

但し、以下の施設は対象から除外する。

- ・インフラ資産（道路、橋りょう及び上下水道）及び企業会計（市民病院）に属する施設
- ・普通財産及び施設規模が小さいことなどにより将来負担への影響が少ない施設

大分類	中分類	小分類
市民文化系	集会施設	コミュニティセンター 公民館 生涯学習施設 その他集会施設
	文化施設	ホール施設
社会教育系	図書館	図書館
	博物館等	博物館等 埋蔵文化財施設等
スポーツ・レクリエーション系	スポーツ施設	主要体育館 地区体育館 主要グラウンド 地区グラウンド プール 各種競技施設
	レクリエーション・観光施設	レクリエーション・観光施設
産業系	産業系施設	農村環境施設 地域振興・休憩施設 浴場 その他
学校教育系	学校	小学校 中学校
	その他教育施設	給食センター
子育て支援	保育園・幼稚園	保育園 幼稚園
	幼児・児童施設	児童館 放課後児童クラブ

大分類	中分類	小分類
保健福祉系	高齢者福祉施設	ふれあいサロン その他高齢者福祉
	保健施設	保健センター
	その他社会福祉施設	福祉会館等 その他社会福祉施設
医療	医療	その他医療施設
行政系	庁舎等	庁舎
	消防施設	消防署 消防分団屯所
	その他行政系施設	その他行政系施設
公営住宅	公営住宅	市営住宅 特定公共賃貸住宅 都市再生住宅
供給処理	供給処理施設	ごみ処理施設 し尿処理施設
その他	その他	駐車場・駐輪場 斎場 墓苑 その他

(2) 対象期間

検討期間は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 66 年度(2054 年度)までの 36 年間とする。

あわせて、対象期間を短期・中期・長期に区分し、施設の老朽度や利用運営状況等を基に、期間中に再編を検討すべき施設は何か、どの時期に見直しを設定するのか示し、施設別の取組・検討スケジュールを明確化する。



4 施設ごとの再編の検討手法（施設評価）

(1) 基本方針

再編の検討に当たっては、総合管理計画に定めた3つの方針に基づき進める。

方針	1	人口減少等を見据えた適正規模とするための施設総量の削減
	2	維持管理コストの縮減と、真に必要な施設の長寿命化
	3	「施設重視」から「ソフト事業の充実」への転換

(2) 施設類型別の基本方針

施設ごとの再編の方向性を検討する際には、総合管理計画において示した施設類型別の「将来のあるべき姿」を踏まえたものとする。

(3) 最適化の視点

公共施設は、サービスと、そのサービスを提供するための建物で成り立っていることから、その再編においては、単にハード（ハコモノ）の存廃の問題として捉えるのではなく、サービスと建物の双方の最適化の視点から検討を行う。

適正化の視点		内容
サービス提供		現行のサービスの内容や提供手法が市民のニーズに見合っているのかを考え、真に必要な行政サービスとその提供主体を見定める
建物	(施設機能)	提供するサービスにふさわしい施設機能、利用状況であるかを見極めることで、施設自体の方向性を見定める
	(整備手法)	施設機能にふさわしい整備手法の方向性を見定める

(4) 施設評価に基づく再編手法の選定

上記の方針・視点を全ての施設の検討に生かすため、統一的な評価基準に基づく施設評価を実施し、施設の現状を客観的に把握するとともに、評価結果を再編に向けた検討・判断材料として活用する。

施設評価では、施設の運営状況、建物の性能やコンディションを分析し、あわせて、施設で提供されているサービス自体を妥当性、公共性、効率性及び代替性の観点から検証する。それらの結果を踏まえたうえで、本市の目指す姿や課題などの当該施設を取り巻く様々な要因を総合的に勘案し、サービス提供主体、施設機能、建物整備手法のそれぞれについての今後の方向性ととも、対象期間のどの段階で取組を実施するのか工程を示す。

5 施設ごとの再編の方向性と実施時期の整理

本方針では、施設評価の結果を基に、それぞれの施設の今後の方向性について組織横断的な視点で検討・調整を行い、再編の手法と実施時期を示す。

再編の方向性と実施時期の整理は、基本原則にのっとり進める。

なお、本方針では、現時点で想定されうる再編の方向性を1つ又は複数提示し、今後、原則として本方針に従って検討を進めるが、実際に施設の再編に着手する際には、改めてその時点における状況を鑑み、最適な手法を検討しながら進めていく。

再編における基本原則

基本原則	内容
①施設の総量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・設置意義が薄れている施設や利用率の低い施設、利用者に極端な偏りが見られる施設は優先的に再編を検討する ・利用状況にかかわらず、同種目的施設が複数ある場合は統廃合の検討対象とする ・県及び近隣市の施設の設置状況等を念頭に、広域的利用の観点を持って検討する ・大規模改修又は建替え等の更新時期に合わせて、施設機能の集約化・複合化や施設のダウンサイジング(減築)など、機能を維持しながら施設延床面積の大幅な圧縮について検討する
②持続可能なサービス提供手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度への更なる移行やPPP/PFI手法など民間の資金やノウハウの導入を検討する ・民間サービスで代替可能な施設は、民間への譲渡を検討する ・施設の設置意義や利活用の状況を踏まえながら、施設管理における市民等との協働を検討する
③計画的な再編スケジュールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、全ての施設において遅くとも施設の法定耐用年数を迎える時期を実施期限として今後の方向性を定める ただし、小学校・中学校及び保育園・幼稚園においては、園児、児童及び生徒数の将来推計等を踏まえ、保育・教育環境の充実に主眼に置いて検討する ・民間等への譲渡の可能性が高い施設は、老朽化等により資産価値が低下することを踏まえ、更新時期にかかわらず、可能な限り早い段階で譲渡の検討に着手する
④新規建設の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設の建設は、今後のまちづくり政策に重要なものに限定し、その際にも既存の市有地の活用に努め、特別な事情がない限り、集約化、複合化前の施設延床面積を下回ることとする
⑤施設の複合利用・多目的利用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時期には、可能な限り複合的な機能を持たせ、建物を多目的に利用できる仕様にすることで、利用者の利便性と運営稼働状況の向上を図る
⑥利用圏域に基づく配置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の想定する利用圏域に基づき、施設機能や交通アクセスなどを踏まえ、利便性に配慮した再編(再配置)を検討する ・大規模な施設が更新時期を迎える際には、当該施設の再編を核として、まちづくりの観点を踏まえつつ利用圏域内の施設の再編を検討する
⑦資産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市が保有する施設は、長寿命化・転用等により、可能な限り有効活用を図る ・市が保有する必要性が低い施設は、原則、売却又は賃貸により財源確保に努める

再編方針に示す「施設別の今後の方向性」のイメージ

施設番号	施設類型	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度 (築年数)	耐用年数	ポートフォリオ分析結果		再編実施時期			再編の考え方(今後の方向性)			説明	
						評価(偏差値)	建物性能	運営状況	短期	中期	長期	サービス提供主体	施設機能		整備手法
1	集会施設	x x x x x	580.00	1997 (21)	38		58.3	42.6				廃止・休止	廃止・休止	譲渡・貸付解体	譲渡に向けて協議する。協議の結果、譲渡の可能性がない場合は施設を廃止する。
2	文化施設		5,263.60	1978 (40)	50		48.6	56.3				市(直営)	集約化	大規模改修解体	機能が重複する他のホール施設との集約化を検討し、存続する施設においては大規模改修を行う。
3			8,324.62	1988 (30)	50		58.6	46.7				市(直営)	集約化	大規模改修解体	機能が重複する他のホール施設との集約化を検討し、存続する施設においては大規模改修を行う。
4	スポーツ施設		6,845.63	1978 (40)	50		50.6	58.6				市(民間活用)	現状維持	大規模改修	建物の整備方針の検討を行い、2035年を目途に大規模改修又は建替を行う。
5			3,560.00	1982 (36)	38		44.2	59.3				市(民間活用) 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	学識経験者等による在り方検討委員会において審議し、耐用年数の到来までには施設の存廃を含めた方針を決定する。

6 再編方針策定から個別施設計画策定までの流れ

(1) 進行管理

本方針を含めた公共施設マネジメント全般については、行財政改革推進本部において行う。

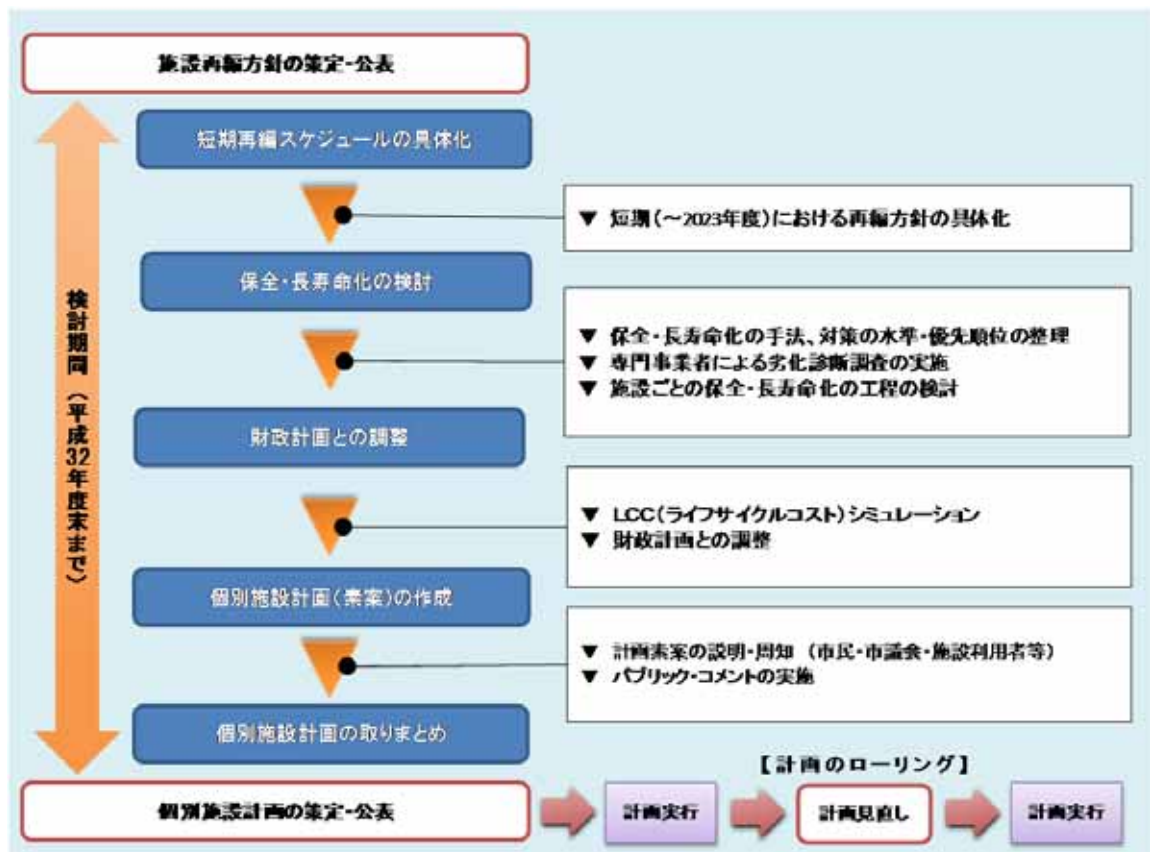
(2) 今後のスケジュール

平成 30 年（2018 年）12 月	射水市公共施設再編方針（案）公表 方針案のパブリック・コメント実施
平成 32 年度（2020 年度）中	射水市個別施設計画（案）公表 計画案のパブリック・コメント実施
平成 32 年度（2020 年度）末まで	射水市個別施設計画策定

(3) 個別施設計画策定までに検討すべき課題

本方針を策定後は、個別施設計画の策定に向けた課題の検討に次のとおり取り組むこととする。

検討すべき課題と検討の進め方のイメージ



第3次射水市行財政改革集中改革プラン (平成30年度改訂版)

平成30年9月
射水市行財政改革推進本部

目次

1	これまでの取組	1
	(1) 行財政改革を実行してきた背景	1
	(2) これまでの取組成果	1
	射水市行財政改革大綱の成果	2
	第2次射水市行財政改革大綱の成果	3
2	第3次集中改革プランの基本的事項	4
	(1) 第3次集中改革プランへの取組の必要性	4
	(2) 推進期間	4
	(3) 進行管理	5
	(4) 集中改革プランにおける目標	5
	(5) これまでの取組成果	6
	第3次射水市行財政改革大綱の成果	6
3	基本方針・取組項目	7
4	取組内容（一覧）	9
5	取組内容（個表）	14
	(1) 経営的な視点に立った行財政運営	14
	事務事業の効率化・適正化	14
	公共施設マネジメントの構築	20
	民間活力の更なる活用	27
	公営企業の経営健全化	28
	自主財源の確保及び創出	29
	資産・債務の適正管理	32
	(2) 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供	33
	市政情報の積極的な提供	33
	市民との協働によるまちづくりの充実	33
	効果的な市民サービスの提供	34
	ICT（情報通信技術）の有効活用	36
	(3) 職員力の強化と組織力の向上	37
	職員の能力向上及び意識改革	37
	効率的な組織体制の構築	39
	職員定数の見直し及び給与の適正化	39
6	平成29年度までに達成した取組内容	41
	平成29年度までに達成した取組内容	41
7	平成29年度版集中改革プランからの変更点	58
	(1) 新規取組	58
	(2) 内容を変更した取組	58

1 これまでの取組

(1) 行財政改革を実行してきた背景

平成11年7月16日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）」が公布され、これまでの中央集権型行政システムから地方分権型への転換が一気に加速し、地方分権時代が本格的に到来することとなった。

平成12年4月にこの地方分権一括法が施行され、各自治体とも大幅な自己決定・自己責任で行政運営が可能となる中、政府では構造改革の一環として、三位一体の改革により国から地方への税源移譲を行いつつ、従来の国庫補助金、地方交付税を縮減することとした。

少子高齢化及び人口減少社会が本格化していく中で、新しい地方分権時代においても持続可能で安定した財政基盤を確立するとともに、自主性及び自立性のある個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、1市3町1村で構成する射水地区広域圏合併協議会での協議を経て、平成17年11月1日に射水市が誕生した。

本市では、合併後速やかに、平成17年3月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」等を踏まえ、自己決定・自己責任の原則を維持し、当初目的を達成していくため、平成18年12月に、18年度から22年度の5か年の行財政改革の方針を掲げる射水市行財政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定し、またその実施計画となる行財政改革集中改革プラン（以下「集中改革プラン」という。）を策定した。

また、引き続き行財政改革を実行していくため、平成23年度から27年度までの5か年を推進期間とする第2次大綱を策定するとともに第2次集中改革プランを策定した。ただし、第2次大綱及び集中改革プランについては、人口減少と少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化など、本市を取り巻く状況の大きな変化に迅速に対応すべく、第2次射水市総合計画を平成26年度に新たに策定したことに併せ、平成25年度までの推進期間に変更した。

(2) これまでの取組成果

平成18年度から22年度の5か年の大綱及び平成23年度から25年度までとした第2次大綱では、それぞれ基本目標を以下のとおり掲げ、集中改革プランにおいて課題に取り組み、継続した行財政改革を推進しながら着実に効果を上げてきた。

■射水市行財政改革大綱の成果（平成18年度から平成22年度）

- | | | | | |
|-------------|----------|-------------------|----------|--------------------|
| 基本目標 | 1 | 簡素で効率的な行財政運営の推進 | 4 | 説明責任・情報公開及び透明性の向上 |
| | 2 | 市民サービスの効率化等 | 5 | 市民と行政の協働で築く地域社会の創造 |
| | 3 | 人事・給与の適正化及び組織の活性化 | | |
| | | | | |
| | | | | |

【収支改善額】 （単位：千円）

項目		集中改革プラン（第1次）					計
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
市単独補助金の見直し	件数		34	78	84	29	225
	改善額		59,576	69,333	59,951	55,440	244,300
委託料等の見直し	件数		75	27	19	17	138
	改善額		120,626	12,684	64,722	16,303	214,335
正規職員人件費（消防・病院除く）	総数	876	849	810	766	730	
	削減数		27	39	44	36	146
	改善額		113,035	317,244	375,093	261,941	1,067,313
指定管理者制度	導入数	12	25	33	38	38	
	改善額		91,601	34,425	51,290	36,125	213,441
有料広告収入等（新規分のみ）	媒体数		2	10			12
	改善額		1,395	8,150			9,545
民間委託等	件数			1			1
	改善額			72,492			72,492
特別職・行政委員報酬等の見直し	件数			1			1
	改善額			499			499
議員報酬・定数等の見直し	件数			1	1		2
	改善額			10,187	66,842		77,029
収支改善額 計		0	386,233	525,014	617,898	369,809	1,898,954

集中改革プラン（第1次）では、収支改善目標金額は掲げず、厳しい地方分権時代に対応しつつ市民サービスの向上に努めるため、組織機構の簡素化、事務事業の見直しなど、強力に行財政改革を進め、推進期間中に約19億円の改善成果を上げた。

■第2次射水市行財政改革大綱の成果（平成23年度から平成25年度）

基本方針

- 1 健全な財政運営の推進
2 市民の目線に立った質の高いサービスの提供
3 地方分権に対応する組織力の向上
4 透明で公正な市政の推進

【収支改善額】

（単位：千円）

項目		第2次集中改革プラン			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
市単独補助金の見直し	件数	29	42	14	85
	改善額	23,215	33,252	26,832	83,299
委託料等の見直し	件数	18	14	7	39
	改善額	22,176	8,064	7,115	37,355
正規職員人件費（消防・病院除く）	総数	701	677	650	
	削減数	29	24	27	80
	改善額	141,493	117,123	171,701	430,317
指定管理者制度	導入数	42	53	55	
	改善額	▲16,194	33,220	▲2,197	14,829
有料広告収入等（新規分のみ）	媒体数		2	5	7
	改善額		1,152	1,692	2,844
民間委託等	件数		1	1	2
	改善額		54,683	130,808	185,491
特別職・行政委員報酬等の見直し	件数	1	1		2
	改善額	900	1,441		2,341
議員報酬・定数等の見直し	件数			1	1
	改善額			8,003	8,003
公共施設の見直し	施設数	1	6	7	14
	改善額	22,858	24,113	26,590	73,561
その他の取組	件数	1	1		2
	改善額	331	460		791
収支改善額 計		194,779	273,508	370,544	838,831

第2次集中改革プランでは、本市の合併特例期間が平成27年度で終了し、その後普通交付税が段階的に削減されることを見据え、策定時点において、一本算定となる平成33年度にはこれまでの合併算定替による額と比較して約19億円減額すると見込み、推進期間中の5年間でその約2分の1に当たる10億円を収支改善することを目標として掲げた。

第2次射水市総合計画の開始年度と合わせて新たな大綱を策定するため、第2次大綱及び集中改革プランを3年間で終了させることとなったが、その間、歳入に見合った歳出構造への転換を図りながら多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するための行財政改革を着実に進め、約8.4億円の改善成果を上げた。

2 第3次集中改革プランの基本的事項

(1) 第3次集中改革プランへの取組の必要性

今後も、歳入面では人口減少及び少子高齢化を起因とする市税の伸び悩みをはじめ、平成28年度からの普通交付税の段階的な縮小、平成32年度での合併特例事業債の発行期限の終了など財源確保が難しくなる中、歳出面ではこれまでのような人件費の抑制が難しくなる一方、扶助費等や公債費が増加傾向になるなど、本市を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。

平成26年度に策定した射水市中長期財政計画では、今後も一定の行財政改革による効果額を考慮してもなお財源不足が生じ、平成33年度から35年度にかけて、単年度当たり約6.2億円から約8.4億円が不足すると予測した。

このことから、これまで以上に踏み込んだ行財政改革を断行しなければ、これからの社会経済情勢の変化に伴う新たな市民ニーズへの対応はもとより、現状の行政サービス水準を維持することも困難になることが予想されるため、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする第3次大綱を策定した。

この第3次大綱では、経営的な視点に立ち、限られた経営資源（人材・財源・資産等）を最大限に活用して、本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立を目標とし、これまで行ってきた事務事業の見直しや職員数の抑制などの「量」の改革を継続しながら、最適なサービス提供主体を見極めた「質」の高い市民サービスを提供していくこととしたことから、その実施計画となる第3次集中改革プランを策定したものである。

(2) 推進期間

推進期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。



(3) 進行管理

射水市行財政改革推進本部（本部長：副市長）において進行管理を行う。

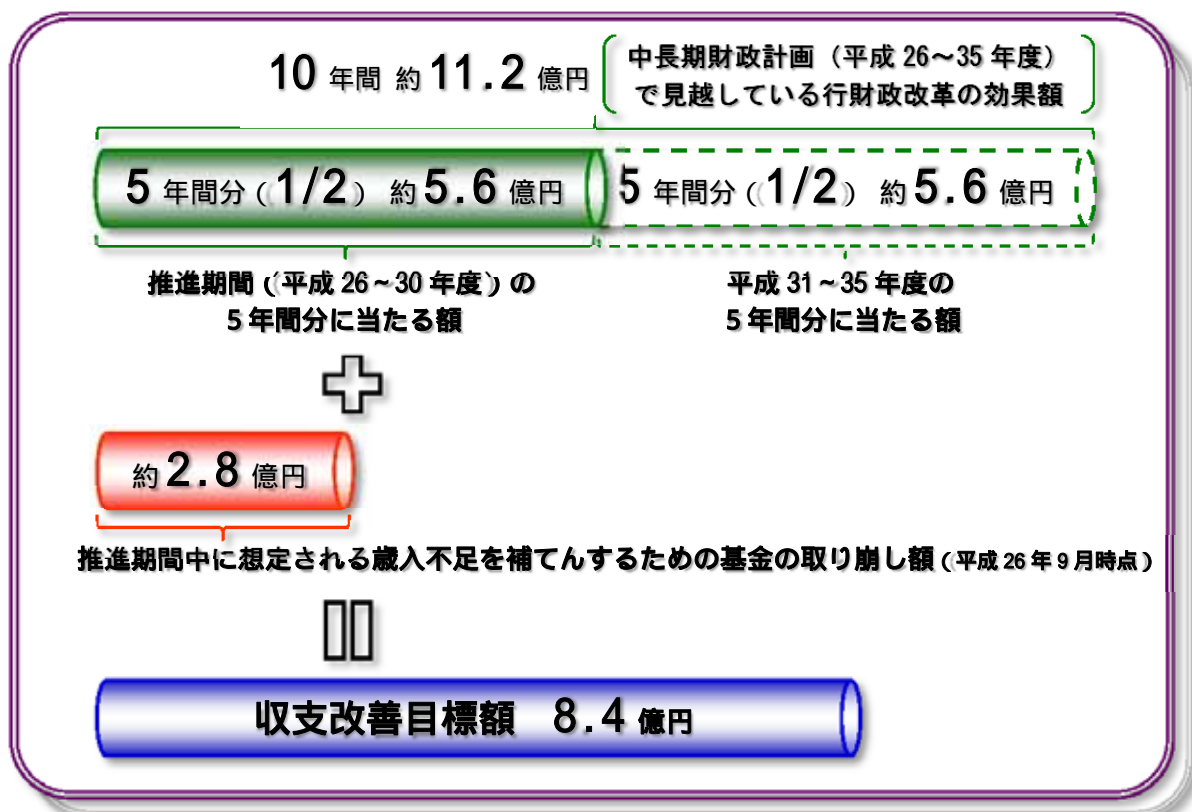
進行管理では、実績に対する検証・評価のほか、状況の変化などに的確に対応するため、毎年度、集中改革プランの見直しを行う。

なお、毎年度の進捗状況や成果については、射水市行財政改革推進会議（民間の有識者で構成）並びに市議会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページや広報を活用し、市民に対し積極的に公表していく。

(4) 集中改革プランにおける目標

第3次集中改革プランでは、射水市中長期財政計画の財政見通しをより確実なものとするとともに、安易に歳入不足額を基金の取り崩しに依存することのない本市の規模に見合った健全財政の確立を目指すこととする。

よって、第2次射水市総合計画実施計画を踏まえた中長期財政計画（平成26年9月時点）において平成26年度から平成35年度までの10年間で見越している行財政改革の効果額約11.2億円のうち、推進期間の5年間分（2分の1）に当たる約5.6億円と、推進期間中に想定される歳入不足を補てんするための基金（合併地域振興基金）の取り崩し額約2.8億円の合計額約8.4億円を収支改善目標金額として掲げ、行財政改革を強力かつ着実に進める。



(5) これまでの取組成果

第3次集中改革プランでは、新たな「基本方針」のもと、事務事業の効率化・適正化や公共施設の見直しなど、基本方針を達成するための手段を「取組項目」として整理し、項目ごとに個別の取組を掲げ、行財政改革に取り組んできた。

その結果、平成26年度からこれまでの間に、約6.2億円の収支改善効果を上げている。

これまで目標達成に至らなかった個別の取組については、推進期間である平成30年度までの達成に向けて着実に取り組むとともに、更なる行財政改革の推進につながる新規の取組についても積極的に掲げることで、目標としている約8.4億円の収支改善の達成を目指す。

■第3次射水市行財政改革大綱の成果（平成26年度から平成30年度）

- | | | | | |
|-------------|----------|---------------------------|----------|---------------|
| 基本方針 | 1 | 経営的な視点に立った行財政運営 | 3 | 職員力の強化と組織力の向上 |
| | 2 | 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供 | | |
| | | | | |

【収支改善額】

（単位：千円）

項目		第3次集中改革プラン				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
市単独補助金の見直し（※）	改善額	110,183	▲34,237	52,951	▲69,618	59,279
	件数	6	4	24	20	54
委託料等の見直し	改善額	31,802	14,622	53,278	23,118	122,820
	総数	653	630	626	614	
正規職員人件費（消防・病院除く）	削減数	▲3	23	4	12	36
	改善額	▲88,985	146,061	85,462	57,729	200,267
指定管理者制度	導入数	70	71	70	74	
	改善額	463	23,016	▲1,873	▲3,130	18,476
有料広告収入等	媒体数	19	18	18	19	0
	改善額	526	▲1,395	▲448	1,395	78
民間委託等（新規分のみ）	件数	2	1	1		4
	改善額	28,863	18,899	111		47,873
議員報酬・定数等の見直し	件数	1				1
	改善額	18,612				18,612
公共施設の見直し	施設数	3	5	9	7	24
	改善額	17,925	19,368	27,265	12,976	77,534
その他の取組	件数		3	8	3	14
	改善額		70,320	30,148	3,042	103,510
収支改善額 計		119,389	256,654	246,894	25,512	648,449

※市単独補助金の収支改善額は交付総額ベースでの比較であり、事業の見直しによる削減額のほか、事業の終了や開始等に伴って生じる自然増減分を含む。

3 基本方針・取組項目

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

厳しい財政状況が続く中、将来にわたって健全で持続可能な自治体経営を実現するため、複式簿記の導入や市有資産台帳の整備を図り、資産・債務状況、施設別・事業別コスト等を検証し、事務事業の整理合理化や公共施設の統廃合を含めた公共施設マネジメントを構築するなど、経営的な視点に立った行財政運営に努めます。

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

事務事業の改善に向けた取組を継続的に実施し、経費の節減及び合理化を図るとともに、公平性の観点に基づき行政サービスにおける受益と負担の適正化を図ることにより、財政の健全化を推進します。

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

市が所有する公共施設や道路橋りょうなどのインフラ資産について、社会経済状況の変化等に対応した総合的かつ長期的な計画、管理活動を行うファシリティマネジメントを構築し、公共施設等の「最適な保有量」と「最適な管理運営」の実現に努めます。

取組項目 3 民間活力の更なる活用

民間事業者等の専門知識やノウハウを効果的・効率的に活用し、サービスの向上や経費の節減が見込まれるものについては、積極的に民営化や民間委託を推進します。また、指定管理者制度の有効活用を図ります。

取組項目 4 公営企業の経営健全化

上下水道事業及び病院事業が将来にわたって必要なサービスを提供していくため、絶えず経営状況を点検するなど、一層の経営の健全化を推進します。

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

企業誘致に積極的に取り組むなど歳入の安定的確保に努めるほか、収納率の向上及び債権管理を強化するとともに、広告料・命名権などの取組を継続・拡充し新たな財源を創出します。

取組項目 6 資産・債務の適正管理

市の保有する資産や債権債務の実質的な把握を行うことを目的とする新地方公会計制度に対応するため、財務書類を企業会計や外郭団体等を含めた連結ベースで作成・公表します。さらに、将来の資産更新費用、施設別・事業別の行政コスト、将来の財政シミュレーションなどを検証し、資産の利活用や負債の圧縮など、資産・債務改革を進めます。

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

社会の成熟化に伴い、ますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、市政の透明性の向上を図り、市民の満足度を重視した、効果的な市民サービスの提供に努めます。

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

市政施策・予算等をわかりやすく開示するなど、市民への情報提供及び市民との情報共有を推進します。

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

市民と行政が様々な課題を共に考え行動する環境づくりのため、地域振興会への支援や市政への幅広い市民参加の促進により、協働のまちづくりを推進します。

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

多様な市民ニーズに的確に対応するため、窓口サービスの充実を図るなど、便利で利用しやすい行政サービスを提供します。

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

情報通信技術を積極的に活用し、申請手続きの簡素化など事務の効率化を図るとともに、情報の共有化を図り行政サービスの向上を推進します。

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上

地方分権改革の進展に伴い、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応するため、引き続き、職員の能力向上や意識改革に取り組むとともに、市の将来を見据えた効果的・効率的なサービスが提供できるよう組織力の向上に努めます。

取組項目 1 職員の能力向上及び意識改革

市民の目線に立って政策を考えることのできる人材の育成に取り組むなど、職員の能力向上と意識改革を図ります。

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

時代に即応し、行政サービスを効率的・効果的に提供できる組織を構築することにより、組織力の向上を図ります。

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

射水市定員適正化計画の推進により、職員数の適正化を図るほか、給与制度の適正な運用を行います。

4 取組内容（一覧）

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

番号	取組名	担当課	頁
1	使用料・手数料の適正化に関する基本方針の策定及び基本方針に基づく見直し	人事課、財政課	14
2	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策	総務課	14
3	市単独補助金・委託料等の見直し	財政課	14
4	市債の繰上償還による財政負担の軽減	財政課	15
5	高岡地区バス路線維持対策協議会負担金等の見直し	生活安全課	15
6	公共交通の在り方についての見直し	生活安全課	15
7	交通安全アドバイザー定数の適正化	生活安全課	15
8	斎場使用料の適正化	環境課	16
9	ごみ処理手数料の適正化	環境課	16
10	射水市社会福祉協議会補助金の見直し	地域福祉課	16
11	家具転倒防止器具設置事業の見直し	地域福祉課・社会福祉課	16
12	地域ふれあいサロン事業の見直し	地域福祉課	17
13	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導	地域福祉課	17
14	移送サービス事業の見直し	地域福祉課	17
15	がん検診の自己負担額の見直し	保健センター	17
16	射水市観光協会の機能強化	港湾・観光課	18
17	イベントの抜本的な見直し	港湾・観光課	18
18	富山新港港湾振興会の活動強化	港湾・観光課	18
19	防犯灯の維持管理コストの削減	用地・河川管理課	19
20	元旦マラソンの見直し	生涯学習・スポーツ課	19
21	スポーツ施設使用料の適正化	生涯学習・スポーツ課	19
達成 1	期日前投票所の在り方の検討	総務課	41
達成 2	事務事業評価制度の見直し	人事課	41
達成 3	消耗品等の一括調達方式の導入	管財契約課	41
達成 4	老人デイサービス事業の廃止	地域福祉課	41
達成 5	射水市観光情報館（旧みなと交流館）を活用した観光入込客数の増加	港湾・観光課	42
達成 6	「射水市観光振興計画」の策定	港湾・観光課	42
達成 7	射水市体育協会の活用	生涯学習・スポーツ課	42
達成 8	庁用車両管理及び保有台数の適正化	管財契約課	42
達成 9	所得税・住民税申告相談会場等の見直し	課税課	43
達成 10	市税滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施	収納対策課	43
達成 11	環境調査の見直し	環境課	43
達成 12	資源集団回収スケジュールの見直し	環境課	43
達成 13	おむつ支給事業の見直し	地域福祉課・社会福祉課	44
達成 14	福祉入浴券交付事業の廃止	地域福祉課	44
達成 15	高齢者等日常生活用具給付事業の廃止	地域福祉課	44
達成 16	不妊治療助成事業の見直し	保健センター	44
達成 17	離職者能力再開発訓練奨励金の廃止	商工企業立地課	45
達成 18	創作活動、教養教室の廃止	地域福祉課	45
達成 19	保育園・幼稚園保育料の見直し	子育て支援課	45

達成 20	がん検診の自己負担の適正化	保健センター	45
達成 21	いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金の見直し	港湾・観光課	46
達成 22	一般健康診査の廃止	保健センター	46

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

番号	取組名	担当課	頁
22	公共施設等総合管理計画の推進	人事課	20
23	庁舎の有効活用及び跡地利用	政策推進課	20
24	サービスセンターの有効活用	生活安全課	20
25	衛生センターの整備方針の検討	環境課	21
26	クリーンピア射水の長寿命化	環境課	21
27	小杉社会福祉会館の機能転用	地域福祉課	21
28	堀岡福祉センターの廃止	地域福祉課	22
29	足洗老人福祉センターの廃止（民間売却）	地域福祉課	22
30	拠点型ふれあいサロンの在り方の検討	地域福祉課	22
31	市立保育園の在り方の検討	子育て支援課	23
32	市立幼稚園の在り方の検討	子育て支援課	23
33	市立児童館機能の移行	子育て支援課	24
34	公園施設の配置基準の策定	都市計画課	24
35	図書館の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	24
36	主要体育館の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	25
37	地区体育館機能の移行	生涯学習・スポーツ課	25
38	グラウンドの地域移管	生涯学習・スポーツ課	26
39	テニスコートの一部廃止	生涯学習・スポーツ課	26
40	新湊博物館の運営の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	27
達成 23	市立子育て支援センターの統合	子育て支援課	46
達成 24	中学校学校プールの廃止	学校教育課	46
達成 25	新湊ふれあい会館の地域移管	地域振興・文化課	47
達成 26	保健センターの統合	保健センター	47
達成 27	小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合	生涯学習・スポーツ課	47
達成 28	小杉ふれあいセンターの機能転用	地域福祉課	47
達成 29	大門コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	農林水産課	48
達成 30	大門世代交流プラザの廃止	子育て支援課	48
達成 31	七美幼児プールの廃止	生涯学習・スポーツ課	48

取組項目 3 民間活力の更なる活用

番号	取組名	担当課	頁
41	指定管理者制度の効果的な活用	人事課	27
42	市有バス業務の民間活用	管財契約課	27
43	社会福祉協議会等の活用	地域福祉課	28
達成 32	竹内源造記念館の指定管理者制度への移行	地域振興・文化課	49
達成 33	ゆとりライフ互助会業務の移管	商工企業立地課	49
達成 34	不燃・粗大ごみ処理の民間委託	環境課	49
達成 35	野手埋立処分所の長期包括運営業務委託の導入	環境課	49
達成 36	市営住宅の指定管理者制度の導入	建築住宅課	50

取組項目 4 公営企業の経営健全化

番号	取組名	担当課	頁
44	水道事業における主要施設及び配水管の長寿命化	上水道工務課	28
45	不明水対策の実施	下水道工務課	28
46	医師住宅の処分	管財契約課	28
47	市民病院の患者増加策	市民病院経営管理課	29
48	病院機能評価認定の更新	市民病院経営管理課	29
達成 37	下水道水洗化率の向上	下水道工務課	50
達成 38	新公立病院改革プランの策定	市民病院経営管理課	50
達成 39	電子カルテの導入	市民病院経営管理課	50
達成 40	水道ビジョン等の見直し	上下水道業務課	51
達成 41	下水道ビジョンの策定	上下水道業務課	51
達成 42	市民病院給食調理業務の民間委託	市民病院経営管理課	51
達成 43	地域包括ケア病棟の開設	市民病院経営管理課	51

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

番号	取組名	担当課	頁
49	ふるさと納税（ふるさと射水応援寄附）の更なる推進	農林水産課	29
50	純射水産サクラマスによるローカルブランディングの創出	農林水産課	30
51	有料広告収入等の独自財源の確保	財政課	30
52	未利用財産の売却	管財契約課	30
53	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入	管財契約課	31
54	市税収納率の向上	収納対策課	31
55	魅力ある企業立地助成金制度への工夫	商工企業立地課	31
56	創業支援事業計画の推進	商工企業立地課	32
達成 44	農業委員会だよりへの有料広告掲載検討	農業委員会事務局	52
達成 45	債権管理・回収の一元化の検討	収納対策課	52
達成 46	雑誌スポンサー制度の導入	生涯学習・スポーツ課	52

取組項目 6 資産・債務の適正管理

番号	取組名	担当課	頁
57	新地方公会計の整備	財政課、管財契約課	32
達成 47	固定資産台帳の整備	管財契約課	53

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供**取組項目 1 市政情報の積極的な提供**

番号	取組名	担当課	頁
58	みえる・わかる・わかり合えるミーティング等の実施	未来創造課	33
達成 48	ファイリングシステムの導入と維持管理	総務課	53

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

番号	取組名	担当課	頁
59	コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	地域振興・文化課	33
60	地域型市民協働事業の推進	地域振興・文化課	34
61	自主防災組織の強化及びネットワーク化	総務課	34
達成 49	まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成	地域振興・文化課	54
達成 50	公募提案型市民協働事業の推進	地域振興・文化課	54

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

番号	取組名	担当課	頁
62	窓口時間延長の在り方についての検討	市民課	34
63	多様な納付環境の整備（ペイジー収納サービス）	収納対策課	35
64	万葉線ICカードの導入支援	生活安全課	35
65	がん検診受診率向上に向けた取組の推進	保健センター	35
66	小学校の在り方の検討	学校教育課	35
67	学校図書館職員の効果的な活用	学校教育課	36
達成 51	三世同居住宅支援による住宅リフォーム事業の創設	建築住宅課	54
達成 52	庁舎整備後の窓口サービスの充実	市民課	55
達成 53	指定宅地支援制度の見直し	建築住宅課	55

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

番号	取組名	担当課	頁
68	マイナンバーカードの利活用の促進	総務課	36
69	ICT活用学級復帰支援協働事業の実施	学校教育課	36
達成 54	情報セキュリティ対策の強化	総務課	55
達成 55	電算システムの更新	総務課	56
達成 56	マイナンバーカードの多目的利用	総務課	56
達成 57	家屋評価図面等のデータベース化	課税課	56

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上

取組項目 1 職員の能力向上及び意識改革

番号	取組名	担当課	頁
70	職員研修の充実	人事課	37
71	職員提案制度の推進	人事課	37
72	人事評価制度の適正運用	人事課	37
73	求める人材の採用・確保	人事課	38
74	働き方改革の推進	人事課	38
75	消防団組織の充実強化	消防本部総務課	38

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

番号	取組名	担当課	頁
76	外郭団体への派遣の縮小	人事課	39
77	効率的な組織体制の維持・見直し	人事課	39
達成 58	審議会等の設置基準の見直し	人事課	57

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

番号	取組名	担当課	頁
78	効率的・効果的な職員定員管理	人事課	39
79	職員給与等の適正化	人事課	40
80	多様な任用形態による人材の有効活用	人事課	40

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

5 取組内容（個表）

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

番号	1	取組名	使用料・手数料の適正化に関する基本方針の策定及び基本方針に基づく見直し	担当課	人事課、財政課
					新規（平成30年度）
現状（H30）	現在の使用料は、消費税改定分を除き、基本的には合併前からの料金を引き継いでおり、同種目的施設あるいは同規模施設においてバラツキがある。また、使用料の減額・免除の運用基準も、施設によって異なっている。窓口での各種証明発行等の手数料についても、長年にわたって据え置かれたままとなっている。				
課題	現行のままでは、公平で適正な行政サービスを将来にわたり維持できなくなることや市財政の健全化に支障を来すおそれがある。そのため、全市統一的かつ合理的な根拠に見合った基準を定める必要がある。				
取組内容	施設の管理運営や行政サービスの提供に要する費用の算定方法や利用者（受益者）と公費の負担割合、減免の考え方を定めた使用料・手数料の適正化に関する基本方針を策定するとともに、方針に基づき現行料金を検証し、適正な見直しを行う。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料・手数料の適正化に関する基本方針の策定			策定		
使用料・手数料の見直し（平成31年4月から改定料金適用）			検討		

番号	2	取組名	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策	担当課	総務課
現状（当初）	庁議をはじめとする各種会議において、資料等を紙媒体で作成しているため、膨大な紙の使用、コピー等、印刷費の増高を招いている。また、資料等の印刷に多くの時間を要し、職員の事務効率に支障を来している。				
課題	電子化した資料の閲覧のためタブレット端末を活用するに当たっては、機器の購入、維持管理、使用環境の整備等について経費面の課題がある。また、会議資料を電子化する場合、議会や庁議だけでは効果がなく、職員が委員となっている全ての会議を電子化する必要がある。さらには、資料回覧のため印刷することがないよう徹底する必要がある。				
取組内容	導入に係る課題や費用対効果について、調査・研究を行う。また、ペーパーレスに向けた取組として、紙の資料を配付しないようプロジェクターの活用等について検討を行う。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
会議におけるペーパーレス化			調査・研究		一部実施

番号	3	取組名	市単独補助金・委託料等の見直し	担当課	財政課
現状（当初）	市単独補助金や委託料等については、当初予算編成に合わせ、定期的に見直しを行っている。				
課題	国・県の制度変更や社会情勢の変化に対応し、今後も見直しを行う必要がある。				
取組内容	既存の市単独補助金や委託料等について、公益性、効率性及び公平性の観点から検証し、廃止、休止又は減額等の見直しを行う。				
数値目標	項目名	単位	当初（平成25年度）	実績累計	目標（平成30年度）
	補助金の見直し額（平成26年度からの5年累計）	千円	0	▲59,279	▲140,000
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
市単独補助金・委託料等の見直し			継続して実施		

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	4	取組名	市債の繰上償還による財政負担の軽減	担当課	財政課	
現状(当初)	本市では、合併前に実施した事業に加え、合併後の一体性の速やかな確立や均衡ある発展に資する事業、さらには、災害対策に必要な事業に積極的に取り組んできた結果、公債費が高い水準にある。					
課題	平成28年度から普通交付税が段階的に減額され、平成33年度には射水市本来の規模としての交付（一本算定）となるなど、今後、一般財源の大幅減少が見込まれることから、高い水準にある公債費を抑制し、財政運営の硬直化を回避する必要がある。					
取組内容	計画的に市債の繰上償還を行い、後年度の財政負担の軽減及び財政指標の改善を図る。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計債の繰上償還		継続して実施				


番号	5	取組名	高岡地区バス路線維持対策協議会負担金等の見直し	担当課	生活安全課	
現状(当初)	民間バス事業者が本市において運行するバス路線を維持・確保するため、高岡地区バス路線維持対策協議会負担金及び路線対策費特別補助金を支出している。					
課題	近年、対象バス路線は乗降者数及び費用対効果が低い路線となっている。					
取組内容	乗降実績を踏まえ、関連自治体とともに民間バス事業者に効率的・効果的な運行となるよう働きかける。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民間バス路線の見直しの働きかけ		継続して働きかけを実施				


番号	6	取組名	公共交通の在り方についての見直し	担当課	生活安全課	
現状(当初)	本市の公共交通は、JR北陸本線（北陸新幹線開業後はあいの風とやま鉄道に移行）、万葉線、民間路線バスに加え、市がコミュニティバス及びデマンドタクシーを運行している。					
課題	人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化等環境問題の深刻化、さらには市民の生活スタイルや価値観の多様化等により、今後本市の公共交通を取り巻く環境はさらに厳しくなるものと想定されるが、将来にわたり、公共交通を利便性の高い持続可能な移動手段として維持していく必要がある。					
取組内容	地域にとって望ましい公共交通ネットワークの形成に向け、射水市地域公共交通網形成計画を策定する。策定に当たっては、現状や課題及びニーズを把握するとともに、地域や利用者の代表、交通事業者等からなる射水市地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、協議する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共交通検討協議会の設置		設置(済)				
コミュニティバス運行基本方針の策定		検討 → 策定(済)				
通勤・通学快速バスの運行・試行など公共交通プランに掲げる取組の実施		順次実施(検討・見直し・実施)				
地域公共交通活性化協議会の設置		設置				
地域公共交通網形成計画の策定		検討				



番号	7	取組名	交通安全アドバイザー定数の適正化	担当課	生活安全課	
現状(H29)	交通安全アドバイザーの定数は、「射水市交通安全アドバイザー要綱」に基づき97人以内としており、平成29年度には70人に委嘱している。					
課題	同じく交通安全に取り組んでいる交通安全指導員の人数は39人であり、適正人数について検討する必要がある。					
取組内容	県内他市町村の定数及び事業への参加状況等を調査し、定数の見直しを行う。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交通安全アドバイザー定数の適正化		検討 → 見直し				



第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。


番号	8	取組名	斎場使用料の適正化	担当課	環境課			
現状(当初)	斎場使用料は、12歳以上2,500円（市外居住者45,000円）、12歳未満1,500円（市外居住者30,000円）、死産児及び身体の一部1,500円以内と定めている。							
課題	他市と比較して低額であり、使用料の見直しを検討する必要がある。							
取組内容	受益と負担の適正化を図るため、他市の使用料と比較・検討を行い、新斎場の供用開始時に合わせて見直しを行う。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
斎場使用料の見直し								



番号	9	取組名	ごみ処理手数料の適正化	担当課	環境課			
現状(当初)	ごみ処理手数料は、可燃物、不燃物、家庭系及び事業系一般廃棄物等の区分毎に徴収する額を定めている。 ※家庭系一般廃棄物（可燃物120円/10kg、不燃物160円/10kg） 事業系一般廃棄物（可燃物620円/50kg、不燃物820円/50kg） 埋立物（820円/100kg）							
課題	処理経費の変動に対応し、手数料の見直しを検討する必要がある。							
取組内容	手数料負担によるごみの排出抑制効果や他市の手数料等の状況を踏まえつつ、使用料・手数料の適正化に関する基本方針（平成30年度策定）に基づき、現行料金を検証し、適正な見直しを行う。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ処理手数料の見直し								



番号	10	取組名	射水市社会福祉協議会補助金の見直し	担当課	地域福祉課			
現状(当初)	市社会福祉協議会は、地域住民や行政、関係団体と協働し、多様化する個人の福祉課題に対応するとともに、住民参加による地域福祉活動への支援を図るなど、地域福祉の推進に努めている。 また、継続した地域福祉活動を行っていくため、組織体制、事業、事務等の改革改善を図るとともに、介護予防事業や障がい者福祉事業等については、さらなる効率的な経営に取り組んでいる。							
課題	地域福祉を推進する上で必要不可欠な団体であり、地域福祉を充実させるには、社会福祉協議会がより活発に事業の展開を推進していく必要がある。							
取組内容	今後、本市の財政状況や社会情勢を踏まえ、派遣職員、OB職員の派遣については、縮小の方向も視野に入れて市社会福祉協議会と協議しながら検討する。 財政的支援においては、事業運営が安定化するまで、継続的に支援する。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業運営の財政的支援				 				



番号	11	取組名	家具転倒防止器具設置事業の見直し	担当課	地域福祉課・社会福祉課			
現状(当初)	市内に居住する住民税非課税世帯で、70歳以上の方のみの世帯及び重度心身障がい者等のいる世帯に対し、家具転倒防止器具を取り付ける事業を実施している。							
課題	利用実績はほとんどないため、所期の目的達成状況等を検証し、事業の在り方を検討する必要がある。							
取組内容	所期の目的達成状況及び実績等を検証し、事業の見直しを行う。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家具転倒防止器具設置事業の見直し				 				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	12	取組名	地域ふれあいサロン事業の見直し	担当課	地域福祉課
現状(当初)	高齢者が健康で生きがいをもって安心して暮らしていただける地域づくりの増進に寄与するため、地域福祉活動グループ、ボランティアグループ及び地域住民を運営主体とし、自治公民館や民間の家など、地域内の既存施設を活動拠点として地域ふれあいサロンを設置している（平成25年度は208か所に設置）。				
課題	介護保険法の改正により、現行の介護予防サービス（訪問介護、通所介護）については、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、新たなサービスの提供に向け、拠点型ふれあいサロン、地域ふれあいサロン、デイサービス事業を一体的に見直す必要がある。				
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業の見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
地域ふれあいサロン事業の見直し					

番号	13	取組名	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導	担当課	地域福祉課
現状(当初)	高齢者の労働能力を活用し、高齢者自らの生きがいと健康を保持するとともに、就業機会の増大と福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与することを目的に、シルバー人材センターの人件費及び管理費、事業費等の運営費補助金を交付している。				
課題	シルバー人材センターの人件費等のコスト削減を行うなど、財政健全化に向けた取組が必要である。				
取組内容	シルバー人材センターの経営改善及び運営補助金の削減について協議を行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
経営改善及び運営補助金の削減		 			

番号	14	取組名	移送サービス事業の見直し	担当課	地域福祉課
現状(H28)	要介護状態のひとり暮らし高齢者等に対し、ひと月当たり往復2回まで無料で通院等医療機関への送迎サービスを実施している。なお、業務を市社会福祉協議会に委託している。 (対象者：要介護1以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯、重度身体障害者、精神障害者等)				
課題	年々利用者が増加しており、今後も事業費の増加が懸念されることから事業の在り方を見直す必要がある。 (利用者数は、平成24年度759人、平成25年度881人、平成26年度1,053人)				
取組内容	事業の在り方（対象者の要件、タクシー券での交付等）について見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
移送サービス事業の見直し		 			

番号	15	取組名	がん検診の自己負担額の見直し	担当課	保健センター
現状(H29)	現在、生活保護受給者、後期高齢者受給資格を持つ65歳～69歳の者及び70歳以上の高齢者の全てのがん検診について無料としている。				
課題	高齢化により検診対象者が増加する中、近隣自治体では、本市において無料化している検診についても、有料で実施している場合もあることから、自己負担額の見直しについて検討する必要がある。 なお、近年、かかりつけ医での受診が増加傾向にあることから、見直しに当たっては、検診委託先である射水市医師会との協議が必要となる。				
取組内容	70歳以上を対象にがん検診の自己負担額の見直し（有料化）を行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
自己負担額の見直し（有料化）		 			

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	16	取組名	射水市観光協会の機能強化			担当課	港湾・観光課
現状(当初)	射水市観光協会は、本市の観光の振興を通して地域の活性化を推進するため、現在、4名体制（株JTBからの派遣職員1名、嘱託職員2名、パート職員1名）で、イベント開催、観光施設整備維持、観光客誘致宣伝、観光団体育成の事業を行っている。						
課題	観光振興は、交流人口の拡大に伴う地域経済の振興や文化の振興に寄与するといわれ、これまで以上に観光協会の果たす役割は重要となってきたり、観光協会の充実・強化が必要となっている。 また、各種イベントの抜本的な見直しと併せ、市観光部門と観光協会の役割分担を明確にした協力体制作りが必要となっている。						
取組内容	引き続き、専門ノウハウを持つ民間企業から人材登用を継続し、観光協会の機能強化及び県外・海外観光客の増加を図る。また、観光協会と協議を行い、各種イベントの事務局等の整理を行う。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	射水市観光客入込数 (市全体の目標)	人	3,872,169 (平成25年中)	4,000,675 (平成29年中)	4,000,000 (平成30年中)		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
射水市観光協会の機能強化		継続して実施					
各種イベント事務局の整理		継続して実施					

番号	17	取組名	イベントの抜本的な見直し			担当課	港湾・観光課
現状(当初)	本市は、越中だいもん凧まつり、小杉みこし祭り、富山新港新湊まつり、新湊カニかに海鮮白えびまつりの開催に際し、事務局の一員となり、イベントに補助するとともにその運営に携わっている。						
課題	各種イベントの経費削減に努めてきたところであるが、イベント自体の在り方についても検討していく必要がある。しかし、従来から地域のイベントとして定着している一面もあり、見直しには時間が必要である。						
取組内容	関係機関・団体と協議し、イベントの在り方も含めて効果的・効率的な開催を検討する。						
開催状況	イベント名	開始年度	実行委員会事務局				
	越中だいもん凧まつり	昭和54	港湾・観光課内				
	富山新港花火大会	昭和40	港湾・観光課内				
	新湊カニかに海鮮白えびまつり	平成21	射水市観光協会				
	小杉みこし祭り	終了	—				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
イベントの抜本的な見直し		見直し					

番号	18	取組名	富山新港港湾振興会の活動強化			担当課	港湾・観光課
現状(当初)	富山新港港湾振興会は、富山新港の港湾機能の充実・発展を図り、地域振興に寄与することを目的とした組織であり、平成27年3月の北陸新幹線開業による行動圏の拡大と交流の活性化を見据え、日本海側の中央に位置する地理的な強みを生かした企業立地やポートセールス事業を行っている。						
課題	射水ベイエリアに宿泊・集客施設を誘致しているが、未利用地が存在している。また、旅客船の誘致活動を行っているが、平成25年度は1回の寄港に留まっている。						
取組内容	引き続き、港湾の賑わい及び啓発を図る事業へ継続支援していくとともに、宿泊・集客施設誘致及び旅客船誘致事業を行っていく。 平成30年度には、富山新港開港50周年を迎えることから記念事業に取り組む。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	旅客船の寄港回数(年間)	回	1	0	8		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
港湾の賑わい及び啓発を図る事業への支援		継続して実施					
宿泊・集客施設誘致及び旅客船誘致事業		継続して実施					

番号	19	取組名	防犯灯の維持管理コストの削減			担当課	用地・河川管理課
現状 (H28)	市内に設置している防犯灯については、平成25年度にリース事業で6,714基を設置するとともに、老朽化取替時に順次LED化している。						
課題	平成25年度に導入したリースLED照明を含め、11,242基の内、8,117基がLED照明であるが、費用対効果の高いものから順次LED化を図る必要がある。 また、汎用性の高い灯具は安価になっているが、デザイン照明なども数多くあり、費用対効果が低いものもある。						
取組内容	平成28年度から5年間で既設防犯灯約700基のLED化を実施する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	防犯灯LED化率	%	—	80.6	80.0		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
防犯灯のLED化							

番号	20	取組名	元旦マラソンの見直し			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状 (当初)	元旦マラソンについては、市、市教育委員会、市体育協会が主催となり、市体育協会への委託事業として、新湊会場と大門会場の2か所において地区体育協会、市陸上競技協会、市スポーツ推進委員等の協力を得て実施している。 平成25年度参加者数 第51回新湊会場282人 第37回大門会場388人						
課題	両会場ともに参加者数が300人前後で、合併前からの地域的な行事として継続している。						
取組内容	元旦マラソンの一本化や競技団体等の主体的取組の可能性について、市体育協会、市陸上競技協会等と協議を行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
元旦マラソンの見直し							

番号	21	取組名	スポーツ施設使用料の適正化			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状 (当初)	本市のスポーツ施設は、「射水市体育施設条例」及び「海竜スポーツランド条例」に基づき、41施設を管理運営している。 また、41施設のうち16施設は、指定管理者制度により管理運営している。						
課題	今後のスポーツ施設の持続可能な維持管理については、運営面も含めた見直しが必要である。						
取組内容	使用料・手数料の適正化に関する基本方針（平成30年度策定）に基づき、現行料金を検証し、適正な見直しを行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
スポーツ施設使用料の見直し							

※各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	22	取組名	公共施設等総合管理計画の推進	担当課	人事課	
現状(当初)	本市は、合併の影響により他都市と比較して多くの公共施設を保有しており、一人当たりの公共施設延床面積は、全国平均の3.42㎡を大きく上回る4.16㎡となっている。					
課題	公共施設を現状のまま維持する場合、老朽化に伴う大規模改修や更新に多額の費用が必要である。					
取組内容	平成28年度に整備した固定資産台帳を基に、施設のコスト情報、管理状況及び利用状況等について、情報の一元化を図り、公共施設等総合管理計画において定めた方針に基づく個別施設計画の策定につなげる。 また、維持管理運営の効率化や計画的な修繕・更新によって経費を縮減するとともに、存続する施設については長寿命化を図っていく。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共施設等総合管理計画の策定			検討	策定(済)		
施設情報の一元化					検討	実施
施設評価の実施及び評価結果の活用					検討	実施
施設の長寿命化の推進 (職員による日常点検のマニュアル化)					検討	実施
個別施設計画の検討・策定				検討・策定(平成32年度までに)		

番号	23	取組名	庁舎の有効活用及び跡地利用	担当課	政策推進課	
現状(当初)	平成28年度秋に予定している新庁舎開庁に伴い、継続利用する大島庁舎を除く4庁舎(新湊、小杉、大門、下)の跡地活用策の検討が急務となっている。					
課題	庁舎・跡地の利用方策については、市の重要な資産でもあり慎重な検討が必要である一方、地域振興に資することを念頭に早急に決定しなければならない。 また、平成25年5月に提出された「射水市庁舎跡地等の利活用に関する提言」における提言内容や公共施設の統廃合との整合性を踏まえるとともに、地域と十分な協議を経ながら検討していく必要がある。					
取組内容	庁舎跡地の有効活用に当たっては、可能な限り民間活力の導入を図りながら、市全体を俯瞰した利活用策を検討し、実施に向けた取組を進めていく。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
旧小杉庁舎跡地の利活用(公募型プロポーザルにより私立学校用地として売却)		方向性検討	具体策の検討	事業者選定・売却(済)		
旧大門庁舎跡地の利活用(子ども子育て総合支援センターとして転用)		方向性検討	具体策の検討	整備・転用(済)		
旧新湊庁舎跡地の利活用(民間活力による複合交流施設の整備)		方向性検討	具体策の検討	事業者選定	整備開始	
旧下庁舎跡地の利活用		方向性検討	跡地活用策の具体策の検討・実施			

番号	24	取組名	サービスセンターの有効活用	担当課	生活安全課	
現状(当初)	サービスセンターは、小杉駅南口改札業務及び窓口業務を行っている施設であり、改札業務は小杉駅サービスセンター運営振興会が実施し、市は補助金を支出している。 また、窓口業務は市の広報や観光等の情報発信、コミュニティバスの案内等を行っている。					
課題	改札業務をあいの風とやま鉄道で実施するよう、県及びあいの風とやま鉄道に要望する一方、業務を効率的に運営できるように見直す必要がある。 また、サービスセンターについては市の活性化に寄与する施設運用の在り方を検討する必要がある。					
取組内容	改札業務については、平成31年4月からあいの風とやま鉄道(株)に移管するとともにサービスセンターを廃止する。					
施設状況	施設名	建設年度	管理形態			
	サービスセンター	平成8	市直営			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
南口改札業務運営の見直し		検討(平成31年4月に改札業務を移管)				
施設の在り方の見直し		検討(平成31年3月末で廃止)				

番号	25	取組名	衛生センターの整備方針の検討			担当課	環境課	
現状(当初)	衛生センターは、昭和62年9月に処理能力116m ³ /日の施設として更新された施設であるが、下水道等の普及により、平成25年度の処理量は、29.4m ³ /日平均と大幅に減少している。							
課題	下水道の整備により、生し尿や浄化槽汚泥は減少傾向にあるが、浄化槽や汲み取りは将来も残るため、衛生センターは不可欠な施設である。							
取組内容	定期整備による対応や更新による延命化の組合せなど、長期的な視点から最適な整備方針を検討する。							
施設状況	施設名			建設年度	管理形態			
	衛生センター			昭和62	市直営			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
整備方針の検討		検討 ※整備時期は今後決定					➡	

番号	26	取組名	クリーンピア射水の長寿命化			担当課	環境課
現状(H29)	クリーンピア射水は、市内で排出される一般廃棄物(可燃物)の焼却施設である。連続燃焼式流動床炉3炉、プラズマ熔融炉1炉を有しており、平成15年4月から稼働している。						
課題	平成30年度末には、稼働開始から15年が経過するが、施設全体は今後も使用できる状態にあり、基幹的設備の改良(延命化工事)により、維持管理費の削減及び環境負荷の低減が期待できることから、既設炉の改良等による施設の長寿命化を図ることとしている。						
取組内容	平成29年度に策定したクリーンピア射水長寿命化総合計画に基づき、平成33年度末の工事完了に向けて取組を進める。						
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	クリーンピア射水			平成14	長期包括運営業務委託		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
長寿命化総合計画の策定						策定(済) ➡	
生活環境影響調査の実施						実施(済) ➡	
発注仕様書の作成 (平成33年度末、改良工事完了予定)						作成 ➡	

番号	27	取組名	小杉社会福祉会館の機能転用			担当課	地域福祉課	
現状(当初)	小杉社会福祉会館は、市社会福祉協議会小杉支所、北部子育て支援センター、市老人クラブ連合会、小杉ボランティアステーションが入居する市の中心的な社会福祉施設であり、福祉ボランティア活動の拠点施設となっている。							
課題	老朽化が著しい。また、廃止する場合は現在入居している団体の受け皿となる代替施設が必要になる。							
取組内容	平成32年度までに、大規模改修を行い存続する。改修に当たっては、社会福祉協議会本所等の各種団体事務所の入所(移転)や市民交流機能、ボランティアセンター機能の整備を検討する。							
施設状況	施設名			建設年度	管理形態			
	小杉社会福祉会館			昭和53	平成30年度から休館			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
整備方針の検討・策定・改修		検討・策定・改修(平成32年度までに)					➡	

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもので

番号	28	取組名	堀岡福祉センターの廃止			担当課	地域福祉課
現状(当初)	堀岡福祉センターは、市民の福祉の増進を図るために設置された施設であり、堀岡コミュニティセンターとの複合施設となっている。施設の管理運営は、堀岡連合自治会に委託している。						
課題	施設の老朽化に加え、福祉施設としての利用度は低く、地区のコミュニティセンターとして利用されているのが実態である。						
取組内容	堀岡コミュニティセンター整備時に廃止する。						
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	堀岡福祉センター			昭和46	平成30年度から廃止		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
施設の廃止			堀岡コミュニティセンター整備時に廃止				

番号	29	取組名	足洗老人福祉センターの廃止（民間売却）			担当課	地域福祉課
現状(当初)	足洗老人福祉センターは、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置された、温泉入浴施設を有する老人福祉施設である。						
課題	入浴施設は民間との競合施設であり、市が運営する妥当性を検証する必要がある。						
取組内容	平成30年度末までに、温泉施設の有効活用ができる民間への売却や民間活用を図る。						
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	足洗老人福祉センター			昭和54	指定管理		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
売却又は民間活用 (指定期間満了：平成31年3月)		在り方検討		売却又は民間活用（平成30年度末までに）			

番号	30	取組名	拠点型ふれあいサロンの在り方の検討			担当課	地域福祉課
現状(当初)	高齢者の閉じこもり予防及び生きがい対策事業の一環として、市内5か所に拠点型ふれあいサロンを設置している。						
課題	改正介護保険法により、現行の介護予防サービス（訪問介護、通所介護）については、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、新たなサービスの提供に向け、拠点型ふれあいサロン、地域ふれあいサロン、デイサービス事業を一体的に見直す必要がある。						
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業の見直しを行う。						
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	新湊中央ふれあいサロン（新湊小学校内）			平成3	市直営		
	大島憩いのサロン（大島社会福祉センター内）			（賃借）	市直営		
	小杉中央ふれあいサロン（小杉社会福祉会館敷地内）			平成11	平成30年度から廃止		
	小杉南部ふれあいサロン（小杉ふれあいセンター内）			昭和62	平成30年度から廃止		
	いきいきサロン大門（大門児童館1階）			—	平成29年度から廃止		
新湊南部ふれあいサロン（塚原小学校内）			—	平成27年度から廃止			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し			検討		見直し		

番号	31	取組名	市立保育園の在り方の検討			担当課	子育て支援課
現状(当初)	保育園は、保育に欠ける0歳から5歳までの乳幼児を保育する児童福祉施設である。本市では、平成22年12月に市立保育園の民営化に関する基本方針、平成23年3月に市立保育園の民営化計画を策定し民営化を進めており、平成25年度現在は14園の市立保育園がある。						
課題	小規模保育園においては、集団保育の効果が低下することの懸念、経済的に適正な運営規模の確保、園舎の老朽化などの問題がある。						
取組内容	適切な運営方法について検討を行い、協議が整った保育園から統廃合を含めた民営化を行う。						
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)	
	市立保育園数		園	14	13	11	
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	放生津保育園			昭和57	市直営		
	八幡保育園			昭和50	市直営		
	新湊保育園			昭和54	市直営		
	新湊西部保育園			昭和52	市直営		
	片口保育園			昭和51	市直営		
	塚原保育園			昭和51	市直営		
	金山保育園			昭和59	市直営		
	大江保育園			昭和60	市直営		
	千成保育園			昭和48	市直営		
	池多保育園			昭和52	市直営		
	大門きらら保育園			平成11	市直営		
	大島南部保育園			平成8	市直営		
	下村保育園			平成6	市直営		
堀岡保育園			—	平成26年度から民営化			
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し			協議が整った保育園から統廃合を含めた民営化を実施				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

番号	32	取組名	市立幼稚園の在り方の検討			担当課	子育て支援課
現状(当初)	幼稚園は、満3歳児以上の幼児を対象に教育を行う学校教育法に基づく学校であり、本市には3園の市立幼稚園がある。						
課題	本江及び七美幼稚園については、十分な集団活動ができにくく、園児が大勢の中に入ると萎縮したり、保護者が固定し負担が大きい等の問題がある。また、両園とも老朽化が進んでいる。						
取組内容	子ども・子育て会議等において、市立幼稚園の在り方を検討する。						
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	七美幼稚園			昭和54	市直営		
	大門わかば幼稚園			平成17	市直営		
	本江幼稚園			—	平成29年度から廃止		
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し			幼保一体化による統廃合や民営化を検討				

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	33	取組名	市立児童館機能の移行		担当課	子育て支援課	
現状(当初)	児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設であり、本市には6館の市立児童館がある。						
課題	射水市子ども条例の規定に基づき、それぞれの地域が子どもにとって安全で安心して心豊かに過ごせる場となるような子どもの居場所を整備していく必要がある。このことから、今後は、広域的な子どもの居場所である児童館は整備せず、各地域に密着し交流の場となる児童室の整備を図っていく必要がある。						
取組内容	コミュニティセンター等の整備時に、児童室にその機能を位置付ける。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	市立児童館数 (コミセン内等児童室へ移行)	館	6	6	5		
施設状況	施設名	建設年度	管理形態				
	海老江児童センター	昭和55	市直営				
	太閤山児童館	昭和58	市直営				
	大島児童館	平成3	市直営				
	下村児童館(下村交流センター内)	平成15	市直営				
	堀岡児童館	昭和55	平成30年度から廃止				
	大門児童館(射水市子ども子育て総合支援センター内)	昭和57	市直営 (平成29年度から移転集約化)				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し		児童室に機能を位置付け					

番号	34	取組名	公園施設の配置基準の策定		担当課	都市計画課	
現状(H27)	市が管理する街区公園113か所のうち83か所で遊具が設置されており、その遊具数は260基となっている。また、トイレは18か所の公園に設置されている。遊具は、老朽化が進んだものが多く、維持管理費が年々増加している。小規模な公園に設置されているトイレの使用頻度は低い状況にある。						
課題	将来にわたって適正管理が可能な施設規模・配置とするための配置基準を設けるとともに、施設の廃止によって利用者が減少しないよう利用方法を工夫する必要がある。						
取組内容	現状の把握及び地域の状況等を考慮した適正配置基準を策定し、施設の統廃合を進める。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
公園施設適正配置基準(素案)作成		検討・作成(済)					
公園施設適正配置基準策定		検討・策定(済)					
見直し、地域協議、施設の廃止		施設の見直し・廃止					

番号	35	取組名	図書館の在り方の検討		担当課	生涯学習・スポーツ課	
現状(当初)	本市の図書館は、5館(中央図書館、新湊図書館、正力図書館、大島図書館及び下村図書館)体制での運営となっている。						
課題	人口規模に応じた図書館の適正配置が求められることから、早急に将来構想を策定する必要がある。また、大島図書館においては老朽化が著しい。						
取組内容	図書館の将来構想を策定する。						
施設状況	施設名	建設年度	管理形態				
	中央図書館	平成12	市直営				
	新湊図書館(新湊中央文化会館内)	昭和56	市直営				
	正力図書館(大門総合会館内)	昭和62	市直営				
	下村図書館(下村交流センター内)	平成14	市直営				
	大島図書館	昭和59	平成27年12月廃止				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
将来構想の策定		検討					

番号	36	取組名	主要体育館の在り方の検討			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状(当初)	本市には、規模の大きい主要体育館（新湊総合、小杉総合、小杉、大門総合、大島及び下村）が6館あり、競技大会や部活動、総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの拠点として使用している。						
課題	地理的条件や代替可能施設を考慮し、本市の規模に見合った適正数を検討する必要がある。主要6体育館のうち、小杉体育館のみ新耐震基準を満たしていない。						
取組内容	全ての体育館について、大規模修繕が必要となる時期を精査し、将来的な配置数や配置場所等、配置計画を策定する。						
施設状況	施設名		建設年度	管理形態			
	新湊総合体育館		昭和61	指定管理			
	小杉総合体育センター		平成4	指定管理			
	小杉体育館		昭和56	指定管理			
	大門総合体育館		昭和57	指定管理			
	大島体育館		平成12	指定管理			
下村体育館		昭和60	指定管理				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の検討		検討					

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	37	取組名	地区体育館機能の移行			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状(当初)	本市には、規模の小さい地区体育館が新湊東部地区に3体育館（海老江、本江及び七美）、大島地区に2体育館（大島勤労者及び大島コミュニティ）あり、地域スポーツサークル活動や地域行事に使用されている。						
課題	特定の地域住民のための施設であり、他地域との整合性を考慮する必要がある。新湊東部地区体育館については、老朽化が著しい。また、大島地区体育館については、近接して主要体育館である大島体育館がある。						
取組内容	七美及び本江体育館については、コミュニティセンター等の整備・改修時に集会室にその機能を位置付ける。大島中央公園コミュニティ体育館については、公園内に所在する点を踏まえ、施設の魅力向上につながるよう機能の見直しを図る。						
施設状況	施設名		建設年度	管理形態			
	大島中央公園コミュニティ体育館		昭和63	市直営			
	七美体育館		昭和57	市直営			
	本江体育館		昭和55	市直営			
	海老江体育館		—	平成28年度から廃止			
大島勤労者体育センター		—	平成27年度から廃止				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の検討 (大島勤労者体育センター以外)		検討					
大島勤労者体育センターの見直し		検討	取壊し(済)				
海老江体育館の見直し		検討	取壊し(済)				
大島中央公園コミュニティ体育館の機能の見直し		検討			改修		

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	38	取組名	グラウンドの地域移管	担当課	生涯学習・スポーツ課	
現状	本市には、面積 10,000 m ² 以上のグラウンドが5か所（サン・ビレッジ新湊、下村、大島中央公園コミュニティ広場、歌の森運動公園多目的、浅井）、10,000 m ² 未満が6か所（本江、七美公園、大江、太閤山、水戸田、櫛田）ある。 なお、七美公園、大江及び太閤山の管理は、当該地域振興会の市民協働事業としている。 ※平成27年度に浅井、本江、水戸田、櫛田の管理を当該地域振興会の市民協働事業とした。					
課題	地理的条件や代替可能施設を考慮し、本市の規模に見合った適正数を検討する必要がある。					
取組内容	災害時の活用も考慮し当面存続させる。ただし、10,000 m ² 未満のグラウンドの管理について、地域への移管（市民協働事業化）を検討する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	サン・ビレッジ新湊			平成8	指定管理	
	下村グラウンド			昭和61	指定管理	
	大島中央公園コミュニティ広場			平成6	市直営	
	歌の森運動公園多目的グラウンド			平成2	市直営	
	浅井グラウンド			昭和55	平成27年度から市民協働	
	本江グラウンド			昭和51	平成27年度から市民協働	
	七美公園グラウンド			昭和51	市民協働	
	大江グラウンド			平成22	市民協働	
	太閤山グラウンド			平成18	市民協働	
水戸田グラウンド			昭和55	平成27年度から市民協働		
櫛田グラウンド			昭和55	平成27年度から市民協働		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し		管理について地域への移管を検討 ※当面存続				

番号	39	取組名	テニスコートの一部廃止	担当課	生涯学習・スポーツ課	
現状(当初)	本市には、5つのテニスコート（新湊、歌の森運動公園、大島、下村及び堀岡緑地）がある。					
課題	地理的条件や代替可能施設を考慮し、本市の規模に見合った適正数を検討する必要がある。					
取組内容	新湊テニスコート及び歌の森運動公園テニスコートは存続とするが、他のテニスコートは廃止又は在り方の検討を行う。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	新湊テニスコート			昭和62	指定管理	
	歌の森運動公園テニスコート			平成4	市直営	
	下村テニスコート			平成元	指定管理	
	堀岡緑地テニスコート			—	平成30年度から廃止	
大島テニス場			—	平成27年度から廃止		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大島テニス場の廃止		検討	廃止(済)			
堀岡緑地テニスコートの廃止		検討	照明廃止(済)	検討	検討	廃止
下村テニスコートの在り方の見直し		在り方を検討				

番号	40	取組名	新湊博物館の運営の在り方の検討			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状(H28)	高樹文庫の資料、地域の歴史資料等の収集、調査研究、保管、展示、学習情報の提供を図りながら市民のふろさと学習及び芸術文化の向上に寄与することを目的に管理運営を行っている。						
課題	新規来館者を増やすための博物館の周知不足の解消を含めた、集客力のアップが課題となっている。また、資料整理においては、寄託、寄贈の急増に伴い作業の遅延が問題となっている。更に魅力ある博物館となるよう施設運営の在り方を検討することが求められている。						
取組内容	効率的で魅力ある施設運営とするため、施設管理部門の指定管理者制度の導入を検討するとともに、企画事業においては、学術的に価値のある文化財の展示・保管の工夫や市民の芸術意識の高揚につながる展示方法等について検討する。 併せて、観覧者の増加対策を強化するため、道の駅等の周辺施設や各種団体との連携手法を検討する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	観覧者数	人	—	8,051	6,700		
施設状況	施設名	建設年度	管理形態				
	新湊博物館	平成10	市直営				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
施設運営の在り方の検討					検討		
地域資料を生かした魅力ある企画展の立案及び実施、効果的な資料整理体制の構築					検討	実施	
連携への働きかけの検討及び実施					検討	実施	

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

取組項目 3 民間活力の更なる活用

番号	41	取組名	指定管理者制度の効果的な活用			担当課	人事課
現状(当初)	平成18年3月議会において、指定管理者指定の手続等について規定する「射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、平成18年9月1日から指定管理者による施設の管理を開始した。平成25年4月現在、55施設において指定管理者による管理を行っている。						
課題	平成25年度に「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」及び「指定管理者制度の導入に向けた事務手続の流れ」を改定したが、今後も様々な運用上の課題が発生すると考えられる。						
取組内容	これまでの課題や他自治体の動向等を踏まえ、基本方針や事務手続の見直しを図っていく。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
基本方針、事務手続の流れの見直し		継続して見直し					
指定管理者制度導入施設に係るモニタリングに関する方針の策定		策定(済)					

番号	42	取組名	市有バス業務の民間活用			担当課	管財契約課
現状(当初)	現在、2台の市有バスを保有し、主に地域の生涯学習活動の利用に供している。運転手については、シルバー人材センターの派遣としている。						
課題	車両の老朽化や運転手の確保の問題があるため、車両管理を包含した外部委託の検討が必要である。また、新庁舎敷地又は近隣でのバス格納庫の確保は困難である。						
取組内容	当面は現在の車両を継続使用するが、利用管理を除く運行業務と車両管理業務を含めて外部委託する。現在の車両廃止後は車両の更新は行わず、経費の平準化を図るため、民間バスの一括借上げ契約等を行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
運行業務、車両管理の外部委託		検討			継続して実施		
民間バスの一括借上げ契約		検討					

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	43	取組名	社会福祉協議会等の活用	担当課	地域福祉課	
現状(当初)	福祉に関する市の事務事業については、その一部を社会福祉協議会へ移管している。					
課題	更なる移管を進めるに当たっては、移管先の受入れ態勢を整える必要がある。					
取組内容	社会福祉協議会等の活用や連携により、事務事業を移管する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
社会福祉協議会等の活用(事務事業の移管)		検討				

取組項目 4 公営企業の経営健全化

番号	44	取組名	水道事業における主要施設及び配水管の長寿命化	担当課	上水道工務課	
現状(当初)	水道施設の耐用年数は、配水池60年、配水管40年であり、管路の老朽度を調査の上、年次計画を策定し計画的に更新している。現在、配水管の寿命を延ばすための腐食対策として、ポリエチレン袋の被覆や土砂の総入れ替え等を実施し、管路の健全性を維持する取組を実施している。					
課題	新技術を導入し、更なる長寿命化対策を実施することにより、将来の更新コストの縮減に努める必要がある。					
取組内容	補修及び保守メンテナンスを徹底し、主要施設及び配水管の長寿命化を図る。 平成26年度から口径250mm以下の配水管には、新耐震継手形ダクタイトイル鑄鉄管を全面的に採用し、管路の長寿命化による工事コストの縮減を図る。(平成27年度から口径300mm以下で採用)					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
主要施設及び配水管の長寿命化体対策		継続して実施				
新耐震継手形ダクタイトイル鑄鉄管の採用(耐用年数100年)		採用(済)	実施			

番号	45	取組名	不明水対策の実施	担当課	下水道工務課	
現状(当初)	昭和40年代より築造した太閤山地区、新湊地区の下水道管路施設の老朽化が著しく、下水道管路内への不明水量が多いことから、管路施設等への負担はもとより、汚水処理経費の増大に繋がり経営を圧迫する原因となっている。					
課題	これまで公で管理する部分である管路や取付管部分の改築・更生を図ってきたが、誤接続を含め、各宅地内からの不明水対策が実施されてこなかったこともあり、なかなか有収率の向上が見られない。					
取組内容	これまで行ってきた老朽管更新事業について引き続き重点的に実施していくとともに、マンホールや取付管など雨水侵入箇所の補修を行い有収率の向上を図る。					
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)	
	有収率の向上	%	71.1	70.6	76.0	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不明水対策の実施		順次実施				

番号	46	取組名	医師住宅の処分	担当課	管財契約課	
現状(当初)	医師の確保のため、市内に医師住宅を所有している。					
課題	昭和50年代の建築のため老朽化し、近年は利用されておらず、敷地の除草、住宅の清掃等の管理業務が負担となっている。 また、医師の住宅については、当該医師住宅ではなく近郊の賃貸住宅を利用し対応しており、今後も利用する見込みはない。					
取組内容	医師住宅を売却処分する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医師住宅の売却		検討	廃止(H27)・売却			

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	47	取組名	市民病院の患者増加策			担当課	市民病院経営管理課		
現状(当初)	市民病院の平成25年度患者数は、延入院患者数が54,524人（1日平均149.4人）で前年度と比較すると2,589人（1日平均7.1人）増加し、結果として収支黒字となった。								
課題	入院患者数の増減が病院の収支に影響するため、入院患者を確保する必要がある。								
取組内容	出前講座、市民公開講座等を通じ、市民へPR活動を行う。 また、地域連携を推進し、他の医療機関からの紹介患者の受入を増やすとともに、救急医療体制を充実し、救急患者の受入を増やす。								
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)				
	一日当たりの入院患者数	人	149.4	133.1	146以上				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
出前講座・市民公開講座等の実施		継続して実施							
他医療機関からの紹介患者受入		継続して実施							
救急医療体制の充実		継続して実施							

番号	48	取組名	病院機能評価認定の更新			担当課	市民病院経営管理課		
現状(H29)	「病院機能評価」とは、(公財)日本医療機能評価機構による、質の高い医療を提供する体制が整っている病院を認定する第三者評価である。 射水市民病院は「機能種別版評価項目〈3rdG:Ver1.0〉」の認定を受けている。(平成20年度に旧バージョン(旧基準)で認定され、平成25年には、新バージョンで県内初の認定を受けている。)								
課題	病院機能評価の認定期間は5年間であり、平成30年4月に認定期限を迎えることから認定の更新のため、平成29年度に審査を受けなければならない。								
取組内容	病院機能評価の更新審査を受審し、認定の更新を受ける。								
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
病院機能評価認定の更新						受審(済)	認定更新		

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

番号	49	取組名	ふるさと納税(ふるさと射水応援寄附)の更なる推進			担当課	農林水産課		
現状(当初)	1万円以上の寄附者に対し、特典として以下の特産品を贈呈している。また、平成25年度からクレジット納付を導入し、寄附がしやすい環境を整えている。 【特典】射水産コシヒカリ(5kg)、ペニズワイガニ(1杯)、富山ブラックラーメン(6食入り)、射水幸水梨8個(又は水温保存きらから梨3個)、かまぼこセット(5本入り)								
課題	全国的な課題として、自治体間の特産品(特産品)競争が過熱している状況にある。								
取組内容	ふるさと納税の更なる増収を目指し、「寄附」という本来の趣旨から外れない範囲で、寄附者への返礼品として贈呈している特産品目の見直しを図るとともに、より効果的なPR方法についても研究する。								
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
特典(特産品目)の見直し		検討	継続して見直し						
効果的なPR方法の研究		検討	継続して見直し						

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	50	取組名	純射水産サクラマスによるローカルブランディングの創出	担当課	農林水産課	
現状 (H29)	サクラマスはかつては「ます寿司」に使われるなど富山の食文化を象徴する食材であったが、今では天然物の漁獲量が非常に少なく、養殖による市場化には技術的な課題があった。平成25年度から堀岡養殖漁業協同組合、県水産研究所、大門漁業協同組合による完全循環型の生産実験を開始し、平成28年度には陸上養殖による完全養殖技術を確立し、市場化の目途が立ったことから、平成29年4月に純射水産サクラマスの初試験出荷を行った。					
課題	純射水産サクラマスの6次産業化をきっかけとする、地域の新産業、新市場の形成による地域再生を目指し、育成技術の向上とともに、商品開発や市場開拓を図らなければならない。					
取組内容	サクラマスの付加価値を高めるため、大都市圏等において積極的に販売戦略、広報戦略を展開しブランド力の向上を図るとともに、加工品等の開発、地域における食育・環境教育の取組を通じて販路拡大を図る。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市場調査と大都市圏等におけるプロモーション活動	継続して実施					
民間企業との共同商品開発	商品化（済）					
海面養殖技術の確立	検討 → 確立					

番号	51	取組名	有料広告収入等の独自財源の確保	担当課	財政課	
現状 (当初)	平成19年度から広報紙等への広告掲載及び市ホームページにバナー広告を掲載している。また、平成20年度から公共施設のネーミングライツ（命名権）を導入している。 【募集中の媒体（平成25年度）】 市ホームページバナー広告（6枠）、市広報誌（4枠）、共通封筒（長3：6枠・角2：4枠）、ネーミングライツ（体育6施設・文化2施設）、納税用通知封筒（1枠）、納税カレンダー（1枠）、収集ごみ指定袋（3枠）、ごみ収集カレンダー（18枠）、コミュニティバス関係（時刻表3枠・路線図3枠・回数券2枠・車体外側全面1枠）、サービスセンター掲示板（サインボード2枠・ポスター6枠）、子育て支援課窓開き封筒（3枠）、職員給与支給明細書（4枠）、健康カレンダー（母子2枠・おとな2枠）					
課題	一般財源の確保が困難になる中、有料広告の募集媒体を増やし、財源の確保を図る必要がある。					
取組内容	引き続き有料広告収入の増をはじめ、新たな独自財源の確保に努める。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
有料広告収入等独自財源の確保	継続して実施					

番号	52	取組名	未利用財産の売却	担当課	管財契約課	
現状 (当初)	未利用財産については、市の広報、ホームページによる公募、宅地建物取引業協会への媒介依頼、インターネットオークションなどを活用して売却に努めている。（※なお、現在は宅地建物取引業協会への媒介依頼、インターネットオークションによる売却は中止している。）					
課題	未利用財産は民間売却する際に顕在化する課題を物件毎に抱えており、課題を解決して売却可能な条件を整えるまでには相当の時間と費用が必要となる。					
取組内容	売却可能となった物件を着実に売却し、財源の確保に努める。					
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績累計	目標(平成30年度)	
	土地売払収入 (平成26年度からの5年累計)	千円	0	669,747	756,000	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
物件毎の課題解決、条件整備	継続して実施					
未利用地の売却	継続して実施					

番号	53	取組名	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入	担当課	管財契約課
現状(当初)	各公共施設における自動販売機の設置については、地元業者や福祉団体等に働きかけ優先的に設置を許可し、継続的に許可している。後発業者については、提案等を受けて空きスペースが確保できると判断した場合に設置を許可し、以降は継続的に許可している。				
課題	他に設置スペースが確保できない限り後発業者の参入は困難となっている。 また、現在徴収している行政財産使用料の金額は、電気料金等の実費負担分を除けば、売上(用益)金額の増減に係らず固定化している。一方で、公益事業を財源とする福祉団体等への配慮も必要となる。				
取組内容	自動販売機設置業者選定入札制度について導入計画を策定し、計画に基づき実施する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
自動販売機設置業者選定における入札制度の導入		検討			段階的に導入

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

番号	54	取組名	市税収納率の向上	担当課	収納対策課
現状(当初)	抜本的な賦課・徴収の在り方並びに市税の収納率向上に資する施策の調査・研究及び具体的施策を実践するため、市税収納率向上対策委員会(代表:財務管理部長)を設置している。 委員会には、税目ごとに部会を設置し、アクションプランを実践している。				
課題	個人住民税については、給与所得者の場合は原則として特別徴収(給与天引きによる納付)によるものとされているため、未実施の事業所が特別徴収に移行することにより、収納率の向上が見込まれる。 収納関係では、滞納者に対し、納税されている大多数の方との税負担の公平性を保つ必要がある。				
取組内容	個人住民税関係では、個人住民税の特別徴収推進強化を図るため、法令に基づき特別徴収の強制指定を行うよう準備を進める。 収納関係では、「納付環境の整備」と「滞納整理の強化」に努め、特に納税誠意のない滞納者には適切に差押を執行する。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)
	収納率(市税及び国民健康保険税) ※現年課税分のみ	%	98.8 (平成24年度)	99.0 (平成28年度)	99.0 (平成29年度)
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
住民税特別徴収の推進強化		継続して実施			
滞納整理の強化		継続して実施			

番号	55	取組名	魅力ある企業立地助成金制度への工夫	担当課	商工企業立地課
現状(当初)	現在、指定業種で一定条件の投資や雇用を満たした企業に対して、企業立地助成金を交付し、市内への企業誘致を進めている。主な助成内容は、設備投資に対して10%を補助(上限1億円)する企業立地奨励事業助成金や市民の雇用一人当たりに対して50万円を交付する雇用創出企業立地支援事業助成金がある。				
課題	助成金の交付対象となる業種を指定していることから、指定業種以外の新規の成長業種や優良企業の誘致には効果が薄いと考えられる。				
取組内容	新規の成長業種等を対象業種とし、そのような企業が進出しやすい助成金メニューを創設するなど、企業立地助成金制度の見直しや新たな要綱の制定を随時行い、柔軟な発想で企業誘致を推進する。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)
	企業団地分譲率	%	90.0	97.6	100.0
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
制度の検討・見直し		随時実施			

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもので

番号	56	取組名	創業支援事業計画の推進			担当課	商工企業立地課
現状(当初)	「産業競争力強化法」による地域における創業の促進を目的として、本市が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」が、平成26年10月31日付けで国の認定を受けた。現在、本市創業支援事業計画に基づき、商工会議所、商工会と一層連携し、創業者の支援・育成に取り組んでいる。						
課題	創業支援事業の啓発を実施しているものの、創業者の発掘が難しい状況にある。また、少子高齢化、若者の都市部への流出等により後継者が不足し、地域資源を生かした産業の発展に影響が出ている。						
取組内容	商工会議所、商工会、市内金融機関、日本政策金融公庫、創業支援関係機関と連携し、創業希望者への情報提供、専門家派遣、創業セミナー、窓口相談等の支援を促進し継続的に取り組む。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	創業者(支援融資)件数(年間)	件	14	12	20		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
創業支援ワンストップ窓口の設置		検討	継続して実施				
経営、財務、人材育成、販路拡大セミナーの開催		検討	継続して実施				

取組項目

6 資産・債務の適正管理

番号	57	取組名	新地方公会計の整備			担当課	財政課、管財契約課
現状(当初)	現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用している。						
課題	現金主義会計では、減価償却費や退職手当引当金などの各種引当金等のコストが反映されず、正確な行政コストの把握が難しい。また、固定資産台帳が未整備であるため、正確な資産把握ができず、将来の施設更新必要額等について、正確に推計することが難しい。						
取組内容	毎年度、固定資産台帳を基に、資産の異動状況や期末簿価等の更新作業を行い、各種資産額等を取りまとめた上で、統一的な基準による財務書類を作成し、公表するとともに、決算分析や予算編成に活用していく。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
固定資産台帳と連動した財務諸表の整備		検討	整備(済)	作成・公表・活用			

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

番号	58	取組名	みえる・わかる・わかり合えるミーティング等の実施			担当課	未来創造課
現状(当初)	市政運営の基本姿勢である「みえる・わかる・わかり合える行政」を推進するため、行政の現況と事業目的を市民に分かりやすく示し、情報を共有し、また、市民が抱える課題、意見、要望を聞き、市政に反映させることを目的に「みえる・わかる・わかり合えるミーティング」やタウンミーティングを実施している。 ①5つの庁舎を利用し、1対1で市政への提言など聞く「ようこそ市長室へ」 ②各種団体と公共施設で昼食等をともに意見交換する「ランチ・コーヒートーク」 ③自治会や各種団体の会議等で、市が抱える課題などを直接説明する「市長の出前講座」 ④地域の課題、問題箇所など合同で視察し、意見交換を行う「市長のまちまわり」(※平成28年度から地域振興・文化課担当)						
課題	今後、市民と行政とのわかり合いを推進し、より住み良いまちづくりのため、積極的に実施し市民の信頼に答えていく必要がある。						
取組内容	現在実施している「みえる・わかる・わかり合えるミーティング」の4つのメニューについて、参加者の動向を踏まえ、市民が参加しやすい形態になるよう柔軟に対応し、より多くの市民に参加していただけるよう検討する。また、新しいメニューも随時追加する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	ミーティング等参加者 (年間)	人	1,369	208	1,500		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
ミーティング等の実施		→ 継続して実施					

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

番号	59	取組名	コミュニティセンターの指定管理者制度への移行			担当課	地域振興・文化課
現状(当初)	平成22年9月議会定例会において「射水市コミュニティセンター条例」が議決され、平成23年4月から市内27か所の地区公民館を、「地域づくり活動」「生涯学習」「地域住民の交流」など、市民が主体的にまちづくりを行う施設としてコミュニティセンターに移行した。						
課題	コミュニティセンターは、地域住民の交流の場として、地域住民が集える場として、また同じ地域に住み、生活を共にしている人々が力を合わせ、自分たちの手で地域のまちづくりを実践していただく活動拠点と位置付けていることから、その地区の地域振興会による自主的な管理が望ましい。						
取組内容	順次、コミュニティセンターを地域振興会による指定管理者制度へ移行する。移行に際しては、適切な助言等を行う。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	コミュニティセンターの指定管理者制度移行数(27地区)	施設	18	22	24		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
指定管理者制度への移行		→ 順次移行					

※各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	60	取組名	地域型市民協働事業の推進			担当課	地域振興・文化課	
現状(当初)	「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識を持ち、市民自らが地域課題を解決し、地域に合ったまちづくりを実現するため、地域振興会と行政が協働しまちづくりを進めている。							
課題	協働のまちづくりを推進していくには、協働のパートナーとの信頼関係が欠かせない。市民及び市職員（行政）は、協働の意識を高め、互いに連携していく体制づくりが求められている。							
取組内容	行政が実施していた事業のうち、協働の視点に立ち、協働にふさわしい事業を地域振興会へ移行するとともに、地域振興会による提案事業の公募についても推進していく。							
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)			
	地域型市民協働事業への移行事業費	千円	91,690	118,242	130,000 (市税1%程度)			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
地域型市民協働事業への移行			順次移行					

番号	61	取組名	自主防災組織の強化及びネットワーク化			担当課	総務課	
現状(当初)	市の自主防災組織率は約97パーセントを超え、ほとんどの地域に自主防災組織が設立されている。また、平成22年度から地域振興会に地域防災力向上対策事業交付金を交付し、自主防災組織の活動を支援している。							
課題	自主防災組織の活動については、それぞれの地域によって温度差があり、必ずしも全ての組織が活発に活動しているとは言えず、また住民の活動への参加意識についても高いとは言えない。							
取組内容	地域の防災活動のリーダーを育成するため、防災士の資格取得について支援する。 また、防災士間の協議会の設立を働きかけ、研修会や情報交換を行い、防災士のスキルアップや防災組織間の連携を図ることで自主防災組織の活性化につなげる。							
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)			
	地域振興会から推薦され資格取得をした防災士の数(これまでの累計)	人	16	47	67			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
防災士の資格取得支援			働きかけ実施					
防災士間の協議会設立、情報交換、研修会開催			検討	設立(済)	実施(情報交換、研修会開催)			

取組項目

3 効果的な市民サービスの提供

番号	62	取組名	窓口時間延長の在り方についての検討			担当課	市民課	
現状(当初)	現在、窓口時間延長を大島地区行政センターで実施している。 【開設時間】①毎週水曜午後5時15分～午後7時（祝日・年末年始を除く） ②毎週日曜午前8時30分～午後0時30分（年末年始を除く） 【取扱業務】住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、及び戸籍附票の写しの交付 福祉医療費請求書（子ども医療費、重度心身障がい者等医療費等）の交付 ※毎週水曜日の延長窓口は、平成28年度から証明書のコンビニ交付開始に合わせ廃止併せて、延長窓口から休日窓口に名称変更							
課題	マイナンバー制度の導入に併せて、コンビニエンスストアでの諸証明交付の導入を検討しているため、現行の延長窓口業務についても再検討が必要である。							
取組内容	当面は現行の延長窓口方式を維持するが、コンビニ交付の導入後、マイナンバーカードの普及に併せ、延長窓口の段階的廃止も含めて在り方を再検討し、見直しを行う。							
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
延長窓口の実施			実施・再検討					
コンビニエンスストアでの諸証明交付			検討	実施(済)				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	63	取組名	多様な納付環境の整備（ペイジー収納サービス）		担当課	収納対策課
現状(当初)	ペイジー収納サービスは、インターネットバンクや銀行ATMから直接納税できる便利な納付形態で、東京・大阪等の大都市圏を中心に普及し、既に全国60以上の自治体で取扱いを開始しているが、全国的な動きに反して、特に北陸3県はペイジー化の取組が遅れており、導入している自治体はない。					
課題	本市では将来的なペイジー化を想定し、納付書様式を変更するなど準備を図ってきているが、基幹システムの対応、県内金融機関の取組の遅れ等解決すべき課題が残されている。					
取組内容	システム業者と協議を進めるとともに、ゆうちょ銀行、指定金融機関等との調整を進め、ペイジー収納サービス導入に向け努力していく。					
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)	
	自主納付におけるコンビニ・クレジット納付、ペイジー等の納付率	%	37.5	46.4	40.0	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ペイジー収納サービス		検討				

番号	64	取組名	万葉線ICカードの導入支援		担当課	生活安全課
現状(当初)	万葉線については、ドラえもんトラムの運行をはじめ、様々な利用増加策を行っているが、更なる利用増対策に取り組む必要がある。その取組のひとつとして、万葉線がICカードの導入を検討している。					
課題	鉄軌道をはじめとする交通事業者では、いろいろな種類の交通ICカードが存在し、あいの風とやま鉄道では、平成27年3月の開業に向け、ICカード「ICOCA」の導入を予定していることから、互換性のあるICカードの導入が必要である。					
取組内容	公共交通プランに基づき、導入スケジュール、ICカードの選定、システムの構築、テスト運用等について、事業主体である万葉線株式会社や関係する高岡市等と協議を行い、ICカードの導入を支援していく。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ICカードの導入支援		導入支援 ※導入時期は今後協議				

番号	65	取組名	がん検診受診率向上に向けた取組の推進		担当課	保健センター
現状(H28)	20歳以上の市民を対象にがん検診の受診券を配布し、未受診者に対しては再度、案内通知を出している。					
課題	未受診者への再案内やヘルスボランティアが検診日程と併せて、受診勧奨のための回覧を行い受診率の向上に努めているが、受診率は横ばい状態である。特に、子宮頸がんについては、検査が容易でかつ早期発見率が高く、また、早期治療を行うことで治癒率も高いにもかかわらず、罹患者及び死亡者が、近年、若い年齢層で増加傾向にあることから、若い年齢層の受診率の向上を図る必要がある。					
取組内容	従来から実施していた節目年齢のがん検診無料化に加え、20歳から40歳までを重点年齢と位置づけ、28歳・33歳・38歳についても無料化し、受診しやすい体制づくりを行う。					
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)	
	子宮頸がん検診受診率	%	—	42.7	50.0	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子宮頸がん重点年齢検診推進事業の実施		検討 → 実施				

番号	66	取組名	小学校の在り方の検討		担当課	学校教育課
現状(当初)	射水市学校等のあり方検討委員会における協議を経て、平成22年12月に提出された「射水市学校等のあり方に関する提言書」を受けて、地域住民の理解を得ながら、これまで学校の統合等を行ってきた。今後もしょ子化が進行する中、児童・生徒数の減少が見込まれる。特に小学校では1学年1クラス（単級）の学校が4校あり、小規模化が進むと見込まれる。					
課題	小規模校においては、人間関係の固定化や切磋琢磨する機会が少ないなど、教育環境に影響を及ぼすことが考えられる。一方、小学校は地域のシンボル・財産として地域文化の形成や地域住民の連携の基幹となる役割を担っており、適正化については、慎重な議論が必要である。					
取組内容	小中学校の配置・運営に対する国の動向を踏まえ、小学校の現状と課題等について整理し、検討する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の研究		国の動向を踏まえ検討				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもです。

番号	67	取組名	学校図書館職員の効果的な活用			担当課	学校教育課
現状(当初)	本市では、全ての小中学校に学校図書館職員を配置し、司書教諭と協力して学校図書館の運営をはじめとする児童生徒の読書活動の推進を担っている。						
課題	学校図書館職員の配置が読書活動の充実や学習活動の支援につながるよう、成果指標を定め取り組む必要がある。						
取組内容	児童生徒に対する読書活動の推進や図書館を活用した授業を計画的に行っていくため、学校図書館職員を効果的に活用する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	図書館を活用した授業を月に数回程度、計画的に行う学校数	校	2	21	21		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
学校図書館職員の効果的な活用			継続して実施				

取組項目

4 ICT（情報通信技術）の有効活用

番号	68	取組名	マイナンバーカードの利活用の促進			担当課	総務課
現状(H29)	マイナンバーカードの普及促進と市民の利便性の向上に加え、窓口業務の効率化を図るため、カードの有効活用の一つとして、平成28年4月からコンビニエンスストアでの諸証明の交付サービスを開始している。						
課題	市民の利便性向上のため、マイナンバーカードの更なる有効活用を検討する必要がある。						
取組内容	国において、マイナンバーカードを活用した地域活性化につなげる新たなサービスが検討されており、市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードの多目的利用について検討する。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
多目的利用の検討			継続して検討				

番号	69	取組名	ICT活用学級復帰支援協働事業の実施			担当課	学校教育課
現状(H29)	不安や悩みなど多様な要因や背景から、登校しても学級に入らず、相談室等で過ごす生徒がいる。						
課題	個々の生徒の状況に応じたきめ細やかな指導・支援を行い、ひとりでも多く学級復帰できることを目指す必要がある。						
取組内容	民間企業との協働により、ICT（情報通信技術）を活用し、教室で行われている授業を相談室等の別室で過ごす生徒にリアルタイム中継し、カウンセリング指導員のもとで個別に学習指導を受けながら、授業へ参加できないことへの不安・悩みや疎外感の緩和を図り、学級への復帰を後押しする。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
小杉中学校及び大門中学校での実施			実施				
他校での導入の検討			検討				

基本方針 **3 職員力の強化と組織力の向上**

取組項目

1 職員の能力向上及び意識改革

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	70	取組名	職員研修の充実			担当課	人事課
現状(当初)	人材育成基本方針、職員研修基本方針に基づき、目指すべき職員像に向けて人材を育成すべく、職員が役職・階層に応じて受講する「階層別研修」、専門的な知識を身につける「専門研修」、高度に専門的（特殊）な知識を身につける「派遣研修」等の研修や企画力・プレゼンテーション能力を育成する「いみず人財養成塾」を実施している。なお、職員の接客研修は、階層別研修の項目の中で実施している。						
課題	住民ニーズの多様化、高度化に対応できる質の高い職員を育成し、組織としての総合力を高める必要がある。また、接客はサービス業（公務員）の人材育成の基本であり、年齢に関係なく組織全体として取り組まなければならない課題であるが、高齢になるにつれ、研修の機会が少ない（受講しない）状況となっている。						
取組内容	多様な研修メニューの提供、より高度な研修機関（国、県、自治大学校等）への派遣等を行うことにより、精鋭職員の育成を図る。 また、職員の職種や階層に応じた内容の接客研修を行い、お客様満足度の向上に努めていく。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	研修受講者数（年間）	人	440	626	580		
	取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
	多様な職員研修の実施	→ 継続して実施					
	窓口アンケートの実施及び接客研修	→ 継続して実施					

番号	71	取組名	職員提案制度の推進			担当課	人事課
現状(当初)	職員の市政運営に対する創造的な提案を奨励することにより、職員の政策立案能力を高め、行政水準の向上を図ることを目的として、平成19年5月1日に「射水市職員提案実施要綱」を制定し、職員提案制度を実施している。 また、平成25年度には政策コンペティションとの制度の統一化を図り、政策提言部門と事務改善部門の2部門に分けて募集することとした。						
課題	提案件数は年々減少している。 また、提案内容が特定のテーマに偏りやすいといった問題もあり、制度が効果的に機能していない。						
取組内容	行政サービスの向上、事務の効率化や職員の業務改善に対する意欲向上を目指し、職員提案制度の積極的な活用及び質の高い提案内容の増加につながるよう、制度の見直しを図っていく。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)		
	事務改善部門の提案数における採用の件数（年間）	件	4	4	5		
	取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
	職員提案制度の推進及び制度の見直し	→ 実施			→ 検討		

番号	72	取組名	人事評価制度の適正運用			担当課	人事課
現状(当初)	人材育成に当たっては、射水市人材育成基本方針に基づき目指すべき職員像を示し、人事管理、職場環境、研修を含め総合的に取り組んでいる。人事評価制度においても、職員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、職員のやりがいを引き出し、能力を最大限発揮することにより組織目標の達成と職場内の活性化を目的として実施済みであり、平成26年度からは、受講した研修の効果測定をも含めるなどより実効性の高いものとしている。						
課題	人事評価結果に基づく処遇反映を明確にし、職員のやりがいや働きがいを引き出す必要がある。						
取組内容	評価者による評価基準のバラツキの改善を図るとともに、給与及び昇任、降任等処遇への反映に結びつける。						
	取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
	人事評価制度の適正運用	→ 見直し・継続して実施					
	人事評価結果の処遇への反映	→ 見直し・継続して実施					

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	73	取組名	求める人材の採用・確保	担当課	人事課	
現状(当初)	市民ニーズの多様化・高度化に伴い市職員に求められる能力も変容してきており、職員自ら課題を発見し、市民とともに課題解決のために行動できる自律的な人材を採用確保する必要がある。					
課題	説明会等の実施により市の政策や業務内容について積極的な情報提供を行い、受験者の増を図るとともに、射水市の魅力発信にもつなげていかなければならない。					
取組内容	就職説明会等の実施や人物重視の採用を図るため、民間企業の採用選考に近づけた内容で実施する自己アピール方式や、一定の職務経験を有する即戦力を採用する社会人経験者枠の採用を継続して実施する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市役所の業務に関する情報提供		見直し・継続して実施				
人物重視の採用選考		見直し・継続して実施				

番号	74	取組名	働き方改革の推進	担当課	人事課	
現状(H29)	多様化、高度化する市民ニーズに適切に対応するため、職員の資質や能力が最大限発揮できる職場環境を整え、より良い行政サービスを効果的に提供していく必要がある。このため、多様な人材が活躍できる職場づくり、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくり、女性職員の積極的な登用に取り組んでいる。					
課題	時間外勤務が増加傾向にあること、女性の活躍推進や育児・介護を行う職員への配慮が求められることから、今後さらに仕事に対する意識の改革、業務の効率化、女性活躍推進・次世代育成支援など多様な働き方の支援に取り組み、働き方改革を推進する必要がある。					
取組内容	イクボス宣言を行い、職員の育成とキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、効率的な業務運営に継続して取り組んでいく。 早出遅出勤務制度を導入し、勤務時間内で効率的・計画的に業務を遂行し生産性を向上させるとともに、ライフスタイルやライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を推進する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イクボス宣言による取組の実施		実施				
早出遅出勤務制度の本格導入		検討		実施		

番号	75	取組名	消防団組織の充実強化	担当課	消防本部総務課	
現状(当初)	射水市消防団は1本部、2方面団、27分団、女性団員39名を含む728名（平成26年4月1日現在）からなる消防組織法に基づいた団体で、非常勤の特別職地方公務員として活動している。 平成21年度からは女性団員の入団を登用し、団組織の活性化と女性のきめ細やかな感性を生かした予防消防に力を注いでいる。					
課題	郷土愛護の精神により、地域の安全・安心を守るため、日夜活動しているが、消防団員の確保と安全管理対策に苦慮している。					
取組内容	団員確保のため、機能別消防団員制度（OB団員及び学生団員）の導入や本団付けの女性部を女性分団化し、団員の処遇改善を図るとともに、団員加入広報等を継続して実施する。 また、外部機関による研修会を開催するとともに、市が企画する研修会や県等（消防学校：基礎教育、初級幹部 消防協会：中堅幹部、指導研修）が主催する研修会に参加し、組織全体の安全管理の強化を図る。					
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)	
	研修受講人数 (平成26年度からの累計)	人	0	912	1,040	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団員加入広報等		継続して実施				
消防団員安全管理セミナー（隔年開催）		120人受講	89人受講	実施		
市消防団研修 消防学校・県消防協会研修		市消防団研修650人受講、消防学校・県消防協会研修270人受講				
機能別消防団員制度の導入		導入（済）				

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

番号	76	取組名	外郭団体への派遣の縮小	担当課	人事課
現状(当初)	本市が出資及び財政支援している外郭団体の経営基盤強化を図るため、段階的に市派遣職員数を縮小してきている。				
課題	市が出資等をしている外郭団体については、関与を縮小し団体の自立を促進する必要があるが、外郭団体からの派遣依頼（人事交流・人材不足等）、市職員の再任用職員の雇用先確保等の課題がある。				
取組内容	引き続き、市職員の派遣を見直し、縮小する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
派遣者数の見直し (市が出資等をしている外郭団体)		→ 継続して見直し(縮小)			

番号	77	取組名	効率的な組織体制の維持・見直し	担当課	人事課
現状(当初)	行政組織に迅速かつ的確に対応するため、職員数の見直しなどに併せ、適正な組織となるよう随時見直しを実施している。				
課題	定員適正化計画に基づき職員数が縮減される一方、市民ニーズの多様化・高度化による業務量の増も見込まれること、また平成28年度に新庁舎が開庁となることから、一層の効率的な組織体制の構築が必要である。				
取組内容	職員数と事務事業について随時点検と見直しを行う。 また、簡素で効率的な組織を維持するため、時限的な対応を伴う組織や組織人員対応についてはスクラップアンドビルドの考えに基づいた組織管理を行っていく。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
事務事業の点検		→ 継続して実施			
組織体制の見直し		→ 継続して実施			

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

番号	78	取組名	効率的・効果的な職員定員管理	担当課	人事課
現状(当初)	合併以来、定員適正化計画に基づき、職員の縮減に努め、計画の目標職員数を達成してきた。総務省の「定員モデル」「類似団体別職員数」においても、概ね平均的な水準に達している。				
課題	今後の人口減少、公共施設の統廃合、新庁舎建設に伴う組織の集約等により、引き続き、職員数の縮減に努めていかななければならない。一方で職員の縮減目標にのみ目を向けるのではなく、職員の勤務実態、行政需要、退職者の動向、職員の年齢構成等をも考慮した上で取り組む必要がある。				
取組内容	定員適正化計画に基づき、効率的・効果的な定員管理を実施する。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)
	職員数 (消防・病院を除く)	人	650	617	614 (平成31年4月1日)
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
定員適正化計画に基づく定員管理		→ 継続して実施			

※各取組における内容については、特に記載がない限り、限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	79	取組名	職員給与等の適正化	担当課	人事課	
現状(当初)	本市の職員給与については、国の取扱いを基本としながら、県や他の地方公共団体の状況を考慮して地域の実情を反映させ適正に運用している。また、人事評価結果に基づき勤務実績等が反映される仕組みとしている。					
課題	新たな定員適正化計画を策定しており、職員数に対する職員給与費を適正に管理していく必要がある。					
取組内容	給与制度の運用に当たっては、一層の適正化を図りながら、職員の意欲・能力を引き出すために人事評価結果を的確に給与へ反映させる。 また、定員適正化計画に基づき職員給与費を適正に管理していく。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員給与費の適正な管理		→ 継続して実施				
人事評価結果の給与等への反映		→ 継続して実施				

番号	80	取組名	多様な任用形態による人材の有効活用	担当課	人事課	
現状(当初)	専門的又は短時間等の業務に臨時職員等を任用することにより、多様化する市民ニーズに弾力的に対応している。					
課題	多様化・高度化する市民ニーズに応え、効率的な行政運営を行っていくため、多様な任用形態による人材の有効活用を図る必要がある。					
取組内容	今後、多くの定年退職者が発生する中で、長年培った経験を生かし、知識技能の継承を図る観点からも通常業務に従事する再任用職員として活用する。 また、専門的な技術、資格等を必要とする業務については、任期付職員や嘱託職員の活用、繁忙期においては、臨時職員の活用を図る。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
多様な任用形態による人材の活用		→ 継続して実施				

6 平成29年度までに達成した取組内容

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成 1	取組名	期日前投票所の在り方の検討	担当課	総務課
				達成年度	平成29年度
現状(当初)	現在、選挙時は行政センターのある5庁舎で期日前投票を実施している。				
課題	新庁舎整備後は閉庁する庁舎もあり、現在の期日前投票の体制を維持することが困難となる。				
取組内容	期日前投票所の見直しを行い、平成29年度に執行する選挙から、本庁舎、新湊地区センター、小杉地区センターの3か所において実施する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
期日前投票所の在り方検討			検討	見直し	実施

番号	達成 2	取組名	事務事業評価制度の見直し	担当課	人事課
				達成年度	平成29年度
現状(当初)	本市の事務事業評価制度については、平成22年度から担当課による自己評価（1次評価）、平成23年度から庁内評価委員会による2次評価及び射水市行財政改革推進会議委員による外部評価を導入している。1次評価については、平成22年度から24年度までの3年間で、全ての評価対象事業となる613事業の評価を行った。				
課題	1次評価については、再度評価を繰り返しても、従前と同様の評価となってしまう可能性がある。2次評価及び外部評価については、当該年度の1次評価対象事業の中から選定しているため、評価委員が評価を行いたい事業を選定できない場合がある。				
取組内容	平成26年度は効率的・効果的な事務事業評価の在り方（評価シート様式、評価対象事業の選定方法等）を検討するため休止し、検討内容を反映させた評価を平成27年度から実施する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
事務事業評価制度の見直し			検討	見直し（実施）	

番号	達成 3	取組名	消耗品等の一括調達方式の導入	担当課	管財契約課
				達成年度	平成29年度
現状(当初)	事務用品等の消耗品については、各庁舎又は所管課単位で個別調達している。				
課題	消耗品等は規格・数量等に応じて多種多様な品目があり、地元業者への配慮も必要なことから、一括調達方式を導入する品目を限定する必要がある。また、単価契約による随時納品・実績支払等についても検討する必要がある。				
取組内容	実態調査を行い、運用基準を作成の上、消耗品等の一括調達を行う。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
消耗品等の一括調達			検討	基準作成	導入（継続して実施）

番号	達成 4	取組名	老人デイサービス事業の廃止	担当課	地域福祉課
				達成年度	平成29年度
現状(当初)	要介護認定が非該当の者に対し、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、送迎、給食、入浴、生きがい活動の援助等を行うことで、要介護状態への進行を予防できる人を増やすことを目的に事業を実施している。				
課題	介護保険法の改正により、現行の介護予防サービス（訪問介護、通所介護）については、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、新たなサービスの提供に向け、拠点型ふれあいサロン、地域ふれあいサロン、デイサービス事業を一体的に見直す必要がある。				
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業を廃止する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
老人デイサービス事業の廃止			検討	廃止	

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	達成 5	取組名	いみず観光情報館（旧 みなと交流館）を活用した観光入込客数の増加	担当課	港湾・観光課	
				達成年度	平成29年度	
現状(当初)	平成26年4月より、国所管の「みなと交流館」を土日祝祭日の午前10時から午後4時まで本市で借り受け、射水市観光ボランティア協会に委託し観光案内等を行っている。					
課題	平成26年度中に国から射水市に払い下げられ、平成27年度からは本市の施設となるため、有効な利用方法を検討する必要がある。					
取組内容	射水市観光の拠点施設として有効利用を行っていく。また、平成29年度から指定管理者制度を導入する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
いみず観光情報館（旧 みなと交流館）の活用		買取		直営管理		指定管理

番号	達成 6	取組名	「射水市観光振興計画」の策定	担当課	港湾・観光課	
				達成年度	平成29年度	
現状(当初)	射水ブランドの推進及び観光振興を図るため、観光者のニーズや地域の実情に即した「射水市観光・ブランド戦略プラン」を平成24年3月に策定し、様々な手法で「いみず」の発信に取り組んでいる。					
課題	これまでも「観光・ブランド戦略プラン」に基づき取組を推進してきたが、この間、新湊大橋の開通、北陸新幹線開業をはじめ、数々のドラマや映画のロケーションに活用されるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化している。 また、訪日外国人観光客の増加など多様化するニーズへの対応が求められている。					
取組内容	定住・交流人口の拡大や観光消費の増大等を図るため、ブランディングとマーケティングの視点を活用しながら、「観光・ブランド戦略プラン」に続く新たな計画を策定する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
「射水市観光振興計画」の策定						策定

番号	達成 7	取組名	射水市体育協会の活用	担当課	生涯学習・スポーツ課	
				達成年度	平成29年度	
現状(当初)	射水市体育協会事務局は、専務理事、事務局長、嘱託職員2名、パート職員1名の計5名で運営している。事業内容については、スポーツ活動の普及・振興として、市民体育大会や海王丸マラソンの開催、選手の強化育成として、県民体育大会や県駅伝への参加、その他、表彰事業並びに指定管理者として施設管理運営を行っている。					
課題	市体育協会の構成団体であるスポーツ少年団やスポーツ推進委員協議会並びに総合型地域スポーツクラブとの連携に努め、地域スポーツの推進と競技力向上の取組体制の強化を図る必要がある。					
取組内容	新たな地域スポーツ推進と競技力向上の取組体制について検討を行い、市教育委員会と市体育協会の役割を明確にするとともに、スポーツ少年団やスポーツ推進委員協議会の事務局の移管や総合型地域スポーツクラブとの連携強化を図る。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
射水市体育協会の活用		検討			実施	

番号	達成 8	取組名	庁用車両管理及び保有台数の適正化	担当課	管財契約課	
				達成年度	平成28年度	
現状(当初)	本市の保有車両は特殊車両等を含めて430台、うち5庁舎に配置されている普通車両は83台（19台は共有車両、64台は所管課専用車両）であり、各庁舎、所管課毎に保有、管理している。 新庁舎建設後の配置予定課に基づく台数は、新庁舎62台、大島庁舎21台が見込まれる。					
課題	新庁舎建設後に新庁舎及び大島庁舎に配置が見込まれる庁用車の台数は収容可能と考えられるが、稼働率などを考慮した適正な台数に見直す必要がある。また、原則として所管課専用車両を廃止し、共有車両として効率的な運用を図る必要がある。					
取組内容	車両の実態を把握し、保有台数の最終目標を設定した更新計画を策定する。					
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)	
	庁用車両（普通車両）の台数	台	83	78	78	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁用車両更新計画の策定及び実施		実態把握		策定	実施	

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	所得税・住民税申告相談会場等の見直し	担当課	課税課
	9			達成年度	平成28年度
現状(H27)	現在、新湊と小杉会場は全期間(約1箇月間)、それ以外の大門(9日間)・大島(8日間)・下(4日間)会場は期間を区切り、常時3会場で申告相談を実施している。対応職員数は他課からの応援も含め各会場に6~7名を配置し、また、電話や来庁者の対応として2名程度が課税課に常駐している。				
課題	相談会場が分散していることから、会場の混雑状況に応じて人員を増減させるなどの柔軟な対応を取ることができず、非効率なものとなっている。 また、日中は内部事務(申告書の入力事務等)を行う人員を確保できず、時間外勤務で対応している。				
取組内容	新庁舎開庁に合わせて、平成29年2月の申告相談から、会場を新庁舎のみに集約する。 併せて、新庁舎での夜間・休日の申告相談の体制について、利用者のニーズ等を鑑みながら検討する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
申告相談会場見直しの検討・周知・見直し		検討		見直し	

番号	達成	取組名	市税滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施	担当課	収納対策課
	10			達成年度	平成28年度
現状(当初)	一般財源が減少する中において、市財政の根幹をなす市税収入を確保することが大変重要となっている。また、市税等の滞納者が、納税義務を誠実に履行している納税者と同じように行政サービスを受けていることは、税負担に対する不公平感を招き、納税意識の低下につながっている。				
課題	市税等の納付に対する公平性と信頼性を確保し、納税意識を高めるとともに、受益者負担の適正化を図る必要がある。				
取組内容	所管課事業のうち、市税のほか税外債権の滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施について取りまとめ、市民に実施事業名及び内容について周知を図る。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
市税及び税外債権滞納者に対する行政サービスの利用制限の徹底・強化		検討		実施	

番号	達成	取組名	環境調査の見直し	担当課	環境課	
	11			達成年度	平成28年度	
現状(当初)	大気汚染観測2か所、水質調査53か所、土壌調査等9か所の環境調査を行っている。					
課題	平成22年度に76か所あった測定所を平成24年度には64か所までに削減してきたが、更に測定箇所又は測定頻度を見直す余地がある。					
取組内容	経年変化の見られない調査地点を精査し、測定箇所の削減又は測定頻度の見直しを行う。また精査プロセスとして環境審議会において審査し調査精度の維持を図る。					
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	環境調査測定箇所数		箇所	64	62	62
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
環境調査測定箇所数及び測定頻度の精査・見直し		検討		見直し		

番号	達成	取組名	資源集団回収スケジュールの見直し	担当課	環境課
	12			達成年度	平成28年度
現状(H27)	資源再利用と廃棄物減量化の推進を図るため、本市では営利を目的としない市内の公共的団体等が実施する資源集団回収活動を支援している。資源集団回収は各団体の実情に応じて不定期に実施されているため、市が各団体の資源集団回収日を取りまとめて年間スケジュールを作成し、毎年3月に広報の同時配布物として全戸配布している。				
課題	資源集団回収スケジュールとは別に、毎年広報3月号で全戸配布している「ごみ収集カレンダー」(家庭ごみの収集日に関する案内)があり、それぞれにコストが発生しているため非効率である。また、ごみ出しに関する案内が2種類あることから、利用者にとって分かりにくく不便である。				
取組内容	資源集団回収スケジュールの作成に係る手続きを前倒しして行い、現在の「ごみ収集カレンダー」と統合する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
資源集団回収実施団体との調整		検討・調整			
ごみ収集カレンダーとの統合		検討		統合	

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	達成 13	取組名	おむつ支給事業の見直し	担当課	地域福祉課・社会福祉課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	在宅の重度心身障がい者（児）や寝たきりの要介護高齢者で、常時おむつを使用している方に対し、おむつを支給している。				
課題	所得制限等の導入など、受益者負担の適正化を図る必要がある。				
取組内容	平成27年度から対象者を世帯所得1,000万円未満の者とする所得制限を導入する。また、平成28年度からは、対象者を真に障がいがある理由でおむつを必要とする者に見直す。（社会福祉課） 平成28年度から対象者を世帯所得1,000万円未満の者とし、支給限度額についても570円減額し7,200円とする所得制限の導入と支給限度額の見直しを導入する。（地域福祉課）				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
おむつ支給事業の見直し		検討		見直し	

番号	達成 14	取組名	福祉入浴券交付事業の廃止	担当課	地域福祉課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	在宅の70歳以上の高齢者及び概ね65歳以上でひとり暮らし登録をしている高齢者に対し、市内の公共施設又は公衆浴場等で利用できる福祉入浴券（銭湯無料券、年度内12枚）の交付を行っている。				
課題	交付対象者である70歳以上の高齢者は年々増加しており、平成37年のピーク時には22,246人に達し、予算額も約10,000～20,000千円増加すると見込まれる。				
取組内容	平成27年度において、福祉入浴券の交付枚数を2枚減らし、10枚とする。 より効果の高い介護予防事業を一層推進するため、平成28年度から事業を廃止する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
福祉入浴券交付事業の見直し・廃止		検討		見直し 廃止	

番号	達成 15	取組名	高齢者等日常生活用具給付事業の廃止	担当課	地域福祉課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	介護を必要とする概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器）を給付している（所得制限あり）。				
課題	利用実績が低い。しかし、高齢者が生活する上で最低限の日常生活用具を給付するものであることから、廃止については他市の状況も踏まえて検討する必要がある。				
取組内容	利用実績が低いため、事業を廃止する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
高齢者等日常生活用具給付事業の廃止		検討		廃止	

番号	達成 16	取組名	不妊治療助成事業の見直し	担当課	保健センター
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	不妊治療（特定不妊治療・一般不妊治療）を受けている夫婦に対し、補助金を交付しているが、本市では、助成金額の上限を30万円、夫婦の内どちらかが射水市民であるという条件以外に制限はない。				
課題	国・県の助成事業の制度変更（年間の助成回数、通算の助成回数、対象となる妻の年齢）により、本市の助成金負担分が大きく増加することから、本市においても制度の見直しを検討する必要がある。				
取組内容	対象となる妻の年齢制限等について検討を行い、見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
不妊治療助成事業の見直し		検討		見直し	

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	達成 17	取組名	離職者能力再開発訓練奨励金の廃止	担当課	商工企業立地課	
				達成年度	平成28年度	
現状(当初)	離職者の就職支援のため、公立の職業訓練施設の訓練課程や介護職員初任者研修を受講した離職者に「射水市離職者能力再開発訓練奨励金」を交付している。奨励金は、訓練課程、研修を受講した日数に500円を乗じた額と教材費3万円(上限額)を交付しており、研修受講後81.7%が就職に結びついている。					
課題	県内他市町村と比較すると、本市の1人当たりの平均支給額は高くなっているほか、県西部の自治体では同様の制度がないため、他市と均衡を図るよう制度の見直しが必要である。					
取組内容	受講者の就職状況に考慮しつつ、制度を廃止する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
離職者能力再開発訓練奨励金の廃止		見直し		廃止		

番号	達成 18	取組名	創作活動、教養教室の廃止	担当課	地域福祉課	
				達成年度	平成27年度	
現状(当初)	小杉ふれあいセンター陶芸室において、高齢者に活動の場を提供し、仲間づくりを通して生きがいと創造性を養うことを目的に、創作活動(陶芸教室)を開催している。また、太閤山コミュニティセンターにおいて、生きがいと健康づくりを図るため、教養教室(民謡踊り・ダンス教室)を開催している。					
課題	特定地区に限定された活動、教室となっている。また、陶芸教室は陶房「匠の里」等、民謡踊り・ダンス教室はコミュニティセンター等でも実施している。					
取組内容	小杉ふれあいセンターの創作活動(陶芸教室)、太閤山コミュニティセンターの教養教室(民謡踊り、ダンス教室)については、市内の他の公共施設等で実施している事業と重複することから、本事業を廃止する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
創作活動、教養教室の廃止		検討		廃止		

番号	達成 19	取組名	保育園・幼稚園保育料の見直し	担当課	子育て支援課	
				達成年度	平成27年度	
現状(当初)	本市の保育園保育料の基準額は、県下の他市町村と比較して低い水準であり、公立幼稚園保育料も同様に低い水準である。なお、出生第3子以降の保育園、幼稚園保育料は無料としている。					
課題	平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、保育園保育料については、利用者負担額を適正な応能負担となるよう体系的に見直す必要がある。また、新制度に移行する私立幼稚園の保育料を市が定めることとなるため、公私のバランスを考慮し公立幼稚園保育料を見直す必要がある。					
取組内容	県下の他市町村の状況も踏まえ、適正な受益者負担となるよう見直す。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育園・幼稚園保育料の見直し		検討		見直し		

番号	達成 20	取組名	がん検診の自己負担の適正化	担当課	保健センター	
				達成年度	平成27年度	
現状(当初)	職場等で受診機会のない方を対象に、がん検診を実施しているが、健康診査受診者費用徴収額は、集団検診(保健センター、コミュニティセンター等で実施)・医療機関検診ともに同一金額としている。					
課題	県内他市町村のほとんどは集団検診と比較し、検診料の高い医療機関検診の徴収額を高く設定している。					
取組内容	集団検診の自己負担率と同率の割合(約3割)になるよう、医療機関検診の徴収額を見直す。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療機関検診の徴収額の見直し		検討		見直し		

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	達成 21	取組名	いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金の見直し	担当課	港湾・観光課
				達成年度	平成27年度
現状(当初)	太閤山ランドで開催している「いきいき射水太閤山フェスティバル」に対し、補助を行っている。				
課題	市南部地区の貴重なイベントであり、賑わい創出に必要と考えているが、費用対効果を検証する必要がある。				
取組内容	費用対効果を検証し、補助金額の見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金の見直し		検討		見直し	

番号	達成 22	取組名	一般健康診査の廃止	担当課	保健センター
				達成年度	平成26年度
現状(当初)	36歳から39歳までの国民健康保険加入者等を対象に、受診機会のない住民に対し、一般健康診査（血液・尿検査、内科健診等）を実施している。				
課題	国民健康保険事業の他の健診（人間ドック等）で同様の検査項目があり、代替が可能である。				
取組内容	平成26年度から廃止する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
一般健康診査の廃止		廃止			

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

番号	達成 23	取組名	市立子育て支援センターの統合	担当課	子育て支援課	
				達成年度	平成29年度	
現状(H28)	子育てに関する不安や悩みを解消するための子育て支援施設として、子育て支援センターを市内に市立4か所、民間8か所開設している。					
課題	既存の市立子育て支援センターは、保育園等に間借りして設置されており、駐車スペース・活動スペースも十分に確保できない状況にある。					
取組内容	大門庁舎を「子ども子育て総合支援施設」として整備するに当たり、その2階に、市立子育て支援センターを集約化し、施設機能や支援体制の充実を図る。併せて、集約化に伴い既存の4施設は廃止する。					
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	市立子育て支援センター設置数		箇所		4	1
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	新湊子育て支援センター（新湊保育園内）			昭和54	平成29年度から廃止	
	小杉北部子育て支援センター（小杉社会福祉会館内）			昭和53	平成29年度から廃止	
	大門子育て支援センター（大門きらら保育園内）			平成11	平成29年度から廃止	
下村子育て支援センター（下村交流センター内）			平成8	平成29年度から廃止		
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
施設の統廃合		検討		統合(廃止)		

番号	達成 24	取組名	中学校学校プールの廃止	担当課	学校教育課
				達成年度	平成29年度
現状(H29)	市立中学校の学校プールは、保健体育の水泳の授業及び水泳部員の練習環境の整備のために設置された施設である。				
課題	市内全ての中学校において水泳の授業を行っておらず、水泳部員の活動等で唯一学校プールを使用している大門中学校においても、水泳部員の大半がスイミングスクールに所属し校外の水泳施設で活動していることから、近年は利用人数及び利用回数が大きく減少している。				
取組内容	近年、利用人数及び利用回数が大きく減少している大門中学校の学校プールを平成29年度から廃止する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
施設の廃止		廃止			

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	新湊ふれあい会館の地域移管	担当課	地域振興・文化課	
	25			達成年度	平成28年度	
現状(当初)	新湊ふれあい会館は、文化の向上と福祉の増進を図り、コミュニティ活動を推進するために設置された施設である。					
課題	施設の利用実態は、荒屋東部自治会及び東町東部自治会の自治公民館となっている。					
取組内容	地域への移管に向けて協議を進める。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	新湊ふれあい会館				平成28年度から移管	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域移管						

番号	達成	取組名	保健センターの統合	担当課	保健センター	
	26			達成年度	平成28年度	
現状(当初)	本市には5か所（新湊、小杉、大門、大島及び下村）の保健センターがあり、地域における母子保健、健康増進の拠点として事業を展開している。					
課題	新湊及び小杉保健センターは老朽化の問題がある。大島保健センターは施設設備機能や駐車場が不十分である。また、地域保健に関連する法律、制度の改正により、保健センターの業務の専門性がますます高まる中、限られた人材をより重点的、機動的に配置し、質の高い保健サービスの提供を図る必要がある。					
取組内容	新湊、小杉、大島、下村保健センターは平成27年度末で廃止し、平成28年度から大門保健センターに統合（機能集約）する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	射水市保健センター（旧大門保健センター）			平成7	市直営	
	新湊保健センター				平成28年度から廃止	
	小杉保健センター				平成28年度から廃止	
	大島保健センター（大島社会福祉センター内）				平成28年度から廃止	
下村保健センター				平成28年度から廃止		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の統合						

番号	達成	取組名	小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合	担当課	生涯学習・スポーツ課	
	27			達成年度	平成28年度	
現状(当初)	小杉勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進に寄与するため設置された施設であり、青少年を対象とした各種教室等を開催している。また、働く婦人の家は、勤労婦人等の福祉の増進と地位の向上に寄与するため設置された施設であり、婦人（女性）を対象とした各種教室等を開催している。					
課題	特定目的の単館施設としては設置意義が薄れている。					
取組内容	両施設の複合化（機能統合）を検討する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	生涯学習センター（旧働く婦人の家）			昭和58	市直営	
小杉勤労青少年ホーム				平成28年度から廃止		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合						

番号	達成	取組名	小杉ふれあいセンターの機能転用	担当課	地域福祉課	
	28			達成年度	平成27年度	
現状(当初)	小杉ふれあいセンターは、市民の福祉の増進及び健康保持並びにコミュニティづくりに資することを目的に設置された、入浴施設を有する施設である。利用者に年齢制限はないが、主な利用者は高齢者である。					
課題	入浴施設は民間との競合施設であり、市が運営する妥当性を検証する必要がある。また、設備水準は市内及び近隣市等の温浴施設に及ばず、利用者数はピーク時に比べ減少している。					
取組内容	平成26年度末で入浴施設を廃止し、平成27年度から拠点型ふれあいサロンへ転用する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	小杉ふれあいセンター			昭和63	市直営	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
機能転用（入浴施設廃止）						

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成 29	取組名	大門コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	担当課	農林水産課
				達成年度	平成27年度
現状(当初)	大門コミュニティセンターは、当初は企業の福利厚生利用を主目的として建設され、その後、コミュニティふれあい交流整備事業により増築された、入浴施設を有する施設である。				
課題	入浴施設は民間との競合施設であり、市が運営する妥当性を検証する必要がある。設備水準は市内及び近隣市等の温浴施設に及ばず、利用者数はピーク時に比べ減少している。				
取組内容	平成26年度から開所時間の短縮等により経費削減を図るとともに、平成27年度から指定管理者制度の導入を図る。				
施設状況	施設名		建設年度	管理形態	
	大門コミュニティセンター		昭和62	平成27年度から指定管理	
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	開所時間の短縮		実施		
	指定管理者制度への移行		検討 → 移行		

番号	達成 30	取組名	大門世代交流プラザの廃止	担当課	子育て支援課
				達成年度	平成26年度
現状(当初)	大門世代交流プラザは、市民の生きがいと文化の創造性、趣味、創作活動を通して、健康で豊かな生活確保を図るために設置された施設である。				
課題	1日当たりの利用児童数が10人未満と少ない水準で推移しており、利用状況を考慮すると、交流施設として存続させていく必要性に乏しい。				
取組内容	平成26年度から廃止する。				
施設状況	施設名		建設年度	管理形態	
	大門世代交流プラザ			平成26年度から廃止	
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度
	施設の廃止		廃止		

番号	達成 31	取組名	七美幼児プールの廃止	担当課	生涯学習・スポーツ課
				達成年度	平成26年度
現状(当初)	七美幼児プールは、小学校統合の条件として七美地区の幼児のために設置した屋外プール施設である。				
課題	稼働日数が年間2週間程度であり、利用者が地域の児童に限定されている。また、近隣に海竜スポーツランド（幼児用プールあり）が整備されている。				
取組内容	平成26年度から廃止する。				
施設状況	施設名		建設年度	管理形態	
	七美幼児プール			平成26年度から廃止	
	取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年
	施設の廃止		廃止		

取組項目 3 民間活力の更なる活用

各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	竹内源造記念館の指定管理者制度への移行	担当課	地域振興・文化課	
	32			達成年度	平成29年度	
現状(当初)	竹内源造記念館は、明治から昭和初期に活躍した小杉左官の名工、竹内源造の鍍絵作品を収蔵・公開している施設である。					
課題	本館は戸破・三ヶ地域振興会が中心となって取り組んでいる旧北陸道エリアのまちづくりの拠点施設となっているが、現在は市が直営で管理・運営を行っている。 また、指定管理の受入先となる団体の組織化のため、地元地域振興会のバックアップが必要である。					
取組内容	地元を中心とした組織による指定管理者制度へ移行できるよう、バックアップを行っていく。					
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	竹内源造記念館		昭和9	平成29年度から指定管理		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定管理者制度への移行		検討			移行	

番号	達成	取組名	ゆとりライフ互助会業務の移管	担当課	商工企業立地課	
	33			達成年度	平成28年度	
現状(当初)	ゆとりライフ互助会は、市内中小企業に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生を図ることを目的とし、会員拡大、事業の企画運営、啓発等を行っている。事務局は商工企業立地課に置いている。					
課題	本事業は商工会議所や商工会がサービス提供主体としてふさわしいと考えるが、各々別組織であり、エリアも異なるため一括した事務処理が難しい。					
取組内容	会員の利便性向上の観点からも、移管できる業務を検討し移管する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ゆとりライフ互助会業務の移管		検討		商工会に移管	商議所に移管	

番号	達成	取組名	不燃・粗大ごみ処理の民間委託	担当課	環境課	
	34			達成年度	平成27年度	
現状(当初)	粗大ごみ処理施設は、昭和56年に稼働以来、日常的な運転管理と毎年の定期点検整備を行い施設の延命を図っている。					
課題	施設は老朽化し更新時期を迎えており、今後の施設の在り方や、ごみ処理の民間委託等を検討するとともに、不燃・粗大ごみの再資源化を図る必要がある。					
取組内容	現状を調査・把握した上で、収集運搬方法をはじめとした委託条件と委託範囲、要求水準の設定、費用比較、既存施設の今後の在り方について検討し、不燃・粗大ごみ処理の民間委託を行う。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不燃・粗大ごみ処理の民間委託		検討		実施		

番号	達成	取組名	野手埋立処分所の長期包括運営業務委託の導入	担当課	環境課	
	35			達成年度	平成26年度	
現状(当初)	平成25年度現在、野手埋立処分所は市が直営で運営している。					
課題	効率的で安定した施設の管理・運営を図る必要がある。					
取組内容	施設の管理・運営について、運転管理から薬品・燃料等の調達や設備の補修まで包括的に複数年継続契約することで、民間事業者の創意工夫の余地を広げ、専門性やノウハウを生かした効率的で安定した運営業務の遂行ができる委託形式である長期包括運営業務委託を平成26年度から導入する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長期包括運営業務の導入		導入				

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	達成 36	取組名	市営住宅の指定管理者制度の導入	担当課	建築住宅課			
				達成年度	平成26年度			
現状(当初)	市営住宅は、公営住宅法及び射水市営住宅条例に基づき、市民が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置しているもので、この趣旨を理解及び尊重し、管理を行っている。							
課題	市民サービスの低下を来たさない、効率的な管理運営方法の在り方を検討する必要がある。							
取組内容	平成26年度から指定管理者制度を導入する。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定管理者制度の導入				導入				

取組項目 4 公営企業の経営健全化

番号	達成 37	取組名	下水道水洗化率の向上	担当課	下水道工務課			
				達成年度	平成29年度			
現状(H27)	公共下水道事業（公共・特環・農集）における水洗化率は、平成26年度末で92.0パーセントとなっており、過去5年間で7.0パーセントの上昇はしているものの、年々上昇率は低下している状況にある。							
課題	水洗化率はこれまで順調に向上してきたが、下水道の面的整備が平成22年度中にほぼ完了したことにより、年々伸び率が低下し、今後ますます鈍化することが予想される。							
取組内容	これまでも行ってきた臨戸訪問の範囲を広げ強化を図るとともに、広報等を通じ下水道への理解を深めていただくよう、引き続き情報発信を図る。							
数値目標	項目名			単位	当初(平成25年度)	実績(平成29年度)	目標(平成30年度)	
	下水道の水洗化率			%		93.3	93.2	
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未接続世帯への接続依頼				継続して実施				
市広報誌等での接続の働きかけ				継続して実施				

番号	達成 38	取組名	新公立病院改革プランの策定	担当課	市民病院経営管理課			
				達成年度	平成28年度			
現状(H27)	総務省は、都道府県がつくる地域医療構想を踏まえた形で公立病院の「役割の明確化」を進める必要があるとして新たな公立病院改革ガイドラインを策定し、病院機能の見直しや経営の改革に総合的に取り組むよう求めている。							
課題	当市民病院において策定済みの病院改革プランにある「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」に加え、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を新たな柱に加えることで、民間病院を含めた地域医療構想の実現に向けて公立病院に期待される役割を明確にしなければならない。							
取組内容	策定済みの公立病院改革プランの見直しを検証するとともに、新たに「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加え、新公立病院改革プランを策定する。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新公立病院改革プランの策定				検討 → 策定				

番号	達成 39	取組名	電子カルテの導入	担当課	市民病院経営管理課			
				達成年度	平成27年度			
現状(当初)	現在のカルテ（診療録）は、紙を使用し手書きで記入しており、院内のカルテ移動は、専用のカルテ搬送車を用いている。また、診療後のカルテは、カルテ庫に10年間保管することとしている。							
課題	建設中の新診療棟においては、設置費用や維持費用の問題からカルテ搬送車を導入しないこととしている。また、カルテが膨大になり、カルテ庫に保管することが困難になってきているほか、紙カルテの性質上、各部署での患者情報の共有が困難である。							
取組内容	カルテを電子化する。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電子カルテの導入				検討 → 導入				

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	水道ビジョン等の見直し	担当課	上下水道業務課
	40			達成年度	平成26年度
現状(当初)	現行の射水市水道ビジョンは、平成20年に策定したものであり、平成22年度に見直しを行い現在に至っているが、国においては、東日本大震災の発生や水道を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、平成25年度に「新水道ビジョン」が策定され、その対応が求められている。				
課題	本市の水需要は、経済状況の悪化や節水型社会の進展により年平均1パーセントの減少傾向を示しており、将来人口の減少などから給水収益の増加が見込まれない状況の中、今後必要となってくる水道施設の更新需要に対応した財源の確保が課題となっている。				
取組内容	国の「新水道ビジョン」に対応した内容とするため、射水市総合計画の見直しに併せ、水道ビジョン、建設改良計画及び財政収支計画の見直しを行う。				
取組スケジュール				平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	
水道ビジョン等の見直し					

番号	達成	取組名	下水道ビジョンの策定	担当課	上下水道業務課
	41			達成年度	平成26年度
現状(当初)	下水道事業計画区域の整備がほぼ完了し、今後は、施設の維持管理や老朽化に伴う更新が事業の中心となる。加えて、近年多発する集中豪雨による浸水被害を解消・軽減すべく、雨水対策事業を積極的に推進している。こうした中、経営状況の明確化と長期的効率的な事業運営を図るため、平成24年度から企業会計方式へ移行した。				
課題	多額の企業債残高を抱え、今後の有収水量の大幅な増加が見込めない中、老朽化した施設の維持管理等に経常経費が増加し、経営環境の厳しさが増していくため、今後も、より一層の経営の効率化に努め、経営基盤の強化を図る必要がある。				
取組内容	下水道事業の現状と将来の見通しを的確に捉え、今後10年間の取り組むべき課題や方向性を示すため、下水道ビジョンを策定する。				
取組スケジュール				平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	
下水道ビジョンの策定					

番号	達成	取組名	市民病院給食調理業務の民間委託	担当課	市民病院経営管理課
	42			達成年度	平成26年度
現状(当初)	市民病院の給食については、直営方式で正規職員及び臨時・非常勤職員により調理業務を行っている。				
課題	正規職員の調理員については退職者不補充としているため、臨時・非常勤職員を活用し対応しているが、人員確保に苦慮している。				
取組内容	給食を安定して提供するため、調理業務の民間委託を図る。				
取組スケジュール				平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	
市民病院給食調理業務の民間委託					

番号	達成	取組名	地域包括ケア病棟の開設	担当課	市民病院経営管理課
	43			達成年度	平成26年度
現状(当初)	急性期治療を経過した患者、在宅・介護施設で症状の急性増悪した患者を受入れるために29床の亜急性期病床を運用している。				
課題	平成26年の診療報酬改定で、亜急性期病床は平成26年9月末で廃止されることになったが、急性期治療の経過後、すぐに在宅復帰できない患者の対応が必要である。また、高齢化社会を迎え、地域包括ケアシステムの構築が推進されるが、それを支える後方支援病院が必要になる。				
取組内容	地域包括ケアシステムを支える役割を担う、地域包括ケア病棟を開設する。				
取組スケジュール				平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	
地域包括ケア病棟の開設					

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもです。

番号	達成 44	取組名 農業委員会だよりへの有料広告掲載検討	担当課	農業委員会事務局
			達成年度	平成29年度
現状(当初)	農業委員会だよりは、年1回の発行で農業従事者の方へ配布している（白黒8ページ、約6,000部）。内容については農業委員会の活動報告、農業政策の情報提供、農業委員の紹介等となっている。			
課題	農業委員会だより作成費と広告料収入及び広告募集に要する事務との費用対効果を検討する必要がある。			
取組内容	費用対効果を試算し、効果が大きいと判断できれば、先進他市事例を参考に有料広告掲載を実施する。			
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度
有料広告の掲載			検討	依頼
			継続して実施	

番号	達成 45	取組名 債権管理・回収の一元化の検討	担当課	収納対策課
			達成年度	平成28年度
現状(当初)	税外未収債権においては、市の債権の管理の適正化を図ることを目的とした「射水市債権管理条例」を制定し、平成26年4月から施行している。また、市債権の管理の適正化及び債権所管課職員の債権に関する知識の向上を図るため、「射水市債権管理対策連絡会議」を設置し、さらに、今後の市の債権管理の礎となる「債権管理マニュアル」を全庁的に発布している。			
課題	自治体債権はその種別によって回収手段が異なり、法的知識が必要となる。また、債権所管課間での情報を共有するには法律の制限等を受けるものもあるため、全庁的に整備・統一すべき事項を解決してから、管理回収の一元化を実施しなければならない。			
取組内容	関係部署を集めて協議し、市としての統一的な見解をまとめた上で、「射水市債権徴収事務の移管に係る事務取扱要綱」を制定し、平成28年4月1日から施行する。なお、要綱制定後も基本的には債権所管課において滞納処分及び強制執行を行うが、要件を満たした案件については収納対策課が移管を受けて対応する。			
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度
債権管理・回収の一元化の実施			検討	実施

番号	達成 46	取組名 雑誌スポンサー制度の導入	担当課	生涯学習・スポーツ課
			達成年度	平成28年度
現状(当初)	雑誌については、図書館活動推進費の消耗品費で購入している。			
課題	従来からの個人寄付者の功績に対する公正な顕彰（雑誌スポンサーとの顕彰に係るバランス）を考える必要がある。また、先行他市でも苦慮している安定的なスポンサーの確保が最重要課題であり、スポンサーが確保できなくなった場合の予算の確保が問題となる。			
取組内容	スポンサー名を表示するための安価で効果的な方法を研究の上、雑誌スポンサー制度を導入する。			
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度
雑誌スポンサー制度の導入			検討	導入

取組項目 6 資産・債務の適正管理

番号	達成 47	取組名 固定資産台帳の整備	担当課 管財契約課			
	達成年度 平成28年度					
現状 (当初)	平成26年4月、総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」において、固定資産台帳の整備期間は1～2年とされ、平成28年度末までの整備が求められている。また、策定が求められている「公共施設等総合管理計画」の実行には、固定資産台帳の活用が必要とされている。					
課題	既存のシステムで管理している土地・建物・備品のデータは活用できるが、固定資産台帳では防災無線等の工作物、法定台帳のある道路・橋梁等のインフラ資産についても一元管理し、修繕・改修費用の資産計上、減価償却費の算定、維持管理費の実績など公共施設に付随するあらゆる情報を共有し、活用可能な形式で整備する必要がある。また、庁内の体制整備、資産の棚卸に加えて新基準に対応した固定資産台帳管理システムの構築が必要になる。					
取組内容	新たな情報システム構築を含め、固定資産台帳の整備方針とスケジュール等を検討する。その後、庁内の体制整備及び準備作業を行った上で、資産の棚卸、データ作成、データ統合、資産簿価の算定等により固定資産台帳を整備する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
固定資産台帳の整備		方針検討・準備		整備		

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

番号	達成 48	取組名 ファイリングシステムの導入と維持管理	担当課 総務課			
	達成年度 平成28年度					
現状 (当初)	各庁舎の執務室には多くの文書が保管されており、管理は簿冊方式により行っている。					
課題	新庁舎移行に伴い、保管文書の縮減、事務効率の向上、文書管理の徹底を図る必要がある。					
取組内容	平成26年度及び27年度に、6庁舎においてファイリングシステム（フォルダーによる管理）を導入する。また、導入後3年間にわたり、コンサルタントによる研修・職場点検を実施し、ファイリングシステムの定着及びより一層の事務効率の向上を図る。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ファイリングシステム導入		導入				
定着に向けた維持管理（研修・職場指導）		維持管理				

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。



番号	達成 49	取組名	まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成	担当課	地域振興・文化課
				達成年度	平成29年度
現状 (H29)	市民協働のまちづくりを推進するに当たり、地域の課題解決やまちづくりをけん引するリーダーを育成することを目的として、平成22年度に「射水まちづくり大学」を開学し、市内高等教育機関と連携してまちづくりを担う人材育成に取り組んできたが、まちづくりに対して意欲のある人材は既に何らかの活動を行っていることが考えられる上、半年間にわたって受講する形式は受講者にとって負担も大きく、近年は受講希望者が減少していた。				
課題	「射水まちづくり大学」の周知やカリキュラムの見直しを行ってきたが、受講希望者数の増加にはつながらなかったため、人材の発掘・育成事業について抜本的に見直す必要がある。				
取組内容	「射水まちづくり大学」を廃止するとともに、まちづくりに参画する市民の裾野を広げるため、これまでまちづくりに関わることがなかった市民を対象とした「射水まちづくりプラットフォーム～まちプラ～」事業を新たに実施する。 また、「射水まちづくり講演会」を開催し、市民協働のまちづくりについて市民の理解を深める。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
「射水まちづくり大学」の抜本的見直し		検討		廃止	
「射水まちづくりプラットフォーム～まちプラ～」の実施		検討		実施	


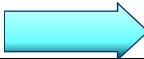
番号	達成 50	取組名	公募提案型市民協働事業の推進	担当課	地域振興・文化課
				達成年度	平成26年度
現状 (当初)	公募提案型市民協働事業は、地域課題の解決に向けて、市民の自由な発想を生かした多様で効果的・効率的な公共サービスを提供するため、NPO法人やボランティア団体等の各種団体の特性を生かした事業を公募し、協働事業の推進を図ることを目的としている。				
課題	5月に審査会を開催し、採択された事業の着手は6月以降となっているが、提案者からは年度当初から事業着手したいとの要望がある。また、提案の内容はフリー提案型が多く、市が設定しているテーマ「健康づくり」「地球温暖化防止」「安全・安心」については、提案が無い状況である。				
取組内容	年度当初に事業着手できるよう、事業実施前年度に提案内容の募集・審査を行う。また、市が設定しているテーマの見直し及び提案者が事業担当課と事前協議を行った上で申請を行うよう、手続きの見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
公募提案型市民協働事業の見直し		見直し			

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

番号	達成 51	取組名	三世帯同居住宅支援による住宅リフォーム事業の創設	担当課	建築住宅課	
				達成年度	平成29年度	
現状 (H29)	人口減少と少子高齢化が急速に進む中、空き家問題や既成市街地の空洞化等に対応するため、市では、これまで空き家対策や定住促進のための様々な取組を推進している。					
課題	これまでの取組に加え、子どもを産み育てやすい環境づくり、高齢者の孤立防止の観点から、三世帯同居を支援することが有効である。					
取組内容	空き家の発生防止と子育てや介護環境の充実及び地域経済活性化を図るため、市内事業者を工事施工者として三世帯同居住宅のリフォーム工事を行う場合に補助金を給付する制度を創設する。					
数値目標	項目名		単位	当初(平成28年度)	実績累計	目標(平成30年度)
	補助を利用しリフォーム工事した世帯数(累計)		件		10	10
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
三世帯同居住宅リフォーム支援制度の創設・実施		検討		創設(実施)		



各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成 52	取組名	庁舎整備後の窓口サービスの充実	担当課	市民課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	本市の窓口サービスは、5つの分庁舎に設置された行政センターにおいて提供している。				
課題	新庁舎整備に伴い、既存庁舎の整理廃止が検討中であることから、新庁舎における総合窓口及び地区窓口のサービス体制について、合併効果と窓口サービスのバランスを検討・調整する必要がある。				
取組内容	庁舎整備後の窓口サービスについて、より効率的な手法を検討し、窓口業務のワンストップサービス、医療費助成等の簡易な申請受付への対応、コミュニティバス等の公共交通を有効活用した地区窓口の設置など、新しい窓口サービス体制を構築する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
庁舎整備後の窓口サービスの充実					

番号	達成 53	取組名	指定宅地支援制度の見直し	担当課	建築住宅課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	指定宅地支援制度は、人口減少時代を迎え都市間競争が激化する中、住宅取得者に対する財政的な支援を行い、定住人口の増加や流出を抑えとともに、良好な宅地形成を図ることを目的として旧新湊市が開始した制度であり、射水市に引き継いで実施している。				
課題	市が指定する宅地のみを対象とするなど、全面的なアピールが展開しづらく、また指定条件が事業完了から3年間経過したものに限るといふ、売れ残り対策の要素も多分に含んでおり、本来の趣旨がしっかり絞りきれない。				
取組内容	現状では制度的にも分かりづらくアピール性も弱いので、現行制度を基本とした定住促進等に効果的な補助要件の構成、金額や方法など、インパクトのある制度への見直しを行う。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
制度の見直し					

取組項目

4 ICT（情報通信技術）の有効活用

番号	達成 54	取組名	情報セキュリティ対策の強化	担当課	総務課
				達成年度	平成29年度
現状(H29)	平成29年7月からの社会保障・税分野でのマイナンバーを活用した情報連携の開始を踏まえ、国は地方自治体に対して情報セキュリティ対策の強化を求めている。これを受け、本市においては、平成29年2月から内部業務端末からインターネットを分離する等の対策を段階的に開始している。				
課題	インターネット端末を介しての不正アクセスの脅威から行政情報を確実に守るため、セキュリティレベルを高めるとともに、その一方で業務への支障を最小限に留めるための検討が必要である。				
取組内容	富山県及び県内市町村が構築する情報セキュリティクラウドを利用し、各自治体のインターネットの接続口の集約化を図り、併せて接続口に高度なセキュリティ対策を施す。 また、メールの添付ファイルからウィルス等の脅威を取り除き安全に受信することができるファイル無害化サービスを導入する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
情報セキュリティクラウドの導入					
ファイル無害化サービスの導入					

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	電算システムの更新	担当課	総務課
	55			達成年度	平成28年度
現状(当初)	庁内の電算システムのうち、基幹業務系システムについては平成22年度に更新し、民間のデータセンターをハウジング利用しながら運用しているところであるが、今後、コストの削減、耐災害性の強化及び人的負担の削減を目的として、本市ほか5市町村で共同利用型自治体クラウドに移行することとしている。また、内部業務系システムについては、平成22年度にシステム及び機器を更新し、現在運用中である。				
課題	共同利用型自治体クラウドについて、平成27年7月の運用開始に向け準備を進める必要がある。また、内部業務系システムについては、平成28年度に更新時期を迎えることから、新たなシステムを導入する必要がある。				
取組内容	共同利用型自治体クラウドについては、業務部会で運用方法や移行データの整備などについて協議し、システムの設計・製作を行い、平成27年7月から運用する。 内部業務系システムについては、クラウドの対象外であることから、事務処理の効率化・迅速化と運用コストの低減を図ることができるよう、システムや機器の選定を行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
共同利用型自治体クラウドの導入					
内部業務系システムの更新					

番号	達成	取組名	マイナンバーカードの多目的利用	担当課	総務課
	56			達成年度	平成28年度
現状(当初)	平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が成立し、平成28年1月からマイナンバー制度の運用が始まって、希望する国民一人ひとりにマイナンバーカードが交付されることとなり、多目的利用の基盤が整備される。				
課題	制度運用の前提となる個人番号制度について、庁内の推進体制を整備するとともに、条例の改正や個人番号カードの交付のほかコンビニ交付などのカードの多目的利用策について検討する必要がある。				
取組内容	個人番号制度の庁内推進組織として「社会保障・税番号制度推進本部」及び「社会保障・税番号制度推進プロジェクトチーム」を設置し、番号制度の導入に向けた課題及び対応策の検討を行い、多目的利用につなげる。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
多目的利用の実施					

番号	達成	取組名	家屋評価図面等のデータベース化	担当課	課税課	
	57			達成年度	平成28年度	
現状(当初)	家屋評価の基となる家屋図面（紙ベース）は、旧市町村単位で簿冊管理しているが、永年の保存により劣化、き損、汚損及び滅失の恐れが懸念されている。また、膨大な数の課税資料から、業務に必要な資料を抽出するのに時間を要している。					
課題	家屋評価図面は、新築のみならず増築・滅失等に伴う既存家屋の確認作業として将来にわたり保存管理が必要であり、膨大な家屋図面をいかに電子媒体に取り込むか、全ての図面への管理コード付設作業、管理コードと図面との突合作業、課税システムと図面との連動作業、等が課題となる。加えて、評価替え作業及びマンパワー不足により対応が困難な状態にある。					
取組内容	家屋評価図面を画像データ化し保存性を高めるとともに、データベース化して資料検索の効率化を図る。 スキャン対象図面：約70,000枚、スキャン枚数：約80,000枚					
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	家屋評価図面の電子データ化		%	0.0	100.0	100.0
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
家屋評価図面に管理番号の付設						
図面（管理番号付設済）のスキャン作業						
電子データ検証・検索システム構築						

基本方針 **3 職員力の強化と組織力の向上**

取組項目

2 効率的な組織体制の構築

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	審議会等の設置基準の見直し	担当課	人事課			
	58			達成年度	平成26年度			
現状(当初)	現在、市政の重要課題に関する事項について、有識者等から意見を求めるため、多数の附属機関や審議会等が設置されている。							
課題	市の附属機関として設置すべきものと、単なる有識者からの意見聴取の場との違いが明確にされていない。また、計画策定等の際に安易に策定委員会等の審議会等を立ち上げる傾向があり、それに伴い報償費の支払いや会議の開催に係る事務が発生している。							
取組内容	市の附属機関として設置すべきものの基準を明確化し、安易に審議会を立ち上げることがないように周知を図る。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
審議会等の設置基準の見直し				見直し				

7 平成29年度版集中改革プランからの変更点

(1) 新規取組

平成30年度改訂版集中改革プランにおいて新たに追加掲載した取組は次のとおりです。

番号	取組名	担当課	頁
	取組内容		
1	使用料・手数料の適正化に関する基本方針の策定及び基本方針に基づく見直し ・施設の管理運営や行政サービスの提供に要する費用の算定方法や利用者（受益者）と公費の負担割合、減免の考え方等を定めた使用料・手数料の適正化に関する基本方針を策定するとともに、方針に基づき現行料金を検証し、適正な見直しを行う。	人事課、財政課	14

(2) 内容を変更した取組

平成29年度版集中改革プランからの主な変更点は次のとおりです。

番号	取組名	担当課	頁
	変更点		
2	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策 ・取組スケジュールについて、平成30年度に「実施」としていたが、平成29年度から「一部実施」に変更	総務課	14
6	公共交通の在り方についての見直し ・取組内容について、地域公共交通網形成計画を策定することを明記 ・取組スケジュールに「地域公共交通活性化協議会の設置」及び「地域公共交通網形成計画の策定」を追加	生活安全課	15
9	ごみ処理手数料の適正化 ・取組内容について、使用料・手数料の適正化に関する基本方針（平成30年度策定）を踏まえて検討することを明記 ・取組スケジュールについて、平成30年度に「見直し」としていたが、平成26年度から平成30年度まで「検討」に変更	環境課	16
10	射水市社会福祉協議会補助金の見直し ・取組スケジュールについて、平成26年度から平成30年度まで「継続して見直し」としていたが、平成26年度から平成29年度まで「継続して協議」及び平成30年度に「見直し」に変更	地域福祉課	16
11	家具転倒防止器具設置事業の見直し ・課題について、実績や所期の目的の達成状況から事業の見直しを図ることを明記	地域福祉課・社会福祉課	16
12	地域ふれあいサロン事業の見直し ・取組スケジュールについて、平成30年度に「見直し」としていたが、平成26年度から平成30年度まで「検討」に変更	地域福祉課	17
13	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導 ・取組スケジュールについて、平成26年度から平成30年度まで「継続して協議」としていたが、平成26年度から平成29年度まで「継続して協議」及び平成30年度に「見直し」に変更	地域福祉課	17
14	移送サービス事業の見直し ・取組スケジュールについて、平成29年度に「見直し」としていたが、平成29年度から平成30年度まで「見直し」に変更	地域福祉課	17
21	スポーツ施設使用料の適正化 ・取組内容について、使用料・手数料の適正化に関する基本方針（平成30年度策定）を踏まえて検討することを明記 ・取組スケジュールについて、平成30年度に「見直し」としていたが、平成26年度から平成30年度まで「検討」に変更	生涯学習・スポーツ課	19
24	サービスセンターの有効活用 ・取組内容について、南口改札業務を移管し、合わせてサービスセンターの在り方を見直すことを明記 ・取組スケジュール「南口改札業務運営の見直し」を平成30年度まで「検討（平成31年4月に改札業務を移管）」に変更 ・取組スケジュール「施設の在り方の見直し」を平成30年度まで「検討（平成31年3月末で廃止）」に変更	生活安全課	20

番号	取組名	担当課	頁
	変更点		
26	クリーンピア射水の長寿命化 ・取組内容について、長寿命化総合計画（平成29年度策定）を踏まえて検討することを明記	環境課	21
30	拠点型ふれあいサロンの在り方の検討 ・取組スケジュールについて、平成29年度に「見直し」としていたが、平成29年度から平成30年度まで「見直し」に変更	地域福祉課	22
35	図書館の在り方の検討 ・取組スケジュールについて、平成26年度から平成30年度まで「検討・策定」としていたが、「検討」に変更	生涯学習・スポーツ課	24
37	地区体育館機能の移行 ・取組内容について、大島中央公園コミュニティ体育館の機能の見直しを明記 ・取組スケジュールに「大島中央公園コミュニティ体育館の機能の見直し」を追加	生涯学習・スポーツ課	25
40	新湊博物館の運営の在り方の検討 ・「施設運営の在り方の検討」の取組スケジュールについて、平成30年度に「見直し」としていたが、平成28年度から平成30年度まで「検討」に変更	生涯学習・スポーツ課	27
42	市有バス業務の民間活用 ・「運行業務、車両管理の外部委託」の取組スケジュールについて、平成28年度に「実施」としていたが、平成28年度から「継続して実施」に変更 ・「民間バスの一括借上げ契約」の取組スケジュールについて、平成30年度に「実施」としていたが、平成30年度まで「検討」に変更	管財契約課	27
43	社会福祉協議会等の活用 ・取組スケジュールについて、平成30年度に「実施」としていたが、平成26年度から平成30年度まで「検討」に変更	地域福祉課	28
45	不明水対策の実施 ・取組内容について、雨水侵入箇所の補修による対策の実施を明記	下水道工務課	28
46	医師住宅の処分 ・取組スケジュールについて、平成27年度から平成29年度までに「売却」としていたが、平成27年度から平成30年度までに「売却」に変更	管財契約課	28
50	純射水産サクラマスによるローカルブランディングの創出 ・「民間企業との共同商品開発」の取組スケジュールについて、平成30年度に「商品化」としていたが、平成29年度に「商品化（済）」に変更	農林水産課	30
53	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入 ・取組スケジュールについて、平成29年度から「段階的に導入」としていたが、平成30年度に「段階的に導入」に変更	管財契約課	31
57	新地方公会計の整備 ・取組内容について、財務諸表を決算分析や予算編成に活用することを明記	財政課、管財契約課	32
63	多様な納付環境の整備（ペイジー収納サービス） ・取組スケジュールについて、平成30年度に「導入」としていたが、平成26年度から平成30年度まで「検討」に変更	収納対策課	35
75	消防団員組織の充実強化 ・取組内容について、本団付けの女性部の分団化を明記	消防本部総務課	38
	スポーツ推進委員定数の適正化 ・取組中止のため削除	生涯学習・スポーツ課	

企画管理部未来創造課 資料 1
9月定例会 総務文教常任委員会
平成30年9月13日

射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略

～選ばれるまち快適安心居住都市 いみず～

平成29年度進捗状況報告書

平成30年9月

射 水 市

目 次

1	報告書策定の趣旨	1
2	評価の方法	2
3	人口の状況	2
4	数値目標及び重要業績評価指標の進捗状況	4
5	平成29年度地方創生推進交付金事業の効果検証	12

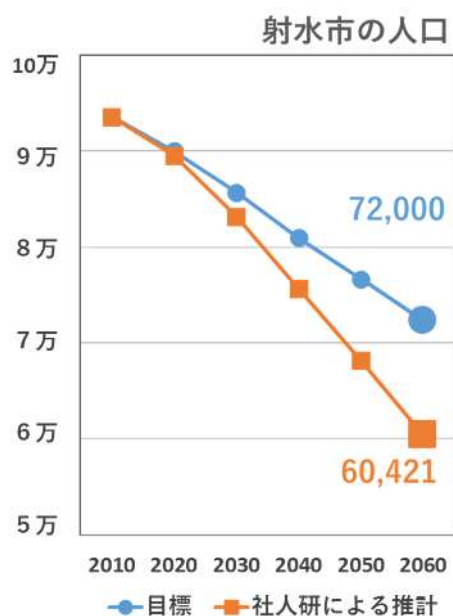
1 報告書策定の趣旨

本市では、平成27年10月に人口減少の克服と地域活性化による地方創生を強力に進め、将来にわたって活力に満ち、市民が夢と希望を持てる射水市を創るため、「射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」)を策定した。

総合戦略は、4つの基本目標にそれぞれ数値目標を、施策には重要業績評価指標(KPI)を設定しており、毎年度、射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において、施策の効果検証等を行い、必要に応じて総合戦略の見直しを行うこととしている。

今回は、計画期間の中間年度に当たる、平成29年度の進捗状況について報告するものである。

基本的な考え方



POINT 1

射水市の人口推計(2060年)

60,421人

人口減少と地域経済の縮小の悪循環

POINT 2

将来にわたって活力に満ち、
市民が夢と希望を持てる射水市を創る。

射水市まち・ひと・しごと
創生総合戦略の施策の推進

POINT 3

人口**72,000**人を目指す

基本目標

1

結婚・出産・子育て・子どもの学びの
環境づくり

基本目標

2

地域のしごとづくり

基本目標

3

市の魅力を内外に発信し、
新しい人の流れづくり

基本目標

4

安全で安心して暮らせる
時代に合ったまちづくり

2 評価の方法

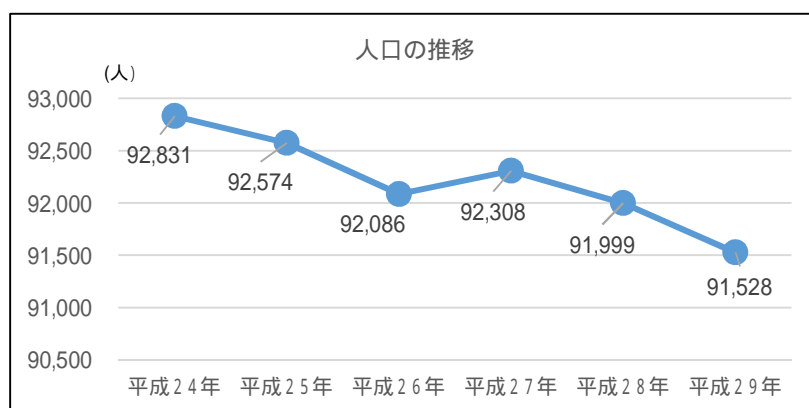
射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況を客観的に検証するため、数値目標及び重要業績評価指標を（KPI）を下記の5段階で評価を行う。

達成	・・・最終年度の目標値を達成している。
順調	・・・目標値に対して基準値からの進捗率が60%以上
概ね順調	・・・目標値に対して基準値からの進捗率が30%以上60%未満
維持	・・・目標値に対して基準値からの進捗率が30%未満
遅れ	・・・基準値を下回っている。

3 人口の状況

(1) 人口の現状

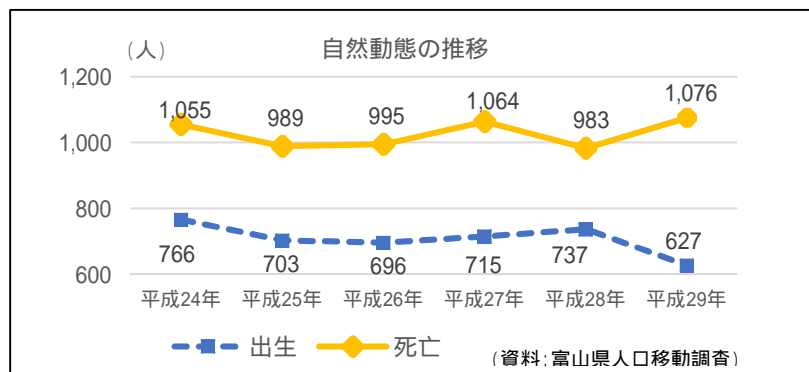
平成29年10月1日現在の本市の総人口は91,528人で、前年と比較して471人、0.5パーセントの減となった。また、国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年度の国勢調査等に基づき試算した最新の人口推計によると、2060年時点の射水市の推計人口は61,824人で、人口ビジョン策定時（60,421人）よりも若干の増となった。



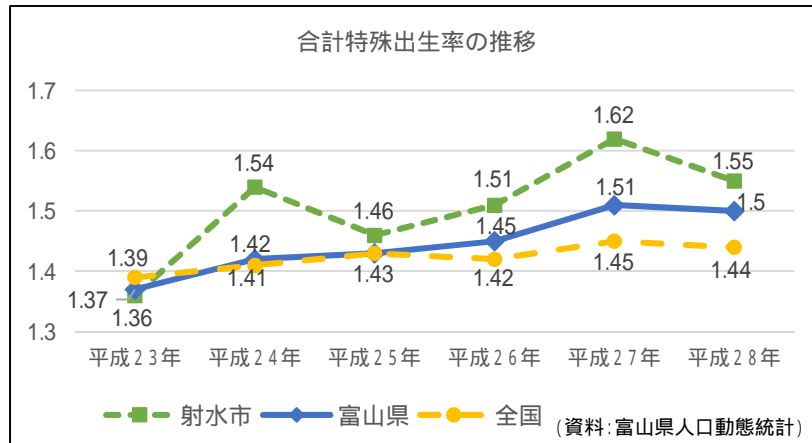
(資料：富山県人口移動調査)
平成27年は国勢調査

(2) 自然動態

平成29年の出生者数は627人で、3年振りの減少となった。一方、死亡者数は1,076人と2年振りに増加し、自然動態は449人のマイナスとなった。また、平成28年の合計特殊出生率は1.55で、前年の1.62より低下しているものの、5年連続で国、県の数値を上回った。

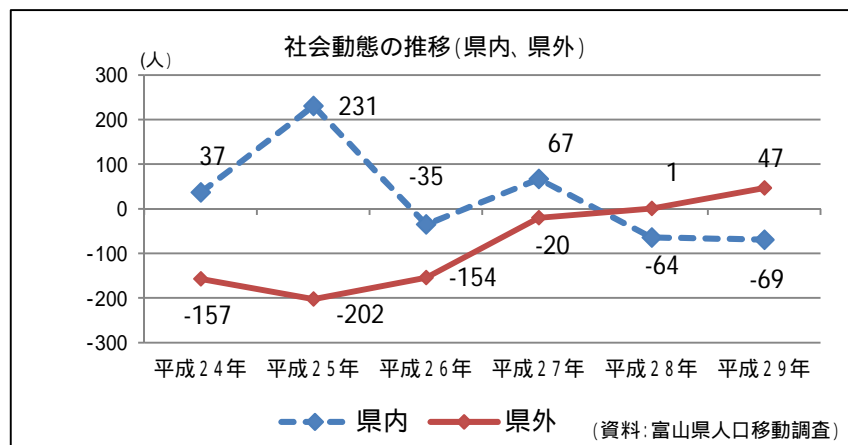
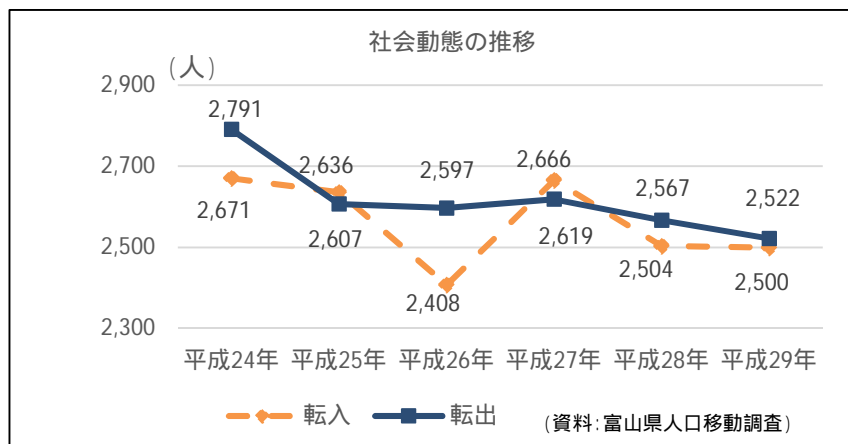


(資料：富山県人口移動調査)



(3) 社会動態

平成29年の転入者数は2,500人で、転出者数の2,522人を下回り、社会動態は2年連続でマイナスとなった。また、県内・県外の移動別では、県内の移動者数が69人の転出超過となった一方、県外の移動者数は47人の転入超過となった。

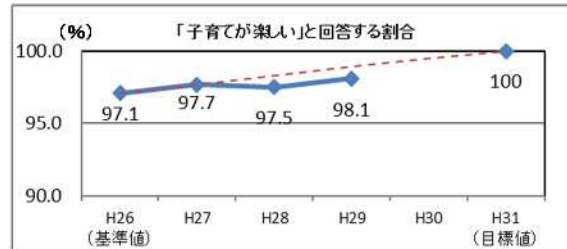


4 数値目標及び重要業績評価指標の進捗状況

基本目標 1 結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり

数値目標	基準値 (H26)	実績値 (H29)	目標値 (H31)
「子育てが楽しい」と回答する割合	97.1%	98.1%	100%

進捗度
概ね順調



<主な取組及び成果>

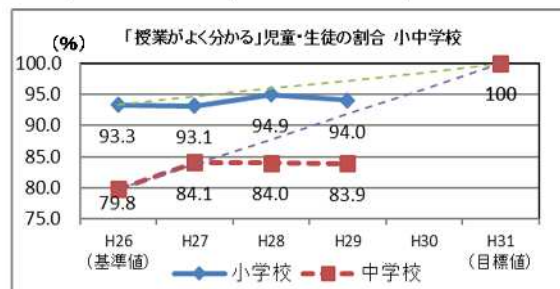
- 子ども子育て総合センターを開設し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談・支援を行うことで、安心して子育てできる体制を整えた。
- 産後4か月までのお母さんと赤ちゃんを対象に、産後ケア事業（日帰り型、宿泊型）を開始し、出産後の育児支援を図った。

<今後の取組>

- 訪問型産後ケア事業を開始する。
- 育児相談事業や母子保健推進員による地区活動を継続する。

数値目標	基準値 (H26)	実績値 (H29)	目標値 (H31)
「授業がよく分かる」児童・生徒の割合	小 93.3%	小 94.0%	小 100.0%
	中 79.8%	中 83.9%	中 100.0%

進捗度
維持



<主な取組及び成果>

- 小学校4校の中学年希望者を対象に、4名の学習支援員が週1回算数の学力補充を目的とした放課後学習を行った。
- 「できる・分かる・喜びを味わえる授業」にするため、デジタル教科書や視聴覚機器の活用が図られた。

<今後の取組>

- 個々の児童生徒の学力差に対応した指導を推進するため、補充学習の充実や授業と家庭学習の効果的な取組を推進する。
- 確かな学力の育成のための実践研究を行う学校を指定し、支援を行う。

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況

進捗度	達成	順調	概ね順調	維持	遅れ
件数	1	1	1	4	2

KPI		基準値 (平成26年度)	実績 (平成29年度)	目標値 (平成31年度)	進捗
1	男女の出会いイベント数	0 件	3 件	2 件	達成
2	休日保育実施保育園数	9 園	9 園	10 園	維持
3	子育て支援センターの年間利用者数	46,752 人	46,764 人	53,000 人	維持
4	子育て情報ちやいる.comへのアクセス数	- 件/年	48,830 件/年	58,000 件/年	順調
5	3歳6か月児健康診査の受診率	98.6 %	98.9 %	100 %	維持
6	家庭学習の1日当たり時間が「10分間×学年」以上の児童・生徒の割合	(小学校)86.4 %	(小学校)88.5 %	(小学校)100 %	維持
		(中学校)57.5 %	(中学校)71.1 %	(中学校)100 %	
7	地域の行事に参加している児童・生徒の割合	(小学校)81.1 %	(小学校)80.8 %	(小学校)83.0 %	遅れ
		(中学校)58.7 %	(中学校)58.0 %	(中学校)60.0 %	
8	不登校児童・生徒数	(小学校)42 人	(小学校)18 人	減少	概ね順調
		(中学校)53 人	(中学校)61 人	減少	
9	家庭教育に関する講座・学習会の参加者数	971 人	965 人	1,050 人	遅れ

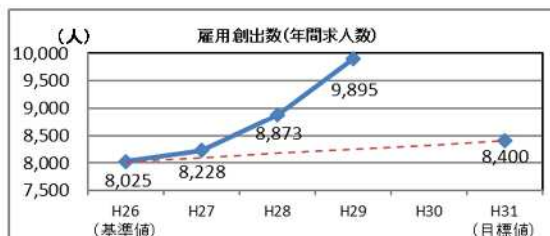
- 「男女の出会いイベント数」については、婚活サポーターズクラブ主催のイベント 2 回に加え、民間団体によるイベントが 1 回開催され、20 組のカップルが誕生した。
- 「子育て支援センターの年間利用者数」については、子ども子育て総合支援センターを開設し、保護者が利用しやすい環境づくりに努めたことにより利用者数が増加した。
- 「子育て情報ちやいる.com へのアクセス数」については、スマートフォンに最適化したサイト構成に改修し利便性の向上を図った。
- 「不登校児童・生徒数」については、中学校の数値が増加しているものの、小学校においては数値が大幅に改善した。

今後は、教育アドバイザーや医師会の協力により設けた医療教育アドバイザーによる支援の充実を図るとともに、専門機関等とも連携し、悩みを抱える児童生徒や保護者、教職員からの相談体制の強化を図る。また、「豊かな人間関係づくり支援事業」の推進及びマイサポーター制度の充実を図り、児童生徒の自尊感情を高める学級集団づくりを進める。

基本目標2 地域のしごとづくり

数値目標	基準値 (H26)	実績値 (H29)	目標値 (H31)
雇用創出数(年間求人人数)	8,025人	9,895人	8,400人

進捗度
達成



<主な取組及び成果>

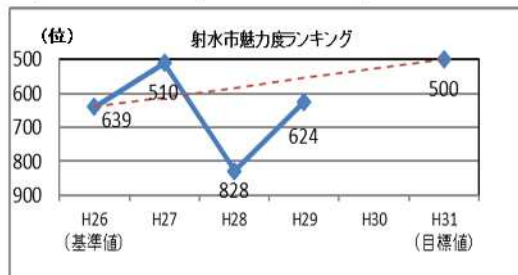
- 全国的に有効求人倍率が上昇する中、富山県及び高岡管内の有効求人倍率が全国平均を上回った。
※高岡管内有効求人倍率：H27年度1.57、H28年度1.72、H29年度1.98（富山県1.99、全国平均1.59）

<今後の取組>

- 合同企業説明会参加支援について、補助対象を三大都市圏から県外に拡充する。
- ハローワーク、商工団体と連携し、引き続き、「射水市合同企業説明会」を開催する。

数値目標	基準値 (H26)	実績値 (H29)	目標値 (H31)
射水市魅力度ランキング	639位	624位	500位以内

進捗度
維持



<主な取組及び成果>

- 東京、名古屋、長野県等の県内外で、観光及び特産品のPRのため、出向宣伝や各種物産展等への参加を積極的に実施し、射水の魅力発信に取り組んだ。

<今後の取組>

- 首都圏及び北陸新幹線沿線地域等での出向宣伝や物産展等に参加し、魅力発信する。
- 新たな観光振興計画に基づき、各種施策に取り組み、本市の魅力度を高める。

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況

進捗度	達成	順調	概ね順調	維持	遅れ
件数	1	2	1	4	1

KPI		基準値 (平成26年度)	実績 (平成29年度)	目標値 (平成31年度)	進捗
10	市内企業団地分譲率	96.0 %	97.6 %	100 %	概ね順調
11	創業者数	8 件	11 件	20 件	維持
12	産学官金連携による共同研究の年間件数	4 件	11 件	15 件	順調
13	射水産特産品通販販売品目	35 品	35 品	45 品	維持
14	6次産業化推進案件数	0 件	0 件	2 件	維持
15	養殖サクラマスの年間売上高	0 千円	10,108 千円	60,000 千円	維持
16	育児休暇取得率	(女性)73.9 %	(女性)97.1 %	(女性)77.6 %	順調
		(男性)1.0 %	(男性)2.7 %	(男性)5.0 %	
17	中小企業退職共済加入者数	3,494 人	3,758 人	3,672 人	達成
18	人材確保充足数	1,799 件	1,586 件	1,900 件	遅れ

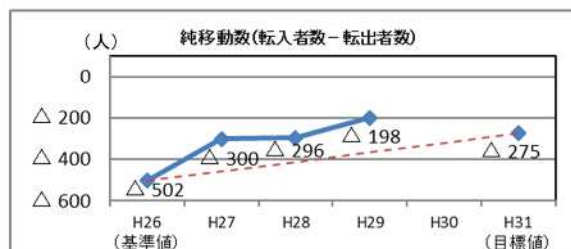
- 「市内企業団地分譲率」については、県内外の企業と精力的に交渉した結果、97.6%となった。市所有の企業団地については、小杉インターパークの1区画のみとなり、企業用地が不足していることから、企業適地調査で選定した3か所で新規に整備していく。引き続き、設備投資の情報収集を積極的に行い、新規・拡張意向がある企業を抽出し、精力的に誘致交渉を行っていく。
- 「創業者数」については、創業者支援事業補助制度を活用し11件の支援を行った。国の認定を受けた創業支援事業計画について、期間延長すると同時に、これまで対象としてこなかった「創業無関心層」に対してもアプローチし、市内の創業マインドを高める「創業機運醸成事業」を盛り込む予定である。また、本計画における支援機関の拡充（金融機関、NPO等）や支援メニューの拡充（インキュベーション施設、ビジネスプランコンテスト等）も検討していく。また、創業支援事業補助金については、商店街等新規出店補助金とあわせ、利活用しやすい内容へと改善することで、市内創業の一層の促進を図っていく。
- 「育児休暇取得率」については、企業状況調査の公表や広報等で育児休暇取得の促進を図った結果、取得率は年々上昇している。企業状況調査により、現況を把握し、公表するとともに、商工団体の会議等の機会を捉えて周知を行い、企業の意識改革や育児休暇取得の促進に努めていく。
- 「中小企業退職共済加入者数」については中小企業退職者共済制度のリーフレットの設置や広報による制度の周知に加え、中小企業者に共済掛金の補助を行ったことにより、加入者数が増加した。

基本目標 3 市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり

数値目標	基準値 (H26)	実績値 (H29)	目標値 (H31)
純移動数（転入者数－転出者数）	△502人	△198人	△275人

※直近5年間の累計

進捗度
達成



<主な取組及び成果>

- 1 首都圏及び関西圏での移住フェア等に参加し、移住者希望者に対する市のPRに努めた。
- 2 住宅金融支援機構と協定を締結し、フラット35の優遇金利から0.25%の金利引下げを行うとともに、全国版空き家バンク（2社）に登録し情報発信に努めた。

<今後の取組>

- 1 若者世帯の移住を促進するため、きららか射水移住支援事業補助金を拡充する。
- 2 呉西6市が連携して、出張相談会やセミナーへの参加する等共同で移住サポートを行う。

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況

進捗度	達成	順調	概ね順調	維持	遅れ
件数	4	4	0	1	4

KPI	基準値 (平成26年度)	実績 (平成29年度)	目標値 (平成31年度)	進捗
19 移住制度を活用して県外から移住した人数	5人	20人	10人	達成
20 移住交流施設の利用率	43.1%	44.3%	45.0%	順調
21 指定宅地における建築率	79.7%	82.9%	83.4%	順調
22 若者世帯定住促進家賃補助制度を利用して、市外から転入した人数	0人	25人	21人	達成
23 住宅相談窓口利用者数	50件	45件	60件	遅れ
24 空き家の有効活用支援件数	0件	0件	1件	維持

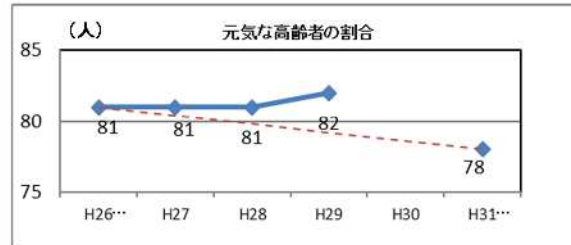
KPI		基準値 (平成26年度)	実績 (平成29年度)	目標値 (平成31年度)	進捗
25	ロケ地来訪者(川の駅)数	35,439人	44,370人	50,000人	順調
26	海王丸パーク周辺入込数	1,559,200人	1,533,600人	1,700,000人	遅れ
27	コミュニティバス等乗車人数	394,302人	416,363人	400,000人	達成
28	万葉線乗車人数	1,253,912人	1,194,668人	1,258,000人	遅れ
29	市内企業に就職したい学生の割合	- %	42.2 %	68.0 %	順調
30	学生訪問支援事業の参加学生の満足度	- %	97.7 %	97.5 %	達成
31	合同企業説明会の学生参加者数	66人	35人	84人	遅れ
32	市のまちづくりについて「関心がある」と答える学生の割合	20 %	%	25 %	-

- 「移住制度を活用して県外移住した人数」については、目標値を達成した。これは、空き家情報バンクの登録情報の充実をはじめ、移住相談や住宅施策の充実などに努めたことによるものである。また、平成30年度からは若者世帯の移住を促進するため、さらさら射水移住支援事業補助金を拡充するとともに、内川周辺を移住者受入モデル地域として指定し、移住者受入促進計画を策定するなど支援を拡充するなど、さらなる移住者の増加に努めていく。
- 「指定宅地における建築率」については、順次、指定宅地の指定を行っており、指定宅地における建築率を堅調に伸ばしている。今後は、住宅金融支援機構と連携した住宅ローン「フラット35」の金利引下げの取組について、平成30年6月から空き家情報バンクに登録された指定宅地も新たに対象項目として追加するなど、更なる事業の推進を図る。
- 「空き家の有効活用支援件数」については、今後の空き家等の活用策や老朽空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するため「射水市空き家等対策計画」を策定しており、老朽危険空き家等の解体を促進し、解体後の跡地活用を支援するため、経費の一部を助成している。今後は、地域ぐるみで取り組んでいる移住者受入モデル地域支援事業の方向性や成果を踏まえ、地域の活性化や定住促進のための空き家の有効活用について、NPO法人等に働き掛ける。
- 「コミュニティバス等乗車数」については、通勤・通学の利便性を向上させた快速便の運行に加え、新湊地区センター、射水市民病院、本庁舎、小杉駅南口、バスコ前を結ぶ路線を新設するなどの路線の見直しなどにより、乗車数は増えている。更なる利便性向上のため、平成30年度に市民ニーズ調査及びコミュニティバス利用者ニーズ調査を実施し、本市の望ましい公共交通網の方針となる、射水市地域公共交通網形成計画を平成31年度に策定する。

基本目標 4 安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり

数値目標	基準値 (H26)	実績値 (H29)	目標値 (H31)
元気な高齢者の割合 (要介護認定等を受けていない者の割合)	81%	82%	78%

進捗度
達成



<主な取組及び成果>

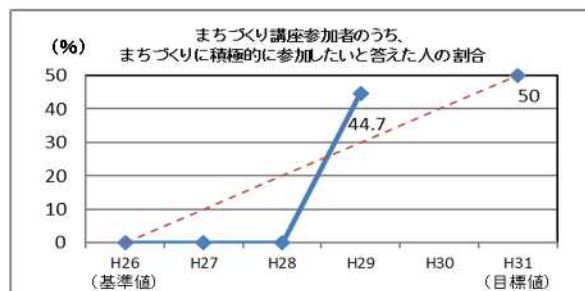
- 1 介護予防効果のある「100歳体操」の普及啓発のため、出前講座の実施や継続グループの支援を行うとともに、銭湯で「いみず湯どころ体操教室」を週1回開催した。
- 2 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し相談窓口の強化に加え、認知症サポーター養成講座、認知症ケアパスの普及、物忘れ・認知症相談会等を実施した。

<今後の取組>

- 1 認知症の前段階と言われる軽度認知障害高齢者を早期発見し、早期治療につなげるとともに予防についての正しい知識の普及啓発を図る「脳いきいき講座」を実施する。
- 2 引き続き「きららか射水100歳体操」や認知症予防の普及啓発に努めていく。

数値目標	基準値 (H26)	実績値 (H29)	目標値 (H31)
まちづくり講座参加者のうち、まちづくりに積極的に参加したいと答えた人の割合	なし	44.7%	50%

進捗度
順調



<主な取組及び成果>

- 1 まちづくりの活動を見て、体験する「射水まちづくりプラットフォーム～まちプラ～」及び先進「射水まちづくり講演会」を実施し、まちづくりに参画する市民の裾野を広げるよう努めた。

<今後の取組>

- 1 協働のまちづくりへの理解を広め、参画意識を高めていく事業を実施する。
- 2 地域に対する愛着を深め、まちづくりに積極的に参加しようとする機運の醸成に努める。

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況

進捗度	達成	順調	概ね順調	維持	遅れ
件数	5	3	0	1	1

KPI		基準値 (平成26年度)	実績 (平成29年度)	目標値 (平成31年度)	進捗
33	講座参加者のうち、積極的に「地域デビュー」したいと答えた人の割合	なし	76.7 %	50 %	達成
34	総合患者満足度数 アンケート結果による。(5点満点)	4.04 点	4.13 点	4.07 点	達成
35	防災士取得者数	64 人	99 人	114 人	順調
36	消防団員数	728 人	716 人	757 人	遅れ
37	エコアクション21認証取得	13 社	14 社	22 社	維持
38	まちづくり講座受講者数	0 人	132 人	200 人	順調
39	見直しする公共施設数	14 件	28 件	28 件	達成
40	ICカードの多目的利用業務数	0 業務	3 業務	5 業務	順調
41	コンビニ交付利用可能箇所数	0 箇所	43 箇所	40 箇所	達成
42	呉西圏域で連携して取り組む事業数	0 件	29 件	29 件	達成

- 「講座参加者のうち、積極的に地域デビュー」したいと答えた人の割合は、76.7%と目標値を大きく上回った。平成29年度は、地域振興会や地区社会福祉協議会に呼び掛け、住民サポーター講座を2回実施するとともに、ICTを活用した高齢者支援システムの調査・研究について、富山県立大学・富山福祉短期大学の共同研究を支援した。さらには、センサーによる見守りの必要性等に係るアンケート調査を実施に加え、5地区のモデル世帯に実際に見守りセンサー等を設置し、実証実験を行った。
- 「消防団員数」は、災害支援員（OB団員）学生消防団員を導入するとともに、消防団応援の店を登録するなどにより、一定の団員を確保した。
- 「まちづくり講座受講者数」については、幅広い分野からのまちづくり人材の掘り起しを行うため、まちづくりプラットフォームを実施したほか、まちづくり講演会を開催した。今後さらに参加者数を増やすため、まちプラの内容の充実、周知の強化に取り組むとともに、まちづくり講演会については、開催時には集客力のある講師を招へいすることで、事業効果を高めていく。
- 「ICカードの多目的利用数」では、全国のコンビニエンスストアで、住民票の写し等の証明書を取得できるサービスに加え、子育てに関する申請や届出など15の手続きをオンラインで行えるサービス、更には射水市内4つの図書館において図書館利用カードとして利用できるサービスを開始することで3事業となった。平成30年7月からは、地域活性化の取組（自治体ポイント）を導入するなど、さらに利便性の向上を図っていく。

5 平成29年度地方創生推進交付金事業の効果検証

平成29年度に国の地方創生推進交付金を活用した事業は、以下のとおり。

①完全養殖サクラマスローカルブランディング創出事業

事業費 46,158千円
 交付金額 22,509千円

<事業概要>

サクラマスのブランド化を推進するとともに、販路拡大及び生産能力の調査並びに機能増強を図る。また、サクラマスを通じた6次産業化による定住促進を図る。

- 販路拡大・市場拡大
- イメージアップ戦略・海外進出等
- JRとのタイアップによるテストマーケティング
- 地域活性化のための観光協会タイアップ
- 高品質サクラマス製造のための設備機能増強
- 関連事業の資質向上
- 海面蓄養試験

K P I		H 29	H 32
純射水産サクラマス（陸上養殖）の年間売上高（千円）	目標値	16,000千円	60,000千円
	実績値	10,108千円	
鰯専用米作付面積（a）	目標値	60a	1,200a
	実績値	50a	
養殖サクラマス取扱店（店舗）	目標値	4店舗	10店舗
	実績値	29店舗	
海面蓄養（養殖）サクラマス売上高（千円）	目標値	0千円	45,360千円
	実績値	0千円	

<主な取組及び成果>

- 1 純射水産サクラマス（陸上養殖）の年間売上高については、計画どおり生産したものの、将来にわたって安定的に供給する店舗を確保するため、生産されたサクラマスをテストマーケティングとして一部無償提供等したため、売上高としては達成していない。一方、このテストマーケティングの効果もあり、取扱店舗数の目標は大幅に達成している。安定的な取扱店舗を確保し、生産から販売までのビジネスモデルを確立している。
- 2 販路拡大のため、首都圏などでのPR活動、都内にある県内アンテナショップでサクラマスフェアの実施等を行うとともに、JR西日本と連携協定を締結した。
- 3 鰯寿司専用米の生産、里山再生とあわせた熊笹の生産、魚醤の製造を行った。

<今後の取組>

- 1 陸上養殖については、年間1万尾の生産を目指す。
- 2 軌道に乗った事業運営のため他の関連事業のマーケティングも含めた経営診断及びサクラマスのプレミアム化を含めた商戦、売り込み展開を行い、稼ぐ力と継続するビジネス展開を検証する。
- 3 海上養殖試験を実施し、生産量の増強と大型市場化を目指す。

事業費 2,577千円
 交付金額 1,288千円

< 事業概要 >

平成28年5月に日本版DMO候補法人として登録された(公社)とやま観光推進機構を中心に、「選ばれ続ける観光地 富山」を目指し、官民一体となって「マーケティング=売れる仕組みづくり」と「ブランディング=上質なライフスタイルのブランドイメージの確立」に重点的に取り組む。

戦略的な観光地域づくり・広域観光の拠点化

富山らしい魅力創出・戦略的なプロモーション

美術館・博物館・芸術文化施設等の魅力向上・発信による誘客促進

首都圏等での戦略的情報発信による富山のブランド力アップ

季節に応じた富山の食の魅力の発信・イベント開催等を通じた「食のとやまブランド」の確立

K P I		H 26	H 29	H 32
富山県全体の観光消費額(億円)	目標値		1,851億円	2,110億円
	実績値	1,635億円	集計中	
首都圏のアンテナショップへの来館者数(人)	目標値		900,000人	1,150,000人
	実績値	508,000人	698,000人	
県立美術館等の年間来館者数(人)	目標値		450,000人	520,000人
	実績値	397,000人	1,554,012人	

< 主な取組及び成果 >

知名度・魅力度向上、観光客の誘致促進を図るため、(公社)とやま観光推進機構が中心となり、県内15市町村が県とタイアップして戦略的な観光地域づくりに向け、各種マーケティングデータに基づく事業を推進した結果、県及び県内市町村と連携して様々な情報発信や旅行ことで、オール富山で戦略的な魅力発信を行うことができた。

< 今後の取組 >

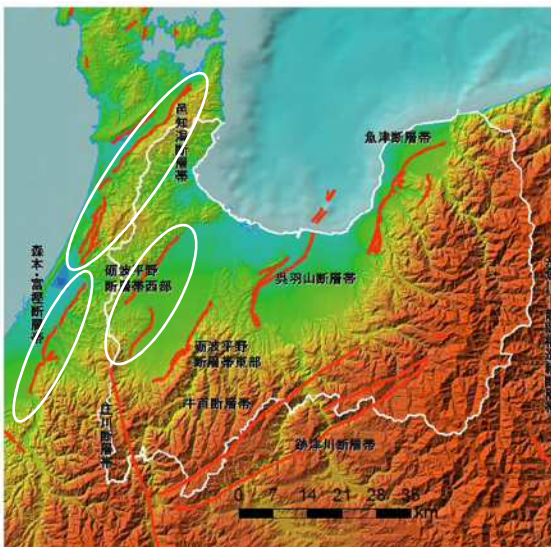
とやま観光推進機構(日本版DMO)の取組が県全体の地域経済活性化につながるよう、連携自治体・市町村観光協会・観光事業者等と協力の上、特に当該市の観光振興施策に取り組む。

射水市地域防災計画の修正について

1 平成29年12月に公表された県地震被害想定調査結果を踏まえた地震被害想定の見直し

富山県に影響を及ぼす可能性がある主要活断層のうち、発生確率が比較的高く、発生した場合に社会的影響が大きいなどとして国の地震調査研究推進本部が追加調査を行った「砺波平野断層帯西部」「森本・富樫断層帯」「邑知潟断層帯」について、富山県が最新の建物の状況や、国の地震研究に関する最新の知見などを踏まえ、地震被害想定調査を実施し調査結果を公表したことから、本市における地震被害想定にその内容を追加し修正するもの。

【今回調査公表された断層帯の位置図】



【今回調査公表された射水市における地震被害の予測】

被害項目		邑知潟断層帯 ケース1	邑知潟断層帯 ケース2	邑知潟断層帯 ケース3	邑知潟断層帯 ケース4
建物	全壊（棟）	6,857	7,789	7,402	6,516
	半壊（棟）	13,120	13,719	13,862	13,917
火災延焼（棟）		27	52	21	35
建物屋外付帯物の落下（棟）		1,873	2,270	1,953	1,439
ブロック塀等倒壊（件）		380	507	386	339
自動販売機の転倒（件）		0	0	0	0
死者数（人）		298	342	328	286
負傷者数（人）		2,483	2,684	2,663	2,565

邑知潟断層帯のケース1～ケース4は国の地震調査研究推進本部が設定した断層モデルの区分

- ケース1：断層の南西側の小さな強振動生成域に破壊開始点
- ケース2：断層の北東側の大きな強振動生成域に破壊開始点
- ケース3：断層の南西側の大きな強振動生成域に破壊開始点
- ケース4：断層の北東側の小さな強振動生成域に破壊開始点

被害項目		砺波平野断層帯西部	森本・富樫断層帯	<参考> 呉羽山断層帯 (h23.6公表)
建物	全壊(棟)	87	0	27,419
	半壊(棟)	2,926	496	25,948
火災延焼(棟)		0	0	403
建物屋外付帯物の落下(棟)		0	0	16,091
ブロック塀等倒壊(件)		0	0	6,764
自動販売機の転倒(件)		0	0	367
死者数(人)		2	0	1,127
負傷者数(人)		303	45	1,299

2 市組織機構の見直し等に伴う災害対策本部組織及び分掌事務の修正

平成30年度の市組織機構改革に合わせて災害対策本部組織の編成を見直し修正を行うもの。

- (1) 総務班の構成員に検査監を追加
- (2) 道路建設課及び道路・河川管理課を道路課及び用地・河川管理課に再編したことに伴う修正
- (3) 税務班の分掌事務に「災害に係る住家の被害認定調査及びり災者台帳作成に関すること。」を追加

3 指定緊急避難場所・指定避難所の変更

- (1) 指定緊急避難場所(災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所)

追加 2施設

施設名	住所	収容可能人数	対象となる異常な気象			
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波
塚原コミュニティセンター	松木761番地	470人				
堀岡コミュニティセンター	射水町一丁目17番地1	1,175人				
合計 (増減)		1,645人 (+1,645人)				

変更 3施設

施設名	住所	収容可能人数	対象となる異常な気象			
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波
いきいき長寿館	高岡市下牧野385番地1	366人 (±0人)				—
作道コミュニティセンター	作道908番地	594人 (±0人)				—
ピレッジハウス片口1号棟、2号棟(2階以上)	片口高場242番地2	350人 (±0人)				
合計 (増減)		1,310人 (±0人)				

取消し 3施設

施設名	住所	収容可能 人数	対象となる異常な気象			
			洪水	がけ崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	津波
長徳寺クリニック	本町二丁目11番24号	-人 (710人)				
堀岡福祉センター	堀岡278番地	-人 (386人)				
小杉社会福祉センター	戸破4200番地11	-人 (1,847人)				
合計 (増減)		-人 (2,943人)				

(2) 指定避難所(避難者が災害の危険がなくなるまでの一定期間、又は災害により自宅に戻れなくなった場合に一時的に滞在する施設)

追加 1施設

施設名	住所	収容可能 人数	備考
堀岡コミュニティセンター	射水町一丁目17番地1	363人 (+363人)	
合計 (増減)		363人 (+363人)	

取消し 4施設

施設名	住所	収容可能 人数	備考
旧・新湊保健センター	本町二丁目10番18号	-人 (404人)	
堀岡福祉センター	堀岡278番地	-人 (600人)	
堀岡児童館	射水町一丁目10番地1	-人 (462人)	
小杉社会福祉センター	戸破4200番地11	-人 (924人)	
合計 (増減)		-人 (2,390人)	